

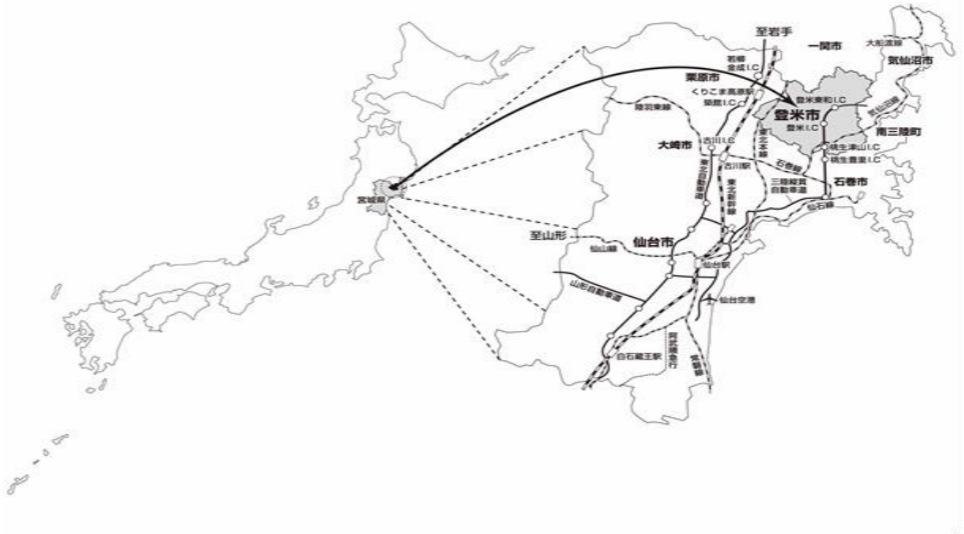
登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	第1章 総則	第1章 総則	
	第1節 計画の目的と構成	第1節 計画の目的と構成	
総-1	第1 計画の目的 この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある大規模地震災害に対処するため、 <u>市域</u> での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、登米市 <u>及び</u> 宮城県 <u>・</u> 指定地方行政機関、指定公共機関、 <u>指定地方公共機関</u> 等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市の地域並びに市民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また、被害を軽減することを目的とする。 （略）	第1 計画の目的 この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある大規模地震災害に対処するため、 <u>市内</u> での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、登米市、 <u>宮城県</u> 、 <u>指定地方行政機関</u> 、指定公共機関 <u>及び</u> 指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市の地域並びに市民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また、被害を軽減することを目的とする。 （略）	記述の適正化
総-1	第2 計画の性格 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に <u>基づく</u> 「登米市地域防災計画」の「 <u>震災対策編</u> 」として、登米市防災会議が <u>策定</u> する計画であり、登米市の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。 （略） 第3 （略）	第2 計画の性格 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に <u>より</u> 「登米市地域防災計画」の「 <u>地震災害対策編</u> 」として、登米市防災会議が <u>作成</u> する計画であり、登米市の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。 （略） 第3 （略）	記述の適正化
総-2	第4 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に <u>基づき、国・県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正する等、地震防災対策の確立に万全を期すものとする。</u> 第5 （略）	第4 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に <u>より、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期す。特に国の防災基本計画及び宮城県地域防災計画の見直しを踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「登米市地域防災計画（地震災害対策編）」の見直しに反映する。</u> <u>本計画策定時点でも、国等において、様々な観点から検討が行われており、国等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。</u> 第5 （略）	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	第2節 各機関の役割と業務大綱	第2節 各機関の役割と業務大綱	
総-3	第1 （略） 第2 組織 1 防災会議 登米市防災会議は、市長を会長として、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置された登米市の附属機関であって、登米市防災会議条例（平成17年条例第14号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、 <u>登米市の地域に係る</u> 防災に関する基本方針の <u>決定</u> 及び <u>登米市地域防災</u> 計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じ防災に関する重要事項の審議等を行うことを所掌事務とする。	第1 （略） 第2 組織 1 防災会議 登米市防災会議は、市長を会長として、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置された登米市の附属機関であって、登米市防災会議条例（平成17年条例第14号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、 <u>本市における</u> 防災に関する基本方針 <u>及び</u> <u>計画</u> を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じ防災に関する重要事項の審議等を行うことを所掌事務とする。	記述の適正化
総-3	2 災害対策本部等 <u>登米市の地域</u> 内において災害が発生し <u>た場合</u> 、又は災害が発生する <u>恐れ</u> がある場	2 災害対策本部等 <u>市</u> 内において災害が発生し <u>、</u> 又は災害が発生する <u>おそれ</u> がある場	記述の適正化

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

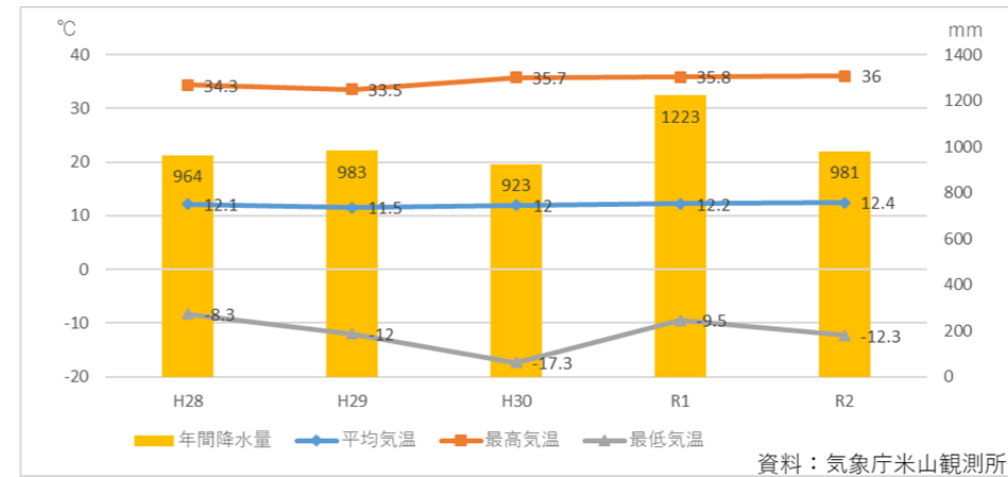
頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考												
	<p>合 _____ は、災害対策基本法第23条の2の規定に<u>基づき</u>設置する登米市災害対策本部及び防災関係機関の防災組織をもって、応急対策を実施する。 (略)</p>	<p>合 <u>(以下「災害時」という。)</u> は、災害対策基本法第23条の2の規定に<u>より</u>設置する登米市災害対策本部及び防災関係機関の防災組織をもって、応急対策を実施する。 (略)</p>													
<p>総-3</p>	<p>第3 各機関の役割 1及び2 (略) 3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、<u>登米市</u>の活動が円滑に行われるよう _____ 協力、指導、助言する。 4 (略)</p>	<p>第3 各機関の役割 1及び2 (略) 3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、<u>市及び県</u>の活動が円滑に行われるよう <u>支援</u>、協力、指導、助言する。 4 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>												
<p>総-3</p>	<p>5 公共的団体及び市民 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、<u>登米市</u>の防災活動に協力する。 <u>なお</u>、市民一人ひとり「自らの命は自ら守る」ということを基本に、地震に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的に<u>取組み、防災に寄与するよう</u>に努める。 _____ _____ _____ _____ (※略) 第4 防災関係機関の業務大綱 1及び2 (略) 3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="308 1394 1391 1612"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1) から (4) まで (略) (5) <u>愛玩動物</u>の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請を行うとともに、救護支援を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>4から9まで (略) 第5 (略)</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東北地方環境事務所	(1) から (4) まで (略) (5) <u>愛玩動物</u> の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請を行うとともに、救護支援を実施	<p>5 公共的団体及び市民 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、<u>市、県その他の防災関係機関</u>の防災活動に協力する。 _____ 市民一人ひとり「自らの命は自ら守る」ということを基本に、地震に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的<u>な取組</u> _____ に努める。 <u>また、3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。</u> <u>地域住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。</u> <u>また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。</u> (※略) 第4 防災関係機関の業務大綱 1及び2 (略) 3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1469 1394 2552 1612"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1) から (4) まで (略) (5) <u>家庭動物</u>の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請を行うとともに、救護支援を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>4から9まで (略) 第5 (略)</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東北地方環境事務所	(1) から (4) まで (略) (5) <u>家庭動物</u> の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請を行うとともに、救護支援を実施	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱														
(略)	(略)														
東北地方環境事務所	(1) から (4) まで (略) (5) <u>愛玩動物</u> の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請を行うとともに、救護支援を実施														
機関の名称	事務又は業務の大綱														
(略)	(略)														
東北地方環境事務所	(1) から (4) まで (略) (5) <u>家庭動物</u> の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請を行うとともに、救護支援を実施														
	<p>(新設)</p>	<p>第3節 市の概況 第1 位置と自然条件 <u>1 位置と地勢</u></p>	<p>節の新設</p>												

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	(新設)	<p><u>本市は、宮城県の北東部に位置し、北部は岩手県に、西部は栗原市及び大崎市に、南部は石巻市及び遠田郡に、東部は気仙沼市及び本吉郡に接し、市域面積は536.09km²*で、県全体の7.36%を占める県内第5位の規模となります。</u></p> <p><u>本市と主要周辺部との直線距離は、仙台市まで70km、大崎市まで25km、石巻市まで30km、一関市まで30kmです。</u></p> <p><u>地勢は、西部が丘陵地帯、東部が山間地帯で、その間は広大で平坦肥沃な登米耕土を形成し、県内有数の穀倉地帯となっており、環境保全米発祥の地として、宮城米「ひとめぼれ」などの主産地となっています。また、全国でも有数の肉用牛生産地として有名な地域です。</u></p> <p><u>河川は、迫川・夏川が本市のほぼ中央を北西から南東に貫流し、本市東側を北から南に流れる北上川と旧北上川を介して合流しており、農業用水や上水道の水源になっています。</u></p> <p><u>また、本市北西部にはハクチョウやガンなどが飛来する伊豆沼・内沼をはじめ、長沼、南部には平筒沼など湖沼も多くあります。これらの湖沼及びその周辺地区においては、ラムサール条約※1登録湿地や本市の自然環境保全条例の保全地域などがあり、自然環境保全の取組が行われています。</u></p> <p>【登米市の位置】</p>  <p><small>※国土地理院が、令和6年12月に公表した令和6年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）による。 ※1[ラムサール条約]国際条約「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称。広く水辺の自然生態系を保全することを目的とする。</small></p> <p>2 気候</p> <p><u>本市は東南部の一部において太平洋岸気候を示しているが、大部分は内陸性気候となっており、気温の差が大きく、令和2年の年間平均気温は12.4℃、年間降水量は981mmとなっている。</u></p> <p><u>冬期の降水量は少なく、降雪期間も比較的短いことから、東北地方にあつては温暖な住み良い条件下にある。</u></p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
---	------------	-----	----



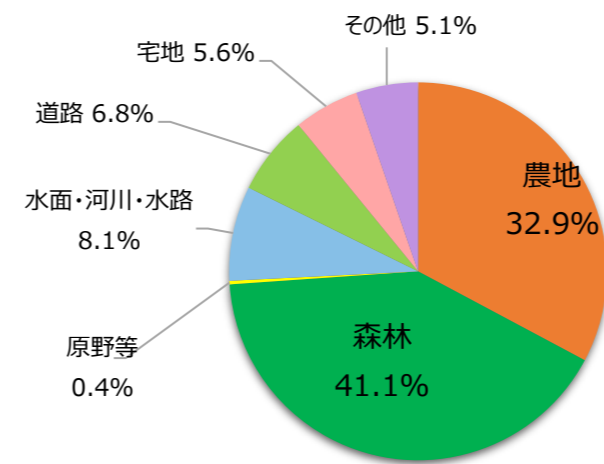
3 面積と土地利用

本市は、ラムサール条約湿地に登録されている伊豆沼・内沼及び蕪栗沼・周辺水田や北上川・迫川等の湖沼・河川の水辺をはじめ、美しい山林を有し、豊富な自然環境に囲まれています。

また、広大で平坦肥沃な登米耕土を利用した稲作等をはじめとする農業が基幹産業の一つとなっています。こうした豊かな自然環境は、我々市民の大切な財産であり、地域固有の資源を確実に未来へと維持、継承していく必要があります。

市土の均衡ある発展を図るため、地域の特性を活かしながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進し、将来にわたり自然と都市が調和した環境の保全を図ります。

【土地利用状況】



	合計	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
面積 (ha)	53,609	17,620	22,062	188	4,355	3,643	2,987	2,754

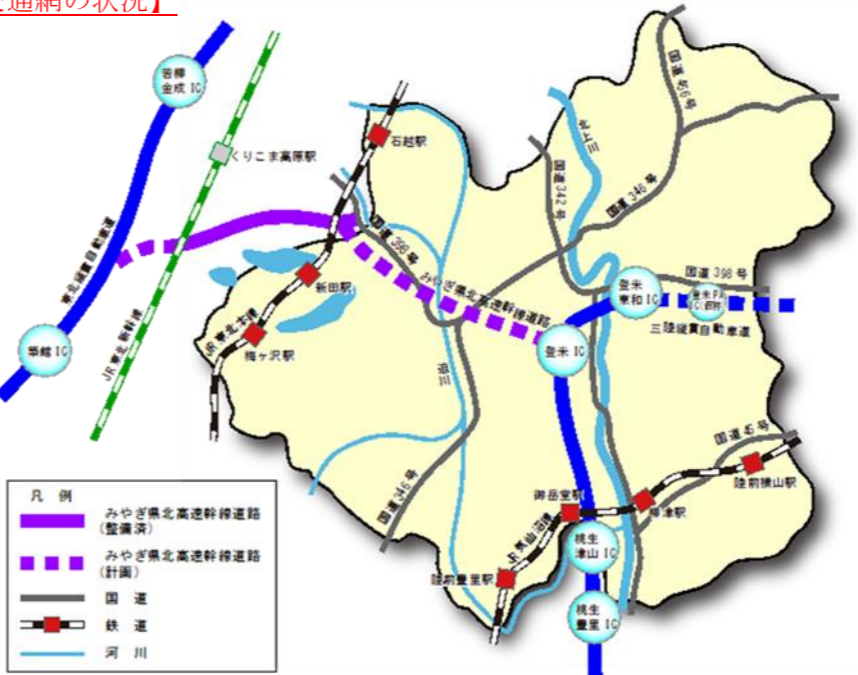
資料：宮城県国土利用計画管理運営資料（令和5年4月1日現在）

「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																																								
		<p>第2 人口・世帯</p> <p><u>本市の人口は、令和2年国勢調査において76,037人で、平成17年国勢調査時より約15%減少しています。一方、世帯数は、令和2年国勢調査において25,697世帯で、最多だった平成27年からやや減少したものの、平成2年からの30年間で増加しています。</u></p> <p><u>年齢別3階層人口は、平成2年から令和2年の30年間で、年少人口は20,010人から8,332人に、生産年齢人口も61,084人から40,399人にそれぞれ減少していますが、高齢人口は、17,136人から26,956人に増加しています。</u></p> <p><u>人口は減少傾向にある一方で世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行しています。また、高齢人口の割合が21%を超えると超高齢社会といわれますが、本市においては、令和2年の時点で人口に占める65歳以上の人口割合は35.6%となっており、少子高齢化が確実に進み、超高齢社会にあります。</u></p> <p>【人口・世帯数の推移】</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; text-align: center;"> <caption>人口・世帯数の推移 (単位: 人/世帯)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>年少人口 (0~14歳) 総数</th> <th>生産年齢人口 (15~64歳) 総数</th> <th>高齢人口 (65歳以上) 総数</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H2</td> <td>20,010 (20.4%)</td> <td>61,084 (62.2%)</td> <td>17,136 (17.4%)</td> <td>23,308</td> </tr> <tr> <td>H7</td> <td>17,030 (17.6%)</td> <td>58,762 (60.7%)</td> <td>21,040 (21.7%)</td> <td>24,243</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>14,023 (15.0%)</td> <td>56,098 (59.8%)</td> <td>23,648 (25.2%)</td> <td>24,929</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>11,797 (13.2%)</td> <td>52,937 (59.3%)</td> <td>24,579 (27.5%)</td> <td>25,048</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>10,530 (12.6%)</td> <td>49,569 (59.1%)</td> <td>23,762 (28.3%)</td> <td>25,002</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>9,726 (11.9%)</td> <td>46,668 (57.1%)</td> <td>25,315 (31.0%)</td> <td>26,196</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>8,332 (11.0%)</td> <td>40,399 (53.4%)</td> <td>26,956 (35.6%)</td> <td>25,697</td> </tr> </tbody> </table>	年次	年少人口 (0~14歳) 総数	生産年齢人口 (15~64歳) 総数	高齢人口 (65歳以上) 総数	世帯数	H2	20,010 (20.4%)	61,084 (62.2%)	17,136 (17.4%)	23,308	H7	17,030 (17.6%)	58,762 (60.7%)	21,040 (21.7%)	24,243	H12	14,023 (15.0%)	56,098 (59.8%)	23,648 (25.2%)	24,929	H17	11,797 (13.2%)	52,937 (59.3%)	24,579 (27.5%)	25,048	H22	10,530 (12.6%)	49,569 (59.1%)	23,762 (28.3%)	25,002	H27	9,726 (11.9%)	46,668 (57.1%)	25,315 (31.0%)	26,196	R2	8,332 (11.0%)	40,399 (53.4%)	26,956 (35.6%)	25,697	「県地域防災計画」の記載内容との整合
年次	年少人口 (0~14歳) 総数	生産年齢人口 (15~64歳) 総数	高齢人口 (65歳以上) 総数	世帯数																																							
H2	20,010 (20.4%)	61,084 (62.2%)	17,136 (17.4%)	23,308																																							
H7	17,030 (17.6%)	58,762 (60.7%)	21,040 (21.7%)	24,243																																							
H12	14,023 (15.0%)	56,098 (59.8%)	23,648 (25.2%)	24,929																																							
H17	11,797 (13.2%)	52,937 (59.3%)	24,579 (27.5%)	25,048																																							
H22	10,530 (12.6%)	49,569 (59.1%)	23,762 (28.3%)	25,002																																							
H27	9,726 (11.9%)	46,668 (57.1%)	25,315 (31.0%)	26,196																																							
R2	8,332 (11.0%)	40,399 (53.4%)	26,956 (35.6%)	25,697																																							

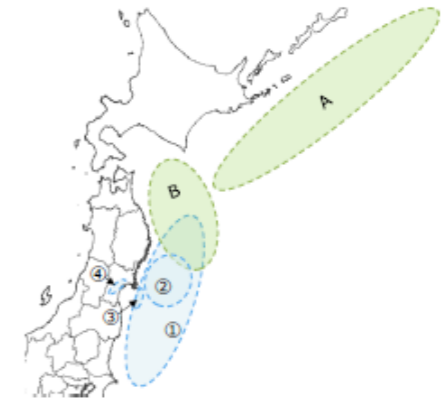
登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p>第3 交通網</p> <p><u>道路網は、国道5路線、主要地方道8路線、一般県道15路線を骨格に形成されているほか、市の西側に沿って東北地方の大動脈である東北縦貫自動車道が走り、市東部には三陸沿岸道路が南北に走っているなど、仙台港や仙台空港など仙台方面へのアクセスが良好です。</u></p> <p><u>現在、市中心部を横断し、東北縦貫自動車道と三陸沿岸道路を結ぶ、みやぎ県北高速幹線道路については、三陸沿岸道路登米インターチェンジから迫町北方地区までの区間の整備が進み、東北縦貫自動車道や東北新幹線くりこま高原駅及び三陸沿岸道路までのアクセスが向上しています。</u></p> <p><u>また、三陸沿岸道路については、インターチェンジが市内に2カ所あり、更にパーキングエリア接続型インターチェンジが整備されています。</u></p> <p><u>鉄道網は、JR東北本線3駅とJR気仙沼線3駅が設置されており、高速バス網は、仙台方面への高速バスの発着場が2カ所設置されています。</u></p> <p>【交通網の状況】</p>  <p>※第二次登米市総合計画より</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
<p>総-11</p>	<p>第3節 登米市を取り巻く地震環境 第1及び第2 (略) 第3 宮城県内の地震等観測体制 (略)</p> <p>さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や津波警報等の更新の早期発信が期待されている。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 登米市を取り巻く地震環境 第1及び第2 (略) 第3 宮城県内の地震等観測体制 (略)</p> <p>さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）の更新の早期発信が期待されている。</p> <p>(略)</p>	<p>条項ずれ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																																																												
総-15	<p>第4 登米市の地震環境</p> <p>1 (略)</p> <p align="center">[宮城県に被害を及ぼした主な地震]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦(和暦)</th> <th>地域(名称)</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2011.3.11 (平成23)</td> <td>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震</td> <td>9</td> <td>死者10,569、行方不明者1,215、住家全壊83,005、住家半壊155,130、一部破損224,202</td> <td>宮城県(令和4.4.30現在)</td> </tr> <tr> <td>2011.4.7 (平成23)</td> <td>宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)</td> <td>7.2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2022.3.16 (令和4年)</td> <td>福島県沖</td> <td>7.3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(図略)</p> <p><input type="checkbox"/> 登米市における既往災害 (略)</p> <p>第5 (略)</p>	西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9	死者10,569、行方不明者1,215、住家全壊83,005、住家半壊155,130、一部破損224,202	宮城県(令和4.4.30現在)	2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2022.3.16 (令和4年)	福島県沖	7.3	(略)	(略)	<p>第4 登米市の地震環境</p> <p>1 (略)</p> <p align="center">[宮城県に被害を及ぼした主な地震]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦(和暦)</th> <th>地域(名称)</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2011.3.11 (平成23)</td> <td>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震</td> <td>9</td> <td>死者10,570、行方不明者1,215、住家全壊83,005、住家半壊155,130、一部破損224,202</td> <td>宮城県(令和5.2.28現在)</td> </tr> <tr> <td>2011.4.7 (平成23)</td> <td>宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)</td> <td>7.2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2022.3.16 (令和4年)</td> <td>福島県沖</td> <td>7.4</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(図略)</p> <p><input type="checkbox"/> 登米市における既往災害 (略)</p> <p>第5 (略)</p>	西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9	死者10,570、行方不明者1,215、住家全壊83,005、住家半壊155,130、一部破損224,202	宮城県(令和5.2.28現在)	2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2022.3.16 (令和4年)	福島県沖	7.4	(略)	(略)	記述の適正化
西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																											
2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9	死者10,569、行方不明者1,215、住家全壊83,005、住家半壊155,130、一部破損224,202	宮城県(令和4.4.30現在)																																																											
2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																											
2022.3.16 (令和4年)	福島県沖	7.3	(略)	(略)																																																											
西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																											
2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9	死者10,570、行方不明者1,215、住家全壊83,005、住家半壊155,130、一部破損224,202	宮城県(令和5.2.28現在)																																																											
2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																											
2022.3.16 (令和4年)	福島県沖	7.4	(略)	(略)																																																											
	第4節 想定される地震	第5節 想定される地震	条項ずれ																																																												
総-21	<p><u>宮城県では、これまで被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。</u></p> <p><u>このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。</u></p> <p>第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p><u>地震の想定に当っては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強振動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携する。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、自然現象は大きな不確定要素を伴うこと _____ から、想定やシナリオには一定の限界があること _____ に留意する。</p> <p>第2 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>また、自然現象は大きな不確定要素を伴うこと <u>や想定手法の限界等</u> から、想定やシナリオには一定の限界があること <u>や、被害想定を行ったもの以外の地震が発生する可能性</u> に留意する。</p> <p>第2 (略)</p>	「第五次地震被害想定調査」の完了																																																												
総-21	<p>第3 地震被害想定調査について</p> <p>(略)</p> <p><u>第五次地震被害想定調査については、令和3年度から着手しており、令和5年度に完了する見込みである。</u></p>	<p>第3 地震被害想定 _____</p> <p>(略)</p> <p><u>その後、被災市町村において復興に向けたまちづくりが概ね完了したことから、令和3年度から第五次地震被害想定調査に着手し、令和5年度に完了した。</u></p>	「第五次地震被害想定調査」の完了																																																												

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																																																			
	<p>(新設)</p>	<p>第4 第五次地震被害想定調査</p> <p><u>1 調査の概要</u></p> <p>宮城県は、国の防災基本計画や震災対策推進条例に基づき以下の調査検討を実施した。なお、250m四方の区画（メッシュ）を単位としたマクロ的（巨視的）なものである。</p> <p><u>(1) 地震動・津波の計算</u></p> <p><u>(2) 人的被害・物的被害等の予測</u></p> <p><u>(3) 防災対策・減災目標の検討</u></p> <p>調査結果は、県民の防災意識の向上や関係機関の事前対策における基礎資料等として広く活用するとともに、地域防災計画の修正、具体的な事業計画としてみやぎ震災対策アクションプランを策定する予定である。</p> <p>また、本調査では、4つの地震を対象としているが、それ以外の地震が発生する可能性があることに留意が必要である。</p> <p><u>2 実施体制</u></p> <p>宮城県防災会議に「地震対策専門部会」を設置し、学識経験者、ライフライン等関係機関、国の機関等の関係者により計6回の調査検討を行っている。</p> <p><u>3 調査の特徴</u></p> <p>本調査は、宮城県として東日本大震災後初の調査であり、復旧・復興の状況や科学的知見等を反映した。特に東日本大震災のような最大クラスの津波をもたらす地震や、震災後派生頻度が高まっているスラブ内地震を新たに想定していることや、今後の防災対策まで踏み込み、減災推計と減災目標を新たに検討していることが特徴である。</p> <p><u>4 被害予測結果の総括とこれまでの防災対策と効果、今後の課題</u></p> <p>被害予測を行った地震とその予測結果の総括を示す。また、そこから考えられるこれまでの防災対策の効果や今後の課題は以下のとおりである。</p>	<p>「第五次地震被害想定調査」の完了</p>																																																			
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害想定を行った地震</th> <th rowspan="2">県内最大震度、最大津波高</th> <th rowspan="2">県内死者数</th> <th colspan="3">注：過では被害発生（被害者数推計）がある 国境を越えており、合計が異なる場合がある</th> </tr> <tr> <th>うち津波による</th> <th>うち揺れによる</th> <th>うち火災による</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大クラスの津波</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国（内閣府） A 千島海溝モデル M9.3</td> <td>3以下 約11m</td> <td>約5,200人</td> <td>約5,200人</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>B 日本海溝モデル M9.1</td> <td>6強 約16m</td> <td>約8,500人</td> <td>約8,500人</td> <td>約 10人</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>① 東北地方太平洋沖地震 M9.0</td> <td>6強 約22m</td> <td>約5,500人</td> <td>約5,300人</td> <td>約 90人</td> <td>約 140人</td> </tr> <tr> <td>② 宮城県沖地震（運動型） M8.0</td> <td>6強 約8m</td> <td>約 90人</td> <td>約 20人</td> <td>約 40人</td> <td>約 30人</td> </tr> <tr> <td>③ スラブ内地震 M7.5</td> <td>7 約1m</td> <td>約 750人</td> <td>約 10人</td> <td>約 200人</td> <td>約 540人</td> </tr> <tr> <td>④ 長町-利府線断層帯地震 M7.5</td> <td>7 -</td> <td>約1,100人</td> <td>-</td> <td>約 130人</td> <td>約 930人</td> </tr> </tbody> </table>	被害想定を行った地震	県内最大震度、最大津波高	県内死者数	注：過では被害発生（被害者数推計）がある 国境を越えており、合計が異なる場合がある			うち津波による	うち揺れによる	うち火災による	最大クラスの津波						国（内閣府） A 千島海溝モデル M9.3	3以下 約11m	約5,200人	約5,200人	-	-	B 日本海溝モデル M9.1	6強 約16m	約8,500人	約8,500人	約 10人	-	① 東北地方太平洋沖地震 M9.0	6強 約22m	約5,500人	約5,300人	約 90人	約 140人	② 宮城県沖地震（運動型） M8.0	6強 約8m	約 90人	約 20人	約 40人	約 30人	③ スラブ内地震 M7.5	7 約1m	約 750人	約 10人	約 200人	約 540人	④ 長町-利府線断層帯地震 M7.5	7 -	約1,100人	-	約 130人	約 930人	
被害想定を行った地震	県内最大震度、最大津波高	県内死者数				注：過では被害発生（被害者数推計）がある 国境を越えており、合計が異なる場合がある																																																
			うち津波による	うち揺れによる	うち火災による																																																	
最大クラスの津波																																																						
国（内閣府） A 千島海溝モデル M9.3	3以下 約11m	約5,200人	約5,200人	-	-																																																	
B 日本海溝モデル M9.1	6強 約16m	約8,500人	約8,500人	約 10人	-																																																	
① 東北地方太平洋沖地震 M9.0	6強 約22m	約5,500人	約5,300人	約 90人	約 140人																																																	
② 宮城県沖地震（運動型） M8.0	6強 約8m	約 90人	約 20人	約 40人	約 30人																																																	
③ スラブ内地震 M7.5	7 約1m	約 750人	約 10人	約 200人	約 540人																																																	
④ 長町-利府線断層帯地震 M7.5	7 -	約1,100人	-	約 130人	約 930人																																																	
		資料：宮城県第五次地震被害想定調査より																																																				

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	(新設)	<p><u>[揺れ・火災対策]</u></p> <p><u>○第三次被害想定調査（H15）と比較して建物の耐震化率が大きく向上した。これによって揺れや建物倒壊に起因する火災被害が軽減していることが考えられる。</u></p> <p><u>○耐震化率向上等の揺れ対策を継続するとともに、出火・延焼による被害を軽減するための火災対策も必要である。</u></p> <p><u>5 被害予測結果の概要</u></p> <p><u>第五次地震被害想定調査のうち被害の概要表を参照する。</u></p> <p><u>6 減災目標の検討</u></p> <p><u>宮城県は、今後の現実的な防災対策、国の動き、本調査で構築して被害予測モデルを用いた減災推計の結果等の観点から、今後の防災対策の大きな方向性を検討している。</u></p> <p>第5 減災目標とその達成に向けた取り組み</p> <p><u>宮城県は、第五次地震被害想定調査において検討された以下の2つを今後10年間（令和6年度～令和15年度）の減災目標としている。</u></p> <p><u>目標1：最大クラスの津波をもたらす地震により想定される死者数を今後10年間で概ね8割減少させる。</u></p> <p><u>目標2：宮城県沖地震（連動型）により想定される死者数を今後10年間で概ね半減させる。</u></p> <p><u>この目標の達成に向けて、具体的な事業計画として「みやぎ震災対策アクションプラン」を策定し、その推進を図ることとしており、本市も宮城県の事業計画と連携しながら減災対策を推進する。</u></p>	「第五次地震被害想定調査」の完了

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
	第1節 地震に強いまちの形成	第1節 地震に強いまちの形成	
予-1	第1 目的 市及び県は、 <u>重大な影響を及ぼす恐れのある大規模地震災害に対処するため</u> 、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。 <u>防災関係機関は、施設等の整備をおおむね五箇年を目途として行い、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。</u>	第1 目的 市及び県は、 _____ 社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。 _____ _____	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-1	第2 地震防災緊急事業五箇年計画 宮城県知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる <u>恐れ</u> があると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。 （略） 1 （略） 2 事業対象地区 <u>第3次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じると予測されることから、登米市を含む県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。</u> _____ 3 （略）	第2 地震防災緊急事業五箇年計画 宮城県知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる <u>おそれ</u> があると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。 （略） 1 （略） 2 事業対象地区 <u>県に大きな被害を与えることが想定される地震の中から、4つの地震について詳細な被害想定を行っているが、最大クラスの地震を想定した場合、県土全域で強い揺れが想定されることから、人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るためにも、計画対象地域は県土全域とする。</u> 3 （略）	記述の適正化
	（新設） （新設）	第3 長寿命化計画の作成 <u>市及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</u> 第4 所有者不明土地の利活用 <u>国、県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	第2節 地盤にかかる施設等の災害対策	第2節 地盤にかかる施設等の災害対策	
予-3	第1 （略） 第2 現況 <u>市内の土砂災害危険箇所・山地災害危険地区をみると、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区となっている。</u> <u>※ 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧（資料編 資料13）</u> <u>※ 山地災害危険地区一覧（資料編 13-1）</u>	第1 （略） （削除）	「県地域防災計画」の記載内容との整合 条項ずれ

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-3	<p>第3 土砂災害防止対策の推進 (新設)</p>	<p>第2 土砂災害防止対策の推進</p> <p><u>1 現況</u> 市内の土砂災害危険箇所・山地災害危険地区をみると、土砂災害危険係留・急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区となっている。 また、土砂災害は危険箇所以外においても発生する可能性があることから、こうした地域の対策も必要である。</p> <p><u>2 土砂災害防止対策の推進</u> 国、県及び市は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
予-3	<p><u>1 土砂災害危険箇所の調査、把握</u> 市は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被る恐れのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県が実施する土砂災害危険箇所等の調査 に協力するとともに、土砂災害危険箇所等や県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を常に把握しておく。</p> <p><u>2 土砂災害警戒区域等の公表</u> 市は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。 (新設)</p>	<p><u>(1) 土砂災害危険箇所の調査、把握</u> 市は、 県が おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他事項に関する基礎調査に協力するとともに、土砂災害危険箇所等や県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を常に把握しておく。</p> <p><u>(2) 土砂災害防止のための啓発活動</u> 市は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識等の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。 さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。 仙台管区気象台は、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関と連携し、土砂災害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これに係る防災気象情報の解説及び住民への正確な知識の普及・啓発に努める。</p> <p><u>(3) 市の役割</u> 市長は、土砂災害の警戒避難体制に関してあらかじめ次の事項を定めておく。 ア 市町村地域防災計画において定める事項 （ア）雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合 条項の修正</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p><u>(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>(エ) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療機関等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</u></p> <p><u>(オ) 救助に関する事項</u></p> <p><u>(カ) 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>イ 避難情報の発令基準及び発令対象区域</u></p> <p><u>ウ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所</u></p> <p><u>エ 上記ア（イ）のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法</u></p> <p><u>オ 上記ア（エ）のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報伝達体制、要配慮者情報の共有方法</u></p> <p><u>カ 土砂災害に係る防災意識の向上方法</u></p> <p><u>土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な処置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</u></p>	
予-3	<p><u>3 土地利用の適正化</u></p> <p><u>市及び県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び土地所有者、管理者、開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等を促進する。</u></p>	<p><u>(4) 土地利用の適正化</u></p> <p><u>市及び県は、土砂災害特別警戒区域として指定された当該区域について以下の措置を講じる。</u></p> <p><u>ア 住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為に関する指導許可</u></p> <p><u>イ 建築基準法に基づく建築構造規制を踏まえた完全確保の推進（※建築主事を置く地方公共団体）</u></p> <p><u>ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告</u></p> <p><u>エ 勧告による移転者への融資、資金の確保</u></p> <p><u>なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある個所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、市は県と連携し、その周知を図る。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-3	<p>第4 山地災害危険地区の計画的な整備の推進</p> <p><u>(1) 山地災害危険地区の整備の方針</u> (略)</p> <p><u>また、国は国有林において山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災に向けた総合的かつ効果的な山地災害対策を推進する。</u></p>	<p>第3 山地災害危険地区の計画的な整備の推進</p> <p><u>1 山地災害危険地区の整備の方針</u> (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>
予-4	<p><u>(2) 山地災害危険地区の啓発活動</u> (略)</p> <p>第5 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止施設の整備 (略)</p>	<p><u>2 山地災害危険地区の啓発活動</u> (略)</p> <p>第4 急傾斜地崩壊防止施設の整備 (略)</p>	<p>条項ずれ</p>
予-4	<p>第6 砂防設備の整備 (略)</p> <hr/> <p>第7 治山事業</p> <p>森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、<u>県は山腹崩壊などの荒廃危険地に、土留工、治山ダム等の治山施設を設置し、流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、保安林の防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。</u></p> <hr/> <p>市は、県が実施する治山施設整備に対して協力するとともに、森林の適切な維持保全のために、<u>登米市総合計画（H28～H37）に基づき、林業の振興に努める。</u></p> <p>第8 農業施設等</p> <p><u>市は、県との協力体制のもと、次により災害に強い農村づくりを推進する。</u></p> <hr/> <p>1 農業施設の耐震性の改善</p> <p><u>市は、新築、増改築される農業施設について、耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。</u></p> <p><u>なお、施設の設置にあたっては、地盤調査を行い軟弱な地層が確認できた場合には対策工法を実施するとともに液状化現象の発生が予想される場合においても地盤改良等の対策を適切に実施する。</u></p> <hr/> <p>2 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備</p> <p><u>市は、農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システ</u></p>	<p>第5 砂防設備の整備 (略)</p> <p><u>県は、地震後には必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。また、特に土砂・流木等による被害の危険度が高い中小河川において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</u></p> <p>第6 治山事業</p> <p>森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、<u>国、県及び市は、山地災害危険区域等における治山施設の整備等のハード対策と山地危険区域に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。</u></p> <p>市は、県が実施する治山施設整備に対して協力するとともに、森林の適切な維持保全のために、<u>林業の振興に努める。</u></p> <p>第7 農林水産業災害予防対策</p> <p><u>大規模な地震災害により、農業、畜産業及び林業の施設等への被害を最小限に食い止めるため、市、県及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。</u></p> <hr/> <p>1 農地、農業用施設の災害の防止</p> <p><u>農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。</u></p> <p><u>新築、増改築される農業用施設については、耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。</u></p> <hr/> <p><u>また、農業用施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システ</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合記述の適正化条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>ムや観測機器の整備等を推進する。</p> <p><u>3</u> 農業被害の予防対策 (略)</p>	<p>ムや観測機器の整備等を推進する。</p> <p><u>2</u> 農業被害の予防対策 (略)</p>	
予-5	<p>(新設)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 地盤沈下防止</p> <p><u>河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、地震による浸水等の災害に対して脆弱である。地盤沈下防止事業は、沈下の進行を停止させ、被害の防止に資するものである。</u></p>	<p><u>3 集落の安全確保</u> 集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防災活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備に努める。</p> <p><u>(1) 避難路や避難地等の確保</u></p> <p><u>ア 避難路の整備</u> 緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備</p> <p><u>イ 避難地用地整備</u> 被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備</p> <p><u>(2) 集落の防災設備整備</u></p> <p><u>ア 集落防災設備整備</u> 地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備</p> <p><u>イ 公共施設補強整備</u> 地震等の防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備</p> <p><u>(3) 病虫害防除体制の整備</u> 県やJA等関係機関の連携を図り、防除実施にあたる体制整備に努める。</p> <p><u>(4) 防災営農技術等の普及</u> 地震被害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める。</p> <p><u>ア 畜産業対策</u> 畜舎等の建設・改築時には、地震災害に対応するよう推進指導する。</p> <p><u>イ 火災</u> 育雛施設等の火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。</p> <p><u>(5) 園芸等施設対策</u> 園芸等の施設については、地震災害の被害を受けないよう、施設の維持、補強に努めるよう指導する。</p> <p><u>(6) 林業対策</u> 市は県と連携し、森林の育成状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた地震災害に強い健全な森林の育成を指導する。</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 地盤沈下防止</p> <p><u>地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元に戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、県は主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換について指導を行う。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-6	<p>県は、地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井戸による監視を継続して実施するとしており、市はこうした県の調査等に対して支援する。</p> <p align="center">（新設）</p> <p>第11 土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規制</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和2年4月1日施行）に基づき、各種法令が適用されない3,000 <u>平方メートル</u>以上の土地への土砂等の埋立て等に対して規制や指導・監視パトロールを行い、土砂等の崩落等による災害発生の未然防止に努める</p>	<p>1 地盤沈下防止対策事業</p> <p>県は、地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井戸による監視を継続して実施するとしており、市はこうした県の調査等に対して支援する。</p> <p>2 地盤沈下地域における防災事業の促進</p> <p><u>河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、地震による浸水等の災害に対して脆弱である。また、内水排除が困難となり、洪水被害がさらに拡大する。</u></p> <p><u>軟弱地層が分布する地域において、建築物の敷地としてし使用する際、安全上支障をきたさないようにするため、市は県と連携し適切な指導に努める。</u></p> <p>第10 盛土等による災害防止</p> <p>市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。</p> <p><u>県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</u></p> <p>県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和2年4月1日施行）に基づき、各種法令が適用されない3,000 <u>m²</u>以上の土地への土砂等の埋立て等に対して規制や指導・監視パトロールを行い、土砂等の崩落等による災害発生の未然防止に努める。</p>	<p>条項ずれ 「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
	<p>第3節 河川施設等の災害対策</p>	<p>第3節 河川施設等の災害対策</p>	
予-7	<p>第1 (略)</p> <p>第2 河川管理施設</p> <p>1 維持管理の実施</p> <p>河川管理者は、<u>震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努力する。</u></p> <p><u>い</u></p> <p>2 計画的な耐震対策の推進</p> <p><u>河川管理者は、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 防災拠点等の整備</p> <p>河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震<u>災害</u>時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 河川管理施設</p> <p>1 事業の実施</p> <p>河川管理者は、<u>河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分配慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防災機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 防災拠点等の整備</p> <p>河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震<u>災害</u>時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。</p> <p>第3 (略)</p>	<p>条項ずれ 「県地域防災計画」の記載内容との整合 文言の統一</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-7	<p>第4 農業用施設</p> <p>市及び県は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点用ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案・農水省）」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。</p>	<p>第4 農業用施設</p> <p>市及び県は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点用ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案・農水省）」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。</p>	記述の適正化
	第4節 交通施設の災害対策	第4節 交通施設の災害対策	
予-8	<p>第1 (略)</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 道路</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>信頼性の高い道路網の形成</u></p> <p><u>緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般配送電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取り組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 橋梁</p> <p>落橋、変状等の被害が想定される道路橋<u>等</u>については、橋梁補強工事を実施し、耐震性を高める</p> <p>3 (略)</p> <p>4 道路附属施設</p> <p><u>道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置・電線共同溝などの道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 道路</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>避難路の安全対策</u></p> <p><u>避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能が確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講じる。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 橋梁</p> <p>落橋、変状等の被害が想定される道路橋、<u>横断歩道橋及び側道橋等</u>については、橋梁補強工事を実施し、耐震性を高める。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 道路附属施設</p> <p><u>市は、道路管理者と調整の上、避難計画に位置づけられる避難対象地域から、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	第5節 都市の防災対策	第5節 都市の防災対策	
予-10	<p>第1 目的</p> <p>市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、大規模な<u>震災</u>など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。</p>	<p>第1 目的</p> <p>市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、大規模な<u>地震災害</u>など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。</p>	記述の適正化 文言の統一

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-15	<p>3 管路図等の整備 市は、<u>震災</u>時において適切な対応がとれるよう、平常時から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。</p> <p>4 危機管理体制の確立 (1) 市は、日常の維持管理業務を着実にを行うことはもとより、<u>震災</u>時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。 (2) (略)</p>	<p>3 管路図等の整備 市は、<u>地震災害</u>時において適切な対応がとれるよう、平常時から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。</p> <p>4 危機管理体制の確立 (1) 市は、日常の維持管理業務を着実にを行うことはもとより、<u>地震災害</u>時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。 (2) (略)</p>	文言の統一
予-17	<p>第3 下水道施設 1 及び 2 (略) 3 下水道防災体制 市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実、<u>下水道の機能を維持するため、可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。</u> 第4から第8まで (略)</p>	<p>第3 下水道施設 1 及び 2 (略) 3 下水道防災体制 市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実<u>を図る。また、</u>下水道の機能を維持するため、可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。 第4から第8まで (略)</p>	記述の適正化
	第8節 危険物施設等の予防対策	第8節 危険物施設等の予防対策	
予-20	<p>第1 目的 <u>震災</u>時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼす恐れがある。 このため、<u>市消防本部は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震対策と防災教育</u> <u>を推進する。</u> また、<u>危険物施設等の耐震性能の向上を図る。</u> 第2 及び第3 (略)</p>	<p>第1 目的 <u>地震災害</u>時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。 このため、<u>消防本部は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進するほか防災訓練の積極的実施</u>を推進する。 また、<u>法令に定められている技術上の基準、適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図るほか、各危険物施設等の耐震性能の向上を図る。</u> <u>事業者は、危険物関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、地震被害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。</u> 第2 及び第3 (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合 文言の統一
予-20	<p>第4 高圧ガス等施設 高圧ガス等の製造者・販売事業者等は、法令の技術上の基準を遵守し、平常時から施設の保守・管理を<u>行う</u>とともに、災害時における<u>連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</u></p>	<p>第4 高圧ガス等施設 高圧ガス等の製造者・販売事業者等は、法令の技術上の基準を遵守し、平常時から施設の保守・管理を<u>行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努める</u>とともに、災害時における<u>緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</u></p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-21	<p>第5 火薬類製造施設等 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法を遵守し、<u>平常時から</u>火薬類製造施設、火薬庫等の<u>定期自主検査等を</u>実施する<u>など、施設の点検・維持管理に努めるとともに、災害時における</u>連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。なお、警察は安全性の確保のため、火薬類を取扱う製造業者、販売業者及び消費者等に対して、関係機関・団体と協力して指導、取締りを行う。 第6及び第8まで (略)</p>	<p>第5 火薬類製造施設等 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法<u>令に基づき、</u>火薬類製造施設、火薬庫等に<u>ついて、地震災害時、火薬類による災害が発生しないよう</u>定期自主検査や保安教育を<u>確実に</u>実施する<u>とともに、緊急時</u>連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。なお、警察は安全性の確保のため、火薬類を取扱う製造業者、販売業者及び消費者等に対して、関係機関・団体と協力して指導、取締りを行う。 第6及び第8まで (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	第9節 職員の配備体制	第9節 職員の配備体制	
予-23	<p>第1 目的 市内において地震により災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、市は、その機能のすべてを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す<u>る</u>。 このため、市は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。 (略) 第2 (略)</p>	<p>第1 目的 市内において地震 <u>災害時には、市及び防災関係機関は</u>、その機能のすべてを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す<u>る</u>。 このため、市は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。 (略) 第2 (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合 文言の統一
予-23	<p>第3 災害対策本部 1 災害対策本部の組織 登米市災害対策本部の組織は、「登米市災害対策本部条例」（平成 17 年条例第 15 号）及び「登米市災害対策本部要綱」に<u>基づき</u>設置し、運営する。 2 (略) 3 災害対策本部の設置及び廃止 災害対策本部は、市内において甚大な災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときに設置（ただし、市内で震度6弱以上の地震が<u>観測されたときは</u>、自動的に設置する）し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が<u>概ね</u>完了したと市長が認めたときに廃止する。そのために、自動設置となる場合と、平常時から市長が必要と認められた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。 なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、<u>設置に際しては、市本部</u>の標示板等を市災害対策本部前に掲示する。 4及び5 (略) 6 水防本部 水防本部は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の規定に<u>基づき</u>登米市長が定める水防計画により、洪水による水害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。 (略) 7 原子力災害警戒本部 原子力災害に対する警戒態勢を強化する必要があると市長が認められた場合は、副市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、災害応急対策の実施等に当たる。</p>	<p>第3 災害対策本部 1 災害対策本部の組織 登米市災害対策本部の組織は、「登米市災害対策本部条例」（平成 17 年条例第 15 号）及び「登米市災害対策本部要綱」に<u>より</u>設置し、運営する。 2 (略) 3 災害対策本部の設置及び廃止 災害対策本部は、市内において甚大な災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときに設置（ただし、市内で震度6弱以上の地震が<u>発生したとき</u>、自動的に設置する）し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が<u>おおむね</u>完了したと市長が認めたときに廃止する。そのために、自動設置となる場合と、平常時から市長が必要と認められた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。 なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、<u>市災害対策本部</u>の標示板等を市災害対策本部前に掲示する。 4及び5 (略) 6 水防本部 水防本部は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の規定に<u>より</u>登米市長が定める水防計画により、洪水による水害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。 (略) 7 原子力災害警戒本部 原子力災害に対する警戒態勢を強化する必要があると市長が認められた場合は、副市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、災害応急対策の実施等に当たる。</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合 記述の適正化

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>ただし、特定事象発生（5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出された場合など）の通報を受けた場合等、災害対策本部が設置されたときは、<u>その組織に統合される。</u></p> <p>8 職員の配備・動員体制 （略）</p> <p>（1）伝達体制 非常時における職員配備・動員の伝達系統及び伝達手段について、各部局・総合支所にあらかじめ周知<u>しておく。</u> （略）</p> <p>（2）伝達手段 （略） 夜間、休日等勤務時間外における市長等幹部職員及び<u>防災課</u>職員への伝達は、災害時優先携帯電話により行う。各部局及び総合支所においては、それぞれの時間外伝達系統図に従い、電話連絡する。</p> <p>9 （略）</p> <p>第4及び第5 （略）</p> <p>第6 感染対策 市及び県は、災害対策に当たる職員等の<u>定期的な手洗い、マスクの着用等の</u>感染症対策<u>を</u>徹底する。</p> <p>第7及び第8まで （略）</p>	<p>ただし、特定事象発生（5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出された場合など）の通報を受けた場合等、災害対策本部が設置されたときは、<u>警戒本部を廃止する。</u></p> <p>8 職員の配備・動員体制 （略）</p> <p>（1）伝達体制 非常時における職員配備・動員の伝達系統及び伝達手段について、各部局・総合支所にあらかじめ周知<u>する。</u> （略）</p> <p>（2）伝達手段 （略） 夜間、休日等勤務時間外における市長等幹部職員及び<u>防災危機対策室</u>職員への伝達は、災害時優先携帯電話により行う。各部局及び総合支所においては、それぞれの時間外伝達系統図に従い、電話連絡する。</p> <p>9 （略）</p> <p>第4及び第5 （略）</p> <p>第6 感染対策 市及び県は、災害対策に当たる職員等の<u>健康管理等</u>を徹底する。</p> <p>第7及び第8まで （略）</p>	<p>記述の適正化</p>
	<p>第10節 情報通信網の整備</p>	<p>第10節 情報通信網の整備</p>	
<p>予-27</p>	<p>第1 目的 大規模な<u>震災</u>時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。</p>	<p>第1 目的 大規模<u>地震災害</u>時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。</p>	<p>文言の統一</p>
<p>予-27</p>	<p>第2 宮城県における災害通信網の整備 （新設）</p>	<p>第2 宮城県における災害通信網の整備 1 防災対策の推進等 県は、<u>国、市町村及び電気通信事業者等と連携し、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-27	<p>県において、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・<u>拡充</u>の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進している。特に耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時におけるふくそうの回避に留意しつつ、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備<u>を図ることとしている。</u></p>	<p><u>2 情報伝達ルート多重化</u> 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・<u>多重化・耐震化</u>の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進している。特に耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時におけるふくそうの回避に留意しつつ、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備<u>に努め</u>る。</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-27	<p><u>1 県防災行政無線</u> (1) (略) (2) 衛星系通信網の映像設備においては、<u>高性能な第2世代</u>ネットワーク設備を早期に整備し、併せて関連する地上系・有線系の充実・強化を図る。 <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) (図略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)</p>	<p><u>3 県防災行政無線の拡充</u> (1) (略) (2) 衛星系通信網の映像設備においては、<u>高品質・大容量な第3世代</u>ネットワーク設備を早期に整備し、併せて関連する地上系・有線系の充実・強化を図る。 <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) (図略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合 条項ずれ
予-29	<p>第3 登米市における災害通信網の整備 (新設) <u>1</u> (略)</p>	<p>第3 登米市における災害通信網の整備 <u>1 防災対策の推進等</u> 市は、<u>国、県及び電気通信事業者等と連携し、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多重ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等</u>を図る。 <u>2</u> (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-29	<p><u>2 防災行政無線等の整備拡充</u> 市は、大規模地震災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、既に設置している<u>防災行政無線、消防無線、水道無線等</u>の保守点検に万全を期すとともに、<u>整備拡充に努める。特に防災行政無線については、全市一体的な情報提供、情報の共有化の視点に立ち、総合的な整備を推進する。</u>消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知する。 また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備<u>等の非常用電源設備の整備</u>を促進するとともに、各設備等<u>については耐震性の強化に努める。さらに、</u>停電時を想定した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。 <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5 インターネットの活用</u> (1) (略)</p>	<p><u>3 防災行政無線等の整備拡充</u> 市は、大規模地震災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、既に設置している<u>屋外拡声装置等の緊急割込み放送設備</u>の保守点検に万全を期すとともに、<u>消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知する。</u> また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、<u>再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用</u>を促進するとともに、各設備等<u>の耐震性確保や、</u>停電時を想定した実践的な訓練の実施により、防災体制の強化を図る。 <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6 インターネットの活用</u> (1) (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合 条項ずれ 記述の適正化

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>(2) 広域的な情報提供及び通信体制の整備 大規模地震災害時における被害情報を市外に広く伝えるため、<u>インターネットのホームページを活用する体制を整備するとともに、Eメール（インターネットの電子メール）を活用した他市町村等との通信連絡体制を整備する。</u></p> <p>6 地域住民に対する通信手段の整備 (1) 及び (2) (略) (3) 要配慮者への配慮 市は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）デジタルサイネージ<u>情報が常に流れているもの</u>の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p> <p>7 (略) 8 (略) 9 (略) 10 (略) 11 (略)</p>	<p>(2) 広域的な情報提供及び通信体制の整備 大規模地震災害時における被害情報を市外に広く伝えるため、<u>_____</u>ホームページを活用する<u>_____</u>。</p> <p>7 地域住民に対する通信手段の整備 (1) 及び (2) (略) (3) 要配慮者への配慮 市は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）デジタルサイネージ<u>（ディスプレイ等に災害情報を常に表示できるもの）</u>の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p> <p>8 (略) 9 (略) 10 (略) 11 (略) 12 (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>
予-31	<p>第4 災害時における広報体制の整備 1 市民への的確な情報伝達体制の整備 ① (略) ② 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、体制<u>及び施設設備</u>を整備する。 ③ (略) 2 災害用伝言ダイヤル等の活用 災害発生直後の電話のふくそうを防止するため、市民に対し、<u>非常時における注意事項として、「防災機関への通報で、極めて緊急を要する場合を除き、電話利用は極力控える」よう啓発に努める。</u> <u>また、災害時に、被災地への通信がふくそうした場合においても、被災地内の</u>家族、親類、知人などの安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル(171)」や各携帯電話会社が提供している「災害用伝言板サービス」などを利用するよう、市民に周知・徹底を図る。</p>	<p>第4 災害時における広報体制の整備 1 市民への的確な情報伝達体制の整備 ① (略) ② 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、体制を<u>_____</u>整備する。 ③ (略) 2 災害用伝言ダイヤル等の活用 災害発生直後の電話のふくそうを防止するため、市民に対し、<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>家族、親類、知人などの安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル(171)」や各携帯電話会社が提供している「災害用伝言板サービス」などを利用するよう、市民に周知・徹底を図る。</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
予-32	<p>第11節 防災拠点等の整備・充実 第1 目的 <u>_____</u>防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等の<u>公共施設を災害時に有効に活用するため、_____</u>整備・拡充を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・拡充を図る。 第2 (略)</p>	<p>第11節 防災拠点等の整備・充実 第1 目的 <u>地震災害時における</u>防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等<u>について_____</u>整備・拡充を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・拡充を図る。 第2 (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-36	<p>第13節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路の確保及び整備</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(略)</p> <p>3 交通規制等交通管理体制の整備</p> <p>警察は、災害時の<u>交通規制を行うために定める緊急交通路</u>を確保するため、<u>必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。</u></p> <p>(1) 交通規制計画</p> <p>(略)</p> <p>ア <u>警察庁が指定する</u>広域交通規制対象道路</p> <p>イ <u>避難路、緊急交通路</u>その他の防災上重要な幹線道路</p> <p>ウからキまで (略)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>4 道路啓開体制の整備</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(略)</p>	<p>第13節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路の確保及び整備</p> <p><u>国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等主要な拠点と高規格走路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。</u></p> <p><u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般配送電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 交通規制等交通管理体制の整備</p> <p>警察は、災害時の<u>応急復旧等に必要となる道路</u>を確保するため、<u>交通規制計画の策定や交通管理体制の確保等を推進する。</u></p> <p>(1) 交通規制計画</p> <p>(略)</p> <p>ア _____広域交通規制対象道路</p> <p>イ <u>避難路</u> _____その他の防災上重要な幹線道路</p> <p>ウからキまで (略)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>4 道路啓開体制の整備</p> <p><u>道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。</u></p> <p><u>また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
予-37	<p>第3 (略)</p> <p>第4 緊急輸送体制</p> <p>1 緊急通行車両に係る確認手続き</p> <p><u>緊急通行車両に対しては、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき</u> 知事又は公安委員会が緊急通行車両<u>証明書及び標章を交付するが、</u>あらかじめ必要な車両をリストアップし、警察署に対し事前届け出を行い、発災後に速やかな交付が可能となるよう準備しておくものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3 (略)</p> <p>第4 緊急輸送体制</p> <p>1 緊急通行車両に係る確認手続き</p> <p><u>地震災害時</u> _____は、災害対策基本法 _____に基づき、知事又は公安委員会が緊急通行車両<u>に関する確認事務を行うことから、</u>あらかじめ必要な車両をリストアップし、警察署に対し事前届け出を行い、発災後に速やかな交付が可能となるよう準備しておくものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-38	<p>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 市の役割</p> <p>(1) <u>医療救護活動</u> の担当部門の設置</p> <p>市は、<u>震災が発生したとき</u>に円滑な<u>医療救護活動</u>を実施するため、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法、<u>県地域保健医療調整本部</u>への連絡、災害対策本部内に<u>医療救護班</u>を担当する部門及び責任者をあらかじめ決めておく。</p> <p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、<u>県地域保健医療調整本部</u>に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p>	<p>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 市の役割</p> <p>(1) <u>保健医療福祉活動</u>の担当部門の設置</p> <p>市は、<u>地震発生時</u>に円滑な<u>保健医療福祉活動</u>を実施するため、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>への連絡、災害対策本部内に<u>保健医療福祉</u>を担当する部門及び責任者をあらかじめ決めておく。</p> <p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
予-39	<p>(5) 応急救護設備の整備と点検</p> <p>市は、<u>震災</u>が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(5) 応急救護設備の整備と点検</p> <p>市は、<u>地震災害時</u>、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。</p> <p>2 (略)</p>	<p>文言の統一</p>
予-39	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(1) 情報の共有</p> <p>ア 市は、<u>県地域保健医療調整本部</u>の求めにより、市内の<u>医療救護</u>に関する情報を報告する。</p> <p>イ <u>県地域保健医療本部</u>は、管内の医療機関に関する情報を収集、整理し、<u>県保健医療調整本部</u>ほか関係機関と情報を共有する。</p> <p>(2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）による連絡体制等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>県保健医療調整本部</u>及び<u>地域保健医療調整本部</u>は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、直接DMATなどの医療救護活動チームからの支援情報を収集し、関係機関と情報を共有する。</p>	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(1) 情報の共有</p> <p>ア 市は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>の求めにより、市内の<u>保健医療福祉活動</u>に関する情報を報告する。</p> <p>イ <u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、管内の医療機関に関する情報を収集、整理し、<u>保健医療福祉調整本部</u>ほか関係機関と情報を共有する。</p> <p>(2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）による連絡体制等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>保健医療福祉調整本部</u>及び<u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、直接DMATなどの医療救護活動チームからの支援情報を収集し、関係機関と情報を共有する。</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-39	<p>第4 (略) (新設)</p> <p>第5 福祉支援体制の整備 (略)</p> <p>このため、宮城県災害福祉ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として、広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職員から構成される <u>災害派遣福祉チーム（DWA T。以下「災害派遣福祉チーム」という。）</u> の派遣体制の整備に努める。</p> <p>1 及び 2 (略)</p>	<p>第4 (略)</p> <p>第5 心のケア体制の整備 <u>県は、災害時の心のケア活動が円滑に実施できるよう、「公衆衛生活動ガイドライン」について、随時点検し見直しを行うとともに、災害時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）調整本部を庁内に設置して、チーム編成等の調整を行い、速やかに災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。</u></p> <p>第6 福祉支援体制の整備 (略)</p> <p>このため、宮城県災害福祉ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として、広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職員から構成される <u>宮城県災害派遣福祉チーム（DWA T。以下「災害派遣福祉チーム」という。）及び災害支援ナース</u> の派遣体制の整備に努める。</p> <p>1 及び 2 (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備 <u>大規模な災害時には、避難生活の長期化が想定され、避難所の環境に適応しづらい高齢者、障がい者等は普段実施している日常生活動作が制限されることで活動量が低下し、さらなる心身機能の低下や新たな障害の発生のリスクが高まる。</u> <u>県は、災害時の避難所の状況に応じ避難所環境の改善、心身機能低下の予防の取組が実施できるよう、災害発生時には保健医療福祉調整本部において日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）と連携を図り、避難所の環境改善やリハビリテーション関連専門職の派遣調整を行う。</u></p> <p>第8 栄養支援体制の整備 <u>県は、災害時の栄養支援活動が円滑に実施できるよう、「災害時公衆衛生活動ガイドライン」について、随時点検し見直しを行うとともに、平時より宮城県栄養士会との協力体制の構築に努め、災害時には、厚生労働省及び日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）、宮城県栄養士会と連携し、速やかに管理栄養士等を被災地に派遣する。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
	<p>第15節 火災予防対策</p>	<p>第15節 火災予防対策</p>	
予-42	<p>第1 目的 地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い <u>ことから</u>、市及び防災関係機関は、出火防止 <u>はもとより</u>、初期消火、火災の延焼 <u>防止のため</u>、<u>火災予防対策の徹底に努める。</u></p>	<p>第1 目的 地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い <u>。火災による人的・物的被害の軽減を図るため</u>、市及び防災関係機関は、出火防止 <u>に努めるとともに</u>、初期消火、火災の延焼 <u>拡大防止のため</u>、<u>必要な事業の施行、施設の整備を図るなど</u>、火災予防対策の徹底に努める。</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-42	<p>第2 出火防止、火災予防の徹底 (新設)</p> <p>(略)</p> <p><u>1 防災教育の推進</u> (略)</p> <p><u>2 火気使用設備・器具の安全化</u></p> <p>市 _____ は、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。</p>	<p>第2 出火防止、火災予防の徹底</p> <p><u>1 情報の収集・伝達体制の整備</u> 市、県及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。</p> <p><u>2 防災活動の促進</u> (略)</p> <p><u>3 防災教育の推進及び民間防火組織の育成</u> (略) また、火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であるほか各家庭や地域における防災意識の高揚を図ることも重要であることから、女性防火クラブ・幼少年消防クラブの育成について指導する。</p> <p><u>4 火気使用設備・器具の安全化</u> 過去の地震の被害状況から見て、地震災害時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。 市消防本部は、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合 条項ずれ</p>
予-42	<p><u>3 出火防止のための査察指導</u> 市は、火災による人命への影響が極めて高い大型ショッピング施設、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入り検査を実施し、火気使用設備・器具への可燃物の転倒・落下防止装置、<u>震災時</u>における従業員の対応等について指導する。</p>	<p><u>5 出火防止のための査察指導</u> 市は、火災による人命への影響が極めて高い大型ショッピング施設、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入り検査を実施し、火気使用設備・器具への可燃物の転倒・落下防止装置、<u>地震災害時</u>における従業員の対応等について指導する。</p>	<p>条項ずれ 文言の統一</p>
予-42	<p><u>4 初期消火体制の強化</u></p> <p>_____ 家庭、事業所及び地域等にあつては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により _____ 防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。</p> <p>第3 消防力の強化 (新設)</p>	<p><u>6 初期消火体制の強化</u> <u>地震発生時の延焼火災及び延焼火災による人的、物的被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、早期通報、初期消火を行うことが重要である。</u> <u>このため、家庭、事業所及び地域等にあつては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。</u> また、防火対象物の防火管理体制については、<u>防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。</u></p> <p>第3 消防力の強化</p> <p><u>1 消防組織の充実化</u> 地震災害発生時における消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図る。また、<u>民間消防組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。</u> さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、<u>早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-42	<p><u>1</u> 消防資機材等の整備</p> <p>(1) <u>車両及び</u>資機材等の整備促進</p> <p>市は、県の指導を得て、<u>消防活動に必要な車両及び</u>資機材等の整備促進について努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2</u> 消防団の育成</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防団員数が減少傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、<u>将来の消防の担い手となる子供に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練</u></p> <p><u>の</u></p> <p>の充実を推進する。</p> <p>(3) 市は、県の指導を得て、<u>施設・設備</u></p> <p><u>の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等について積極的な財政援助を要請する。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>2</u> 消防資機材等の整備</p> <p>(1) <u>資機材等の整備促進</u></p> <p><u>火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、市は、県の指導を得て、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、消防資機材の整備や人員の確保、消防施設整備充実に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>3</u> 消防団の育成</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防団員数が減少傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、<u>高校への働きかけ、</u>将来の消防の担い手となる子供に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努め、<u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める。</u></p> <p><u>また、消防団員の資質向上を図るため、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の</u></p> <p>充実を推進する。</p> <p>(3) 市は、県の指導を得て、<u>消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設</u>の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等について積極的な財政援助を要請する。</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>
予-43	<p>(新設)</p> <p><u>4</u> 消防用機械・資機材<u>の整備</u></p> <p>市は、<u>消防用ポンプ自動車等の消防用機械・資機材</u>の整備促進に努める。</p>	<p><u>5</u> 火災予防措置</p> <p><u>(1) 予防査察指導の強化</u></p> <p><u>火災を未然に防止するためには、防火対象物関係者による自主防火体制の充実・強化が重要であるので、予防査察等の機会を捉え、各種出火防止、消防用設備等の自主点検、市町村火災予防条例の遵守について指導を徹底し、これを計画的、継続的に実施する。</u></p> <p><u>なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店や病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言を行う。</u></p> <p><u>(2) 消防用機械・資機材、装備品及び設備等の整備・普及</u></p> <p>市は、<u>大規模地震など様々な災害にも対応する</u>消防用ポンプ自動車等の消防用機械・資機材<u>及び無線機等の装備品</u>の整備促進に努める。</p> <p><u>火災による人的、物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質向上を図る。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-43	<p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>	<p><u>(4) 住宅防火対策の推進</u></p> <p><u>住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知機の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>
予-43	<p>第4 (略)</p> <p>第5 消防計画の充実強化 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第4 (略)</p> <p>第5 消防計画の充実強化 (略)</p> <p>1 消防力等の整備及び点検</p> <p>2 災害に対処する消防地理、危険区域等の調査</p> <p>3 消防職員及び消防団員の教育訓練</p> <p>4 査察その他の予防指導</p> <p>5 その他火災を予防するための措置</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
予-44	<p>第16節 避難対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、及び避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、<u>高齢者</u>の避難行動に対する理解の促進を図る<u>ものとする</u>。</p> <p>第2及び第3 (略)</p>	<p>第16節 避難対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、及び避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、<u>要配慮者</u>の避難行動に対する理解の促進を図る<u>ものとする</u>。</p> <p>第2及び第3 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
予-45	<p>第4 <u>避難所の確保</u></p> <p>1 <u>指定避難所の指定と周知</u></p> <p><u>市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために十分な指定避難所をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法や収容人数を住民に周知する。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p><u>この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。また、地域の状況により必要な場合は、民間施設についても「避難所」として提供を要請していく。</u></p> <p>2 <u>指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底</u></p> <p><u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>17節に記載</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを、日頃から市民等へ周知徹底に努める。</u></p> <p><u>3 指定避難所の指定基準</u></p> <p><u>(1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。</u></p> <p><u>(2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p><u>(3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</u></p> <p><u>(4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p><u>4 指定避難所の施設・設備の整備</u></p> <p><u>(1) 指定避難所の施設の整備</u></p> <p><u>市は、指定避難所において貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、簡易ベッド、非常用電源、PHS電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 物資等の備蓄</u></p> <p><u>市は、指定避難所又は備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</u></p> <p><u>5 避難所の運営・管理</u></p> <p><u>市及び避難所運営者は、避難所の運営・管理にあたって、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月策定）を参考にしながら、避難所における良好な生活環境継続的な確保のために、専門家NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>(1) 市は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮こと。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防対策や対象法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。</u></p> <p><u>(3) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。</u></p> <p><u>(4) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮でき</u></p>		<p>17 節に記載</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>るよう、事前に運営体制を検討する。</u></p> <p><u>(5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておく。</u></p> <p><u>(6) 市は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。</u></p> <p><u>(7) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。</u></p> <p><u>(8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討する。</u></p> <p><u>(9) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備する。</u></p> <p><u>(10) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。</u></p> <p><u>(11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切にうけいられるよう、地域の実情やほかの避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めること。</u></p> <p><u>5 県有施設を指定避難所とする場合の対応</u></p> <p><u>市は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。</u></p> <p><u>6 学校教育施設を指定避難所とする場合の対応</u></p> <p><u>(1) 運営体制等についての協議</u></p> <p><u>市は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。</u></p> <p><u>(2) 防災機能の強化</u></p> <p><u>市及び県は、公立の義務教育諸学校等施設については、耐震化を推進するとともに備蓄倉庫、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の避難場所として、防災機能の強化に努める。</u></p> <p><u>7 福祉避難所の確保</u></p> <p><u>(1) 福祉避難所の指定及び整備</u></p>		<p>17 節に記載</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p><u>また、市は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するように努める。</u></p> <p><u>(2) 福祉避難所の公示</u></p> <p><u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p><u>(3) 福祉避難所の指定基準</u></p> <p><u>イ バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>ロ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。</u></p> <p><u>ハ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。</u></p> <p><u>(4) 他市町村での受入れ拠点の確保</u></p> <p><u>市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</u></p> <p><u>8 広域避難の対策</u></p> <p><u>市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞業者が可能となるよう、他市町村との広域一時滞業者に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>県は、広域避難その他被災者保護のために必要がある場合に、広域避難における居住者等及び広域一時滞業者における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送を円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定の締結に努める。</u></p>		17 節に記載
予-48	<p>第5 避難路の確保</p> <p>1 避難路の指定</p> <p>市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。</p>	<p>第4 避難路の確保</p> <p>市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。</p>	記述の適正化 条項ずれ

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>(1) 十分な幅員があること。</u></p> <p><u>(2) 万一に備えた複数路の確保。</u></p> <p><u>(3) がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。</u> <u>市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。</u></p> <p><u>(4) 避難所から避難場所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等</u></p> <hr/> <p><u>2 避難路等の整備</u></p> <p><u>(1) 各地域における市民等の円滑な避難を確保するため、市道及び生活関連道路の整備を進めるとともに、夜間における安全避難や要配慮者の安全避難に配慮した誘導標識等の整備を順次進める。</u></p> <hr/> <p><u>(2) 避難所等の周辺地区について、安全避難の確保の観点から、誘導標識の整備、不燃化や緑化の促進等の施策を面的環境整備として進める。</u></p> <hr/>	<p><u>1 十分な幅員があること。</u></p> <p><u>2 万一に備えた複数路の確保。</u></p> <p><u>3 がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>4 避難所から避難場所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等</u></p> <p><u>市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。</u></p> <p>第5 避難路等の整備</p> <p><u>1 避難路等の安全性の向上</u> <u>市及び県は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、地震災害時に避難経路が寸断されないよう耐震化対策を実施する。なお、冬季降雪時においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。</u></p> <p><u>2 避難誘導標識等の整備</u> <u>市は避難経路について、避難誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難所の位置などを電力柱や自立標識として示すことや、蓄光石やライト、太陽パネルを活用した避難誘導灯の整備に努め、夜間でも分かりやすく円滑な避難ができるよう取組を行う。</u> <u>また、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内看板等については、多言語の併記表示を進め、外国人の避難に支障がないよう努める。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>
予-49	<p>第6 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 在宅者対応</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 感染症の自宅療養者への対応</p> <p>県は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の</u> <u>自宅療養者等の被災に備えて、平常時</u> から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>また、市は県と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p> <hr/> <p>5 外国人等への対応 (略)</p>	<p>第6 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 在宅者対応</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 感染症の自宅療養者への対応</p> <p>県は、<u>新型インフルエンザ等の感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>また、市は県と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u></p> <p>5 外国人等への対応 (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>(1)</p> <p>(2) 避難場所や<u>避難路の標識</u>等について、<u>図や記号</u>の活用等によりわかりやすく効果的な<u>もの</u>とともに、多言語化を推進する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第7 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難場所や<u>避難誘導標識</u>等について、<u>日本産業規格（JIS）に沿ったピクトグラム</u>の活用等によりわかりやすく効果的な<u>表示方法を整備</u>するとともに、多言語化を推進する。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 外国人への情報伝達にあたっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交流通報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。</u></p> <p>第7 (略)</p>	
予-50	<p>第8 教育機関における対応</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連絡・連携体制の構築</p> <p>市は、小学校就学前の<u>子ども</u>たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p>	<p>第8 教育機関における対応</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連絡・連携体制の構築</p> <p>市は、小学校就学前の<u>子供</u>たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p>	記述の適正化
予-51	<p>第9 避難計画の<u>策定</u></p> <p>1 市は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の<u>策定</u>を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>防災マップの作成にあたっては、住民も参加する<u>等</u>の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難情報<u> </u>の具体的な基準及び伝達方法</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <hr/> <p>2及び3 (略)</p>	<p>第9 避難計画の<u>作成</u></p> <p>1 市は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の<u>作成</u>を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>防災マップの作成にあたっては、住民も参加する<u>など</u>の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難情報<u>発令</u>の具体的な基準及び伝達方法</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <p><u>なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月改定）を参考とする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合 記述の適正化
予-51	<p>第10 避難に関する広報</p> <p>市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を記載した<u>防災マップ及び土砂災害警戒区域、特別警戒区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路を掲載した土砂災害ハザードマップ、地震発生時の行動マニュアル</u>などを作成し、市民等へ配布する。</p> <p>(略)</p>	<p>第10 避難に関する広報</p> <p>市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を記載した<u>ハザードマップを作成し、市民等へ配布等を行う。</u></p> <p>(略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-51	<p>第11 避難の長期化対策</p> <p>1 栄養状況調査の実施 <u>避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。</u> <u>避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、市及び県は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。</u></p> <p>2 生活環境の確保 <u>市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</u></p> <p>第12 避難所における愛護動物の対策 <u>市は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。</u></p> <p>第13 応急仮設住宅対策 <u>市は、応急仮設住宅を集合的に建設できる公有地等の用地をあらかじめ選定するとともに仮設住宅の確保に努める。</u></p> <p>第14 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1 多様な伝達手段の確保 <u>市は、コミュニティFMや緊急告知ラジオ、防災メール、ソーシャルメディアなどあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</u> <u>また、要配慮者や在宅での避難者、観光客等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</u></p> <p>2 被害・安否情報・伝達体制に関する協定 <u>市は、災害時に安否不明者（行方不明となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続きについて整理し、明確にしておくとともに安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努める。</u> <u>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</u></p>	(削除)	17 節に記載
	(新設)	第17節 避難受入れ対策	節の新設
		<p>第1 目的 <u>大規模災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、市は事前に指定する避難所等について、地震災害時速やかに開設、運営ができるようにそ</u></p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合 16 節より一部記載

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p>れぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知</p> <p>市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受け入れ、避難者が避難生活を送るために十分な指定避難所をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>この場合、避難受け入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。また、地域の状況により必要な場合は、民間施設についても「避難所」として提供を要請していく。</p> <p>2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを、日頃から市民等へ周知徹底に努める。</p> <p>3 指定避難所の指定基準</p> <p>(1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。</p> <p>(2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>(3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</p> <p>(4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>4 指定避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 指定避難所の施設の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 物資等の備蓄</p> <p>市は、指定避難所又は備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲</p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p><u>料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</u></p> <p><u>5 避難所の運営・管理</u></p> <p><u>市及び避難所運営者は、避難所の運営・管理にあたって、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月改定）を参考にしながら、避難所における良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>（1）市は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防対策や対象法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p><u>（2）避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。</u></p> <p><u>（3）避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。</u></p> <p><u>（4）避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討する。</u></p> <p><u>（5）運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」（内閣府、平成28年4月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、配置しておく。</u></p> <p><u>（6）市は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。</u></p> <p><u>（7）指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。</u></p> <p><u>（8）より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討する。</u></p> <p><u>（9）ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備する。</u></p> <p><u>（10）新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。防災</u></p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p><u>担当部局と保健福祉部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。</u></p> <p><u>(11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情やほかの避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めること。</u></p> <p><u>(12) 市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。</u></p> <p><u>(13) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p><u>(14) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p> <p><u>6 県有施設を指定避難所とする場合の対応</u></p> <p><u>市は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分協議し、防災拠点としての機能が損なわれないように努めること。</u></p> <p><u>7 学校教育施設を指定避難所とする場合の対応</u></p> <p><u>(1) 運営体制等についての協議</u></p> <p><u>市は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。</u></p> <p><u>(2) 防災機能の強化</u></p> <p><u>市及び県は、公立の義務教育諸学校等施設については、耐震化を推進するとともに備蓄倉庫、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の避難場所として、防災機能の強化に努める。</u></p> <p><u>8 福祉避難所の確保</u></p> <p><u>(1) 福祉避難所の指定及び整備</u></p> <p><u>市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p><u>また、市は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u></p> <p><u>(2) 福祉避難所の公示</u></p> <p><u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p><u>(3) 福祉避難所の指定基準</u></p> <p><u>ア バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。</u></p> <p><u>ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。</u></p> <p><u>(4) 他市町村での受入れ拠点の確保</u></p> <p><u>市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</u></p> <p><u>9 広域避難の対策</u></p> <p><u>市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在者が可能となるよう、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>県は、広域避難その他被災者保護のために必要がある場合に、広域避難における居住者等及び広域一時滞在者における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送を円滑に実施できるように、運送事業者等との協定の締結に努める。</u></p> <p>第3 避難の長期化対策</p> <p><u>1 栄養状況調査の実施</u></p> <p><u>避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。</u></p> <p><u>避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、市及び県は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。</u></p> <p><u>2 生活環境の確保</u></p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p><u>市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の多言語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</u></p> <p>第4 避難所における家庭動物の対策</p> <p><u>市は、避難所における家庭動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所における家庭動物の同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。</u></p> <p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p><u>市は、応急仮設住宅を集合的に建設できる公有地等の用地をあらかじめ選定するとともに仮設住宅の確保に努める。</u></p> <p>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の確保</p> <p><u>県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が可能な公用地等を把握し、県が締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、協定締結団体等と建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により地元企業の活用による応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備確保を行う。</u></p> <p>2 居住施設の供給体制の整備</p> <p><u>市及び県は、地震災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、県が協定を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。</u></p> <p>3 民間賃貸住宅の借上げ対策</p> <p><u>県は、災害が発生し必要と認める場合には、県が締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」に基づき、協定締結団体と民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。</u></p> <p>第6 被災者への情報伝達体制の整備</p> <p>1 多様な伝達手段の確保</p> <p><u>市は、コミュニティFMや緊急告知ラジオ、防災メール、ソーシャルメディアなどあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</u></p> <p><u>また、要配慮者や在宅での避難者、観光客等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</u></p> <p>2 被害・安否情報収集・伝達体制の確保</p> <p><u>市は、災害時に安否不明者（行方不明となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続きについて整理し、明確にしておくとともに安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう努める。</u></p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p align="center"><u>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</u></p> <p>第7 孤立集落対策</p> <p><u>1 市は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。</u></p> <p><u>2 市は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。また、施設の耐震化を推進する。</u></p> <p><u>3 国、県及び市は、交通途絶から集落が孤立することを防止するために、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。</u></p> <p><u>4 市は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。</u></p> <p><u>5 市町村は、地震による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。</u></p>	
	<p>第17節 食料、飲料水、燃料及び生活物資の確保</p>	<p>第18節 食料、飲料水、燃料及び生活物資の確保</p>	
予-53	<p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p>市は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく_____。</p> <p>(略)</p> <p>第4 食料及び生活物資の確保 (新設)</p>	<p>第1及び第2</p> <p>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p>市は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに<u>物資調達・輸送システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 食料及び生活物資等の備蓄</p> <p><u>1 災害対応に十分な備蓄量の確保</u></p> <p><u>市は、備蓄を行うにあたって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な地震が発生した場合には、想定される最大避難者数の備蓄食料の目標数量を定め、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。</u></p> <p><u>2 集中備蓄・分散備蓄体制の整備</u></p> <p><u>市及び県は、物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後において迅速に対応すべきものは、避難所の位置を勘案した総合支所等への分散備蓄を行うなど体制整備に努める。</u></p> <p><u>3 備蓄拠点の整備</u></p> <p><u>市及び県は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</u></p> <p><u>4 備蓄物資の選定時の配慮</u></p> <p><u>市は、備蓄物資の選定にあたっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-53	<p>1 食料の確保 (1) 及び(2) (略) (3) 市は、緊急時において食料等が必要となった場合は、県及び農林水産省に対して食料の供給を要請する。</p> <p>2 生活物資の確保 (略)</p>	<p><u>て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</u></p> <p>第5 食料及び生活物資等の調達体制</p> <p>1 食料の調達 (1) 及び(2) (略) (3) 市は、緊急時において食料等が必要となった場合は、県及び東北農政局に対して食料の供給を要請する。</p> <p>2 生活物資の調達 (略)</p>	記述の適正化
予-54	<p>第5 飲料水の確保</p> <p>1 飲料水及び応急給水資機材等の確保 <u>(1) (略)</u> <u>(2) 市は、被害想定などを参考にしながら、備蓄飲料水の目標数量を定め、計画的に飲料水の備蓄に努めるほか、迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。</u> <u>(3) 市は、配水池等に緊急遮断弁等を設置して「応急給水源」としての確保を図るよう整備する。なお「応急給水源」として確保すべき配水池等の選定は、地域的バランス、応急給水方法等を考慮して行う。</u> <u>(4) 市は、応急給水活動が円滑に行えるよう、給水車、給水タンク、ポリタンク、可搬型貯水タンク、可搬型発電機・エンジンポンプ、仮設給水栓等 給水用資機材の 整備・強化を図る。</u> <u>(5) 普段飲料用に使用されている個人や事業所の井戸等を対象として、災害時における井戸水供給協力の要請、指定・保持に努める。</u> (6) (略)</p> <p>2 相互応援・協力体制の整備 (1) 市は、災害発生後の応急給水及び水道施設の迅速かつ効果的な復旧を行い、供給の段階的拡大を図るため、日本水道協会宮城県支部との相互応援・協力体制の確立に努める。 (2) 及び(3) (略)</p>	<p>3 飲料水の調達 <u>(1) 飲料水及び応急給水資機材等の確保</u> <u>ア (略)</u> <u>イ 市は、被害想定などを参考にしながら、最小限の</u> 飲料水の備蓄に努めるほか、迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。 <hr/> <u>ウ 市は、地震災害時における応急給水に必要な</u> 給水車、給水タンク <u>等</u>の給水資機材をあらかじめ整備する。 (新設)</p> <p><u>エ (略)</u> (略)</p> <p>4 相互応援・協力体制の整備 (1) 市は、<u>(公社)日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる応急体制の確立を図る。</u> (2) 及び(3) (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ
予-55	<p>第6 燃料の確保</p> <p>1 燃料の調達、供給体制の整備 市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復興を図るため、石油商業組合等と必要な協定等を締結して、<u>災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第6 燃料の確保</p> <p>1 燃料の調達、供給体制の整備 市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復興を図るため、石油商業組合等と必要な協定等を締結して、<u>燃料の確保に努める。</u></p> <p>2 (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-55	<p>(新設)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>第7 (略)</p>	<p><u>3</u> 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定</p> <p>市及び県は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。</p> <p>市及び県から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市及び県と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第7 (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>
	<p>第18節 ボランティアのコーディネート</p>	<p>第19節 ボランティアのコーディネート</p>	
	<p>第1及び第2 (略)</p>	<p>第1及び第2 (略)</p>	
予-57	<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、登米市社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会、日本赤十字社宮城支部等がボランティア関係団体との連携を図るとともに、<u> </u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基づきその支援力を向上し、市及び県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境整備を図る。</p> <p>第4 専門ボランティアの登録</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(図略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 災害時の通訳ボランティア</p> <p>県は、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成<u>もあわせておこなう</u></p> <p>第5 (略)</p>	<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、登米市社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会、日本赤十字社宮城支部等がボランティア関係団体との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基づきその支援力を向上し、市及び県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境整備を図る。</p> <p>第4 専門ボランティアの登録</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(図略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 災害時の通訳ボランティア</p> <p>県は、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成<u>も併せて行う</u>。</p> <p>第5 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
	<p>第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p>	<p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p>	
予-60	<p>第1 (略)</p> <p>第2 要配慮者への支援対策</p> <p>(略)</p> <p>1 社会福祉事業を行う施設の安全確保対策</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立</p> <p>社会福祉事業を行う施設は、入所者及び施設職員等に対して避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び<u>従事者</u>が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 要配慮者への支援対策</p> <p>(略)</p> <p>1 社会福祉事業を行う施設の安全確保対策</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立</p> <p>社会福祉事業を行う施設は、入所者及び施設職員等に対して避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び<u>施設職員</u>が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の</p>	<p>記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-60	<p>実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。</p> <p>(4) (略)</p>	
予-61	<p>2 避難行動要支援者の災害予防対策</p> <p>(1) 全体計画の策定</p> <p>市は、地域防災計画の下位計画として、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者）の避難支援についての全体的な考え方やより細目的な内容で構成する全体計画（避難行動要支援者支援マニュアル）を策定する。</p>	<p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(1) 全体計画の策定</p> <p>市は、_____「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等」という。）等を参考に、避難行動要支援者_____の避難支援についての全体的な考え方やより細目的な内容で構成する全体計画（避難行動要支援者支援マニュアル）を策定する。</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
予-61	<p>(2) 避難行動要支援者の把握</p> <p>市は、民生委員・児童委員や行政区長、登米市社会福祉協議会等の関係機関と連携・協力し、在宅の避難行動要支援者を的確に把握し災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。</p> <p>なお、市は、取扱指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p> <p>ア 避難行動要支援者の所在把握</p> <p>(ア) 市は住民記録や福祉などの各担当部局が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような避難行動要支援者がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。</p> <p>また、平常時から避難行動要支援者と接している市の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 所在情報の管理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、避難行動要支援者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。</p> <p>(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 要配慮者の把握</p> <p>市は、民生委員・児童委員や行政区長、登米市社会福祉協議会等の関係機関と連携・協力し、在宅の要配慮者を的確に把握し災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。</p> <p>なお、市は、避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p> <p>ア 要配慮者の所在把握</p> <p>(ア) 市は住民記録や福祉などの各担当部局が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。</p> <p>また、平常時から要配慮者と接している市福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 所在情報の管理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。</p> <p>(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>
予-61	<p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 名簿の提供</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 名簿の提供</p> <p>(略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>また、市は、市地域防災計画に定めるところにより、平時については、同意が得られた避難行動要支援者の情報を、避難支援等関係者である消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区長、地域包括支援センター、地域生活支援センター、自主防災組織、消防団、居宅介護支援事業所、指定特定相談事業者など_____避難支援等に携わる関係者に対し、また、災害発生時及びそのおそれのあるときは、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個人情報漏れることのないよう、保管・管理について十分配慮し、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 個別避難計画の作成・更新</p> <p>市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局と連携の下、民生委員・児童委員、行政区長、自主防災組織、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護事業所、指定特定相談支援事業所_____等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、だれが、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て作成するよう努める。_____</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更内容を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める。_____</p> <p>なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に、消防団や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。</p> <p>エ 個別避難計画の提供</p> <p>市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、_____多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p> <p>（４） （略）</p>	<p>また、市は、市地域防災計画に定めるところにより、平時については、同意が得られた避難行動要支援者の情報を、避難支援等関係者である消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区長、地域包括支援センター、地域生活支援センター、自主防災組織、消防団、居宅介護支援事業所、指定特定相談事業者、NPO等の避難支援等に携わる関係者に対し、また、災害発生時及びそのおそれのあるときは、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個人情報漏れることのないよう、保管・管理について十分配慮し、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ 個別避難計画の作成・更新</p> <p>市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局と連携の下、民生委員・児童委員、行政区長、自主防災組織、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護事業所、指定特定相談支援事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、だれが、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て作成するよう努める。この場合、例えば冬季における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更内容を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に、消防団や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。</p> <p>エ 個別避難計画の提供</p> <p>市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察____、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実行性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p> <p>（４） （略）</p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	(新設)	<u>(5) 個別避難計画に係る取組の支援</u> 市は、 <u>県から事例や留意点などの提示、研修会等の支援を受け、個別避難計画に係る取組に努める。</u>	
予-63	<p>(5) 相互協力体制の整備 (略)</p> <p>(6) 支援体制の整備 市は、<u>取組指針やガイドライン等</u>を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(6) 相互協力体制の整備 (略)</p> <p>(7) 支援体制の整備 市は、<u>避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等</u>を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(8) <u>情報伝達手段の普及</u> 市及び県は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージの他、聴覚障がい者向けの情報受信装置、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p> <p>(9) (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ
予-64	<p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 外国人への支援対策 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、<u>外国語対応の防災マップ・行動マニュアル</u>を作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、<u>さらには避難経路</u>の周知徹底を図る。</p> <p>(3) 市は、避難場所までの案内板等に<u>外国語を併記</u>する。</p> <p>(4) から (6) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 (略)</p> <p><u>4 家族を含めた防災訓練の実施</u> 市は、<u>近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</u></p> <p><u>5 要配慮者自身の備え</u> 市及び県は、<u>平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても普及に努める。</u></p> <p><u>(1) 避難する場合は、避難所を書いた紙を玄関に貼っておく</u></p> <p><u>(2) 防災用品を揃える</u></p> <p><u>(3) 貴重物品をまとめておく</u></p> <p><u>(4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく</u></p> <p><u>(5) 防災訓練に参加する など</u></p> <p>第3 外国人への支援対策 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、<u>多言語による防災マップ・行動マニュアル等</u>を作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、<u>避難経路等</u>の周知徹底を図る。</p> <p>(3) 市は、避難場所までの案内板等を<u>多言語表記</u>とする。</p> <p>(4) から (6) まで (略)</p> <p><u>(7) 市及び県は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。</u></p> <p><u>(8) 市、県及び（公財）宮城県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、</u></p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合記述の適正化

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-64	<p>第4 旅行者への支援対策</p> <p>本市には、特色ある景勝地や行楽地、ラムサール条約に指定されている伊豆沼などの観光地があり、<u>年間約 320 万人の観光客が訪れており</u>、災害時の旅行者の安全に配慮する必要がある。</p> <p>このため、市は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所や避難経路確認の徹底、観光客を安全に誘導するための防災訓練を実施する。</p> <hr/> <p><u>特に</u>、外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成 26 年 10 月 国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。</p> <p><u>また、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、県や関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。</u></p>	<p align="center"><u>外国人相談窓口の充実を図る。</u></p> <p>第4 旅行者への支援対策</p> <p>本市には、特色ある景勝地や行楽地、ラムサール条約に指定されている伊豆沼などの観光地があり、<u>災害時の旅行者の安全に配慮する必要がある。</u></p> <p>このため、市は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所や避難経路確認の徹底、観光客参加の<u>防災訓練に配慮</u>する。</p> <p><u>また、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、県や関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。</u></p> <p><u>外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成 26 年 10 月 策定 国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。</u></p> <hr/>	「県地域防災計画」の記載内容との整合 記述の適正化
	<p>第20節 災害廃棄物対策</p>	<p>第21節 災害廃棄物対策</p>	
予-65	<p>第1 目的 (略)</p> <p>このため、<u>廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう</u> <u>処理体制の整備を推進する。</u></p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>このため、<u>市、県及び関係機関は、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の整備を推進する。</u></p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-65	<p>第2 処理体制</p> <p>1 市の役割</p> <p><u>廃棄物の処理は、</u> <u>環境事業所クリーンセンター及び衛生センターで行う</u> <u>が、処理能力を超える</u><u>場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、市は広域的な</u>市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2 処理体制</p> <p>1 市の役割</p> <p><u>市は、円滑かつ迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害応急対策を災害廃棄物処理計画等に定めるとともに、環境事業所クリーンセンター及び衛生センターの</u><u>処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、他の</u>市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。</p> <p>2 県の役割</p> <p><u>県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、市町村が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的支援を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県及び市町村間における広域処理体制の確立を図る。</u></p> <p><u>なお、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に明示する。</u></p> <p><u>また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Weste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して周知に努める。</u></p> <p>3 東北地方環境事務所の役割</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合 条項ずれ

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-65	<p><u>2</u> 事業者の役割 (略)</p> <p>第3 主な措置内容 (略)</p> <p>1 緊急出動体制の整備 (1) から (4) まで (略)</p> <p>2 <u>震災時</u> における応急体制の確保 (1) 大規模地震災害時には、<u>建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ゴミ・がれき等の発生量は、通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。また、多くの市民が住宅を失い、避難所に避難するため、避難所を中心として、大量の「し尿発生量」が想定される。一方、処理施設や職員も被災し、その収集・処理能力は低下するものと想定されることから、市は、災害時において適切に対応するため、災害時における廃棄物の処理に関し「市災害時廃棄物処理計画」を作成する。</u> (2) から (5) まで (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>東北地方環境事務所は、災害廃棄物の発生・処理状況の把握を行い、処理に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。</u></p> <p><u>また、災害廃棄物対策東北ブロック協議会の枠組を通じて、災害廃棄物に関する人材育成、大規模災害時における広域連携体制の構築及び地域ブロックでの行動計画の策定等を実施する。</u></p> <p><u>4</u> 事業者の役割 (略)</p> <p>第3 主な措置内容 (略)</p> <p>1 緊急出動体制の整備 (1) から (4) まで (略)</p> <p>2 <u>地震災害時</u> における応急体制の確保 (1) 大規模地震災害時には、<u>一般廃棄物が</u> <u>通常の発生量を大幅に上回り、</u> <u>その収集・処理能力は低下するものと想定されることから、市は、災害時において適切に対応するため、災害時における廃棄物の処理に関し「市災害時廃棄物処理計画」を作成する。</u> (2) から (5) まで (略)</p> <p>3 (略)</p>	
	第21節 積雪寒冷地域における地震災害予防	第22節 積雪寒冷地域における地震災害予防	
予-67	<p>第1 目的 <u>登米市</u>は、積雪量も比較的少なく温和ではあるが、異常気象等により大雪にみまわれた場合における地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市及び防災関係機関は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。</p>	<p>第1 目的 <u>本市</u>は、積雪量も比較的少なく温和ではあるが、異常気象等により大雪にみまわれた場合における地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市及び防災関係機関は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。</p>	記述の適正化
予-67	<p>第2 避難誘導體制 <u>市長は、地域住民及び滞在者等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、避難場所を指定し誘導する。避難誘導は、佐沼警察署及び登米警察署の協力を得て、市職員及び交通安全指導員、消防団員が行うこととし、更に地域住民、自主防衛組織等と連携を図り協力して避難活動を行う。</u> <u>また、これらの関係機関と協議し、災害時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。</u></p>	(削除)	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-67	<p>第3 除雪体制等の整備 市は、<u>地震</u> における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪降ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根の積雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる 相互扶助体制を確立する。 (略)</p>	<p>第2 除雪体制等の整備 市は、<u>地震災害時</u> における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪降ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根の積雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる 相互扶助体制を確立する。 (略)</p>	文言の統一

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-67	<p>第4 避難所体制の整備</p> <p>_____避難所の運営にあたっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等_____の確保に努める。</p>	<p>第3 避難所体制の整備</p> <p><u>積雪期</u>の避難所の運営にあたっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等<u>及び非常用発電機</u>の確保に努める。</p> <p><u>また、施設管理者は路面凍結による避難者の転倒を防止するための安全措置に努める。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
予-68	<p>第22節 防災知識の普及</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及</p> <p><u>市は、地震災害発生時には</u> _____災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、_____職員は所掌事務に係る分野での<u>地震</u>災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会等を通じ、災害時における迅速・的確な対応ができるよう、防災意識及び知識の普及徹底を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員研修の実施</p> <p>防災教育は、各部 <u>各課 各機関ごとに</u> _____、職場研修、国・県の研修制度等を活用し、少なくとも次の事項の内容とした職員の防災研修を実施する</p> <p>①及び② (略)</p> <p>③ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 (<u>後発地震への注意を促す情報</u> _____が発信された場合を含む)</p> <p>④から⑥まで (略)</p> <p>⑦ <u>後発地震への注意を促す情報</u> _____及びこれに基づきとられる措置に関する知識</p> <p>⑧ (略)</p> <p>2 住民等への防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市民向け</u>防災 _____関連行事の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>地域による活動の強化</u></p> <p>市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(新設)</p>	<p>第23節 防災知識の普及</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及</p> <p><u>災害発生時の市及び防災関係機関は</u>、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、<u>それぞれの</u>職員は所掌事務に係る分野での _____災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会等を通じ、災害時における迅速・的確な対応ができるよう、防災意識及び知識の普及徹底を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員研修の実施</p> <p>防災教育は、各部、<u>各課、各機関において行い</u>、職場研修、国・県の研修制度等を活用し、少なくとも次の事項の内容とした職員の防災研修を実施する</p> <p>①及び② (略)</p> <p>③ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 (<u>北海道・三陸沖地震後発地震注意情報</u>が発信された場合を含む)</p> <p>④から⑥まで (略)</p> <p>⑦ <u>北海道・三陸沖地震後発地震注意情報</u>及びこれに基づきとられる措置に関する知識</p> <p>⑧ (略)</p> <p>2 住民等への防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____<u>防災とボランティア</u>関連行事の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>ハザードマップ等の活用</u></p> <p>市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p> <p><u>また、ハザードマップ等の配布又はホームページへの掲載に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないことを、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p> <p><u>(4) 専門家の活用</u></p> <p><u>市及び県は、各地域において防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p> <p>記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-69	<p>(4) 普及・啓発の実施 (略)</p> <hr/> <p>①及び② (略)</p> <p>③ 地震・津波に関する<u>情報</u> (新設)</p> <p>④ 災害の危険性に関する情報</p> <hr/> <p>⑤ 避難行動に関する知識</p> <hr/> <p>⑥ 家庭内での予防・安全対策</p> <hr/> <p>⑦ 災害時にとるべき行動</p> <hr/>	<p><u>継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、地震災害に関する専門家の活用を図る。</u></p> <p>(5) 普及・啓発の実施 (略)</p> <p><u>【住民等への普及・啓発を図る事項】</u></p> <p>①及び② (略)</p> <p>③ 地震・津波に関する<u>一般的な知識</u></p> <p>④ <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識</u></p> <p>⑤ 災害の危険性に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>各地域における避難対象地区</u> ・<u>孤立する可能性のある地域内集落</u> ・<u>急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u> など <p>⑥ 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難に当たっては徒歩によることを原則とすること</u> ・<u>自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと</u> ・<u>「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例等</u> ・<u>各地域における災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識</u> ・<u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u> ・<u>各地域における避難の指示等の伝達方法</u> など <p>⑦ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレ用紙等</u>の備蓄 ・<u>非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等）の準備</u> ・<u>自動車へのこまめな満タン給油</u> ・<u>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</u> ・<u>飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</u> ・<u>保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え</u> ・<u>出火防止等の対策の内容（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等）</u> ・<u>災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること</u> など <p>⑧ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地震が発生した場合の出火防止</u> ・<u>近隣の人々と協力して行う救助活動</u> ・<u>自動車運行の自粛</u> ・<u>その他避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動</u> ・<u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動</u> ・<u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常</u> 	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																																				
予-72	<p>第23節 地震防災訓練の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 訓練の実施及び参加 (略)</p> <p>1 総合防災訓練 市は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）及び9月1日（防災の日）等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第24節 地震防災訓練の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 訓練の実施及び参加 (略)</p> <p>1 総合防災訓練 市は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）及び9月1日（防災の日）等に、地域住民参加による総合防災訓練の実施に努める。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化																																				
予-72	<table border="1" data-bbox="382 594 1270 1003"> <thead> <tr> <th colspan="2">訓練内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 災害対策本部運用訓練</td> <td>⑨ 避難訓練</td> </tr> <tr> <td>② 職員招集訓練</td> <td>⑩ 救出救護訓練</td> </tr> <tr> <td>③ 通信情報訓練</td> <td>⑪ 警備、交通規制訓練</td> </tr> <tr> <td>④ 広報訓練</td> <td>⑫ 炊き出し、給水訓練</td> </tr> <tr> <td>⑤ 火災防御訓練</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 緊急輸送訓練</td> <td>⑬ 自衛隊災害派遣要請等訓練</td> </tr> <tr> <td>⑦ 公共施設復旧訓練</td> <td>⑭ 避難所運営訓練</td> </tr> <tr> <td>⑧ 危険物事故処理訓練</td> <td>⑮ その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>2から6まで (略)</p>	訓練内容		① 災害対策本部運用訓練	⑨ 避難訓練	② 職員招集訓練	⑩ 救出救護訓練	③ 通信情報訓練	⑪ 警備、交通規制訓練	④ 広報訓練	⑫ 炊き出し、給水訓練	⑤ 火災防御訓練		⑥ 緊急輸送訓練	⑬ 自衛隊災害派遣要請等訓練	⑦ 公共施設復旧訓練	⑭ 避難所運営訓練	⑧ 危険物事故処理訓練	⑮ その他	<table border="1" data-bbox="1546 594 2433 1003"> <thead> <tr> <th colspan="2">訓練内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 災害対策本部運用訓練</td> <td>⑨ 避難訓練</td> </tr> <tr> <td>② 職員招集訓練</td> <td>⑩ 救出救護訓練</td> </tr> <tr> <td>③ 通信情報訓練</td> <td>⑪ 警備、交通規制訓練</td> </tr> <tr> <td>④ 広報訓練</td> <td>⑫ 炊き出し、給水訓練</td> </tr> <tr> <td>⑤ 火災防御訓練</td> <td>⑬ 水害防止訓練</td> </tr> <tr> <td>⑥ 緊急輸送訓練</td> <td>⑭ 自衛隊災害派遣要請等訓練</td> </tr> <tr> <td>⑦ 公共施設復旧訓練</td> <td>⑮ 避難所運営訓練</td> </tr> <tr> <td>⑧ ガス漏えい事故処理訓練</td> <td>⑯ その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>2から6まで (略)</p>	訓練内容		① 災害対策本部運用訓練	⑨ 避難訓練	② 職員招集訓練	⑩ 救出救護訓練	③ 通信情報訓練	⑪ 警備、交通規制訓練	④ 広報訓練	⑫ 炊き出し、給水訓練	⑤ 火災防御訓練	⑬ 水害防止訓練	⑥ 緊急輸送訓練	⑭ 自衛隊災害派遣要請等訓練	⑦ 公共施設復旧訓練	⑮ 避難所運営訓練	⑧ ガス漏えい事故処理訓練	⑯ その他	「県地域防災計画」の記載内容との整合
訓練内容																																							
① 災害対策本部運用訓練	⑨ 避難訓練																																						
② 職員招集訓練	⑩ 救出救護訓練																																						
③ 通信情報訓練	⑪ 警備、交通規制訓練																																						
④ 広報訓練	⑫ 炊き出し、給水訓練																																						
⑤ 火災防御訓練																																							
⑥ 緊急輸送訓練	⑬ 自衛隊災害派遣要請等訓練																																						
⑦ 公共施設復旧訓練	⑭ 避難所運営訓練																																						
⑧ 危険物事故処理訓練	⑮ その他																																						
訓練内容																																							
① 災害対策本部運用訓練	⑨ 避難訓練																																						
② 職員招集訓練	⑩ 救出救護訓練																																						
③ 通信情報訓練	⑪ 警備、交通規制訓練																																						
④ 広報訓練	⑫ 炊き出し、給水訓練																																						
⑤ 火災防御訓練	⑬ 水害防止訓練																																						
⑥ 緊急輸送訓練	⑭ 自衛隊災害派遣要請等訓練																																						
⑦ 公共施設復旧訓練	⑮ 避難所運営訓練																																						
⑧ ガス漏えい事故処理訓練	⑯ その他																																						
予-73	<p>第3 防災関係機関の防災訓練 防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上、定期的に防災訓練を行い、あるいは市や県の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては、次の事項に配慮する。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>第3 防災関係機関の防災訓練 防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上、定期的に防災訓練を行い、あるいは地方公共団体の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては、次の事項に配慮する。</p> <p>1から5 (略)</p> <p>第4 (略)</p>	記述の適正化																																				
予-64	<p>第5 学校等の防災訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5 学校等の防災訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 校内外活動（自然体験学習、校外学習、野外活動を含む）等で海浜部又は山間部を利用する場合は、事前に地震・津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第6 企業の防災訓練</p> <p>1 企業は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。</p> <p>2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所や指定避難所として指定されている場合は、地震災害時に指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練を実施する。</p> <p>3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合																																				

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p><u>施に努める。</u></p> <p><u>訓練内容</u></p> <p>① <u>避難訓練</u></p> <p>② <u>消火訓練</u></p> <p>③ <u>救急救命訓練</u></p> <p>④ <u>災害発生時の安否確認方法</u></p> <p>⑤ <u>災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）</u></p> <p>⑥ <u>災害時の危険物、有害物の漏えい等の対処訓練</u></p> <p>⑦ <u>災害救助訓練</u></p> <p>⑧ <u>市や地域住民、他企業との合同防災訓練</u></p> <p>⑨ <u>施設・設備使用不能の場合の対応訓練</u></p>	
	第24節 地域における防災体制	第25節 地域における防災体制	
予-75	<p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に<u>基づき</u>、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組むとともに、現在活動している自主防災組織の育成及び組織の拡充に努める。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地震発生時の活動</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p>	<p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に<u>より</u>、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組むとともに、現在活動している自主防災組織の育成及び組織の拡充に努める。</p> <p>1から4 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地震発生時の活動</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p>	記述の適正化
予-76	<p>(4) 避難の実施 (略)</p> <p>ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。</p> <p>① (略)</p> <p>②山間部、起伏の多いところ …… <u> </u> かけ崩れ、地すべり</p> <p>③ (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(5) 避難所開設・運営への <u> </u> 参画 (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(4) 避難の実施 (略)</p> <p>ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。</p> <p>① (略)</p> <p>②山間部、起伏の多いところ …… <u>土石流、</u> かけ崩れ、地すべり</p> <p>③ (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(5) 避難所開設・運営への <u>主体的な</u> 参画 (略)</p> <p>(6) (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-78	<p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)</p> <p><u>市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p> <p>(略)</p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
予-79	<p>第25節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動 (1) から (4) まで (略) (新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第26節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動 (1) から (4) まで (略) <u>(5) 市への報告</u> <u>市地域防災計画に定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画による避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市に報告する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
予-81	<p>第26節 複合災害対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え (略) (新設)</p>	<p>第27節 複合災害対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え (略)</p> <p><u>1 活動体制</u> <u>(1) 複合災害においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。</u> <u>(2) 市及び県は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。</u> <u>(3) 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。</u></p> <p><u>2 情報の収集・伝達体制の整備</u> <u>(1) 市及び県は、複合災害時には避難場所の被害状況、道路損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報について、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。</u> <u>(2) 市、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。</u> <u>(3) 市、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達にあたり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。</u> <u>ア 地方公共団体の期間や派遣依頼により救助活動を実施している者</u> <u>派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
第3	(略)	<p><u>イ ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者</u> <u>広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等を活用することに留意する。</u></p> <p><u>(4) 複合災害時において、市、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。</u></p> <p><u>3 避難・退避体制の整備</u></p> <p><u>(1) 原子力災害発生時の複合災害でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。</u></p> <p><u>(2) 複合災害時には、避難情報や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。</u></p> <p><u>(3) 市及び県は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難所の被害程度、経路に障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。</u></p> <p><u>(4) 市及び県は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。</u></p>	第3 (略)

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																		
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策																			
応-1	第1節 防災活動体制 (略)	第1節 防災活動体制 (略)																			
	第2節 地震災害情報の収集・伝達	第2節 地震災害情報の収集・伝達																			
応-15	<p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合 _____ に、震度4以上 _____ が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオで放送する。 _____</p> <p>_____ なお、 _____ 震度6弱以上 <u>の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</u></p> <p>仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、 _____ 震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</p> <p>2 緊急地震速報の伝達 (略)</p> <p>総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した市及び県は、伝達を受けた緊急地震速報を <u>市防災行政無線（緊急告知ラジオ）</u> 等により、住民等への伝達に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合 <u>又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に</u>、震度4以上 <u>又は長周期地震動階級3以上</u> が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオで放送する。 <u>また、最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発生する。</u> なお、 <u>緊急地震速報（警報）のうち予想震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は</u> 特別警報に位置づけられる。</p> <p>仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、 <u>内陸の浅い場所で地震が発生した場合、</u> 震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</p> <p>2 緊急地震速報の伝達 (略)</p> <p>総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した市及び県は、伝達を受けた緊急地震速報を _____ 緊急告知ラジオ _____ 等により、住民等への伝達に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合記述の適正化																		
応-16	<p>第3 地震情報 (略)</p> <p>1 地震情報の種類 (略)</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	<p>第3 地震情報 (略)</p> <p>1 地震情報の種類 (略)</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	「県地域防災計画」の記載内容との整合
地震情報の種類	発表基準	内 容																			
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																			
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																			
地震情報の種類	発表基準	内 容																			
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																			
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																			
応-16																					

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行 (令和5年6月)			修正後			備考
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・津波注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を 発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・津波注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)を 発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を 観測した地点と観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	
	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。	(削除)	(削除)	(削除)	
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	(削除)	(削除)	(削除)	
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	
	(新設)	(新設)	(新設)	長周期地震動に関する情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動の周期別階級等を発表。	
	遠隔地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。*1日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠隔地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。*1日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表	
	(新設)	(新設)	(新設)	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	
	(注)	(略)		(注)	(略)		

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>(図新設)</p> <p>(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">地震及び津波に関する情報</p> <p>(2) (略)</p>	
<p>応-18</p>	<p>2 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p>仙台管区気象台は_____地震_____情報を発表した場合は直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより市町村等関係機関へ伝達する。<u>また、報道機関は住民に広く周知することに努める。</u></p>	<p>2 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p><u>(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応</u></p> <p>仙台管区気象台は<u>津波警報等、地震及び津波</u>情報を発表した場合は直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより市町村等関係機関へ伝達する。_____</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-18</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>仙台管区気象台は、<u>地震発生後の余震発生状況</u>や降雨状況を監視し、二次災害防止のため に地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p>また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・<u>土砂災害注意報及び</u>土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(図略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p><u>なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接市町村及び防災関係機関に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、総務省消防庁から同報送信される。</u></p> <p><u>(2) 報道機関の対応</u></p> <p><u>報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を住民に広く周知することに努める。</u></p> <p><u>3 その他の情報等の発表</u></p> <p>仙台管区気象台は、<u>大地震後の地震活動（余震等）</u>や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p>また、震度5強以上を観測_____した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・<u>大雨注意報及び</u>土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(図略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	
	<p>(新設)</p>	<p>第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報</p> <p><u>1 情報発信の条件</u></p> <p><u>(1) 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。</u></p> <p><u>(2) 想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。</u></p> <p><u>2 情報発信の流れ</u></p> <p><u>気象庁において一定精度の Mw を推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。</u></p> <p><u>3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容</u></p> <p><u>(1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</u></p> <p><u>(2) 防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。</u></p> <p><u>4 情報に関する留意事項</u></p> <p><u>(1) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平常時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。</u></p> <p><u>(2) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。</u></p> <p><u>ア この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。</u></p> <p><u>イ 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。</u></p> <p><u>ウ 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。</u></p> <p><u>エ 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p><u>地震が発生する可能性はさらに低くなる。</u></p> <p><u>オ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。</u></p> <p><u>カ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高く一回り小さい Mw8 クラスの地震等にも備える必要がある。</u></p> <p><u>キ 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海度の根室沖から東北地方三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。</u></p> <p><u>ク すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。</u></p>	
<p>応-21</p>	<p>第4 災害情報収集・伝達体制 (新設)</p>	<p>第5 災害情報収集・伝達</p> <p><u>地震災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>
<p>応-21</p>	<p>1 地震発生直後の被害情報の収集 (新設)</p>	<p>1 地震発生直後の被害情報の収集</p> <p><u>(1) 市及び関係機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報の状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。</u></p> <p><u>なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。</u></p> <p><u>(2) 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は市が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、市は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は市との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。</u></p> <p><u>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。</u></p> <p><u>(3) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。</u></p> <p><u>また、行方不明として把握した者が、他市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。</u></p> <p><u>(4) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは「災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針」に基づき、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																																																												
		<p><u>また、県は、国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止する目的から、同方針に基づき、死者及び行方不明者の氏名等を公表する。</u></p> <p><u>(5) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、市及び県は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡する。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u></p> <p><u>(6) 市又は県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。</u></p> <p><u>(7) 市は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被害情報も併せて収集する。</u></p>																																																													
<p>応-21</p>	<p><u>(1)</u> 収集すべき情報の内容 (略) (2) (略)</p> <p><u>2</u> 被害情報の収集 (略) [被害調査区分、調査担当部局、協力機関・団体等]</p> <table border="1" data-bbox="323 1026 1377 1854"> <thead> <tr> <th>被害調査区分</th> <th>調査担当部局</th> <th>協力機関・団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況及び応急対策状況の統括</td> <td>総務部</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>家屋、固定資産関係</u></td> <td>総務部</td> <td>宮城県建築士会登米支部</td> </tr> <tr> <td>民生関係</td> <td>市民生活部</td> <td>各施設、佐沼警察署、登米警察署</td> </tr> <tr> <td>衛生、保健、医療、<u>福祉</u>関係</td> <td>市民生活部</td> <td>登米市医師会、歯科医師会、薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>商工業関係</td> <td>産業経済部</td> <td>各商工会</td> </tr> <tr> <td>農林業関係 農業<u>土木</u>施設関係</td> <td>産業経済部</td> <td>みやぎ登米農業協同組合、新みやぎ農業協同組合 各林業組合 各土地改良区</td> </tr> <tr> <td>道路、橋りょう、<u>市営住宅</u>関係</td> <td>建設部</td> <td>登米市建設業協会 登米測量設計業協会 宮城県建築士会登米支部</td> </tr> <tr> <td>上下水道関係</td> <td>上下水道部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文教、文化財関係</td> <td>教育部</td> <td>各施設</td> </tr> </tbody> </table>	被害調査区分	調査担当部局	協力機関・団体等	被害状況及び応急対策状況の統括	総務部		<u>家屋、固定資産関係</u>	総務部	宮城県建築士会登米支部	民生関係	市民生活部	各施設、佐沼警察署、登米警察署	衛生、保健、医療、 <u>福祉</u> 関係	市民生活部	登米市医師会、歯科医師会、薬剤師会	商工業関係	産業経済部	各商工会	農林業関係 農業 <u>土木</u> 施設関係	産業経済部	みやぎ登米農業協同組合、新みやぎ農業協同組合 各林業組合 各土地改良区	道路、橋りょう、 <u>市営住宅</u> 関係	建設部	登米市建設業協会 登米測量設計業協会 宮城県建築士会登米支部	上下水道関係	上下水道部		文教、文化財関係	教育部	各施設	<p><u>2</u> 収集すべき情報の内容 (1) (略) (2) (略)</p> <p><u>3</u> 被害情報の収集 (略) [被害調査区分、調査担当部局、協力機関・団体等]</p> <table border="1" data-bbox="1486 1026 2540 1854"> <thead> <tr> <th>被害調査区分</th> <th>調査担当部局</th> <th>協力機関・団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況及び応急対策状況の統括</td> <td>総務部</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>住宅等被害関係</u></td> <td>総務部 <u>建設部</u></td> <td>宮城県建築士会登米支部</td> </tr> <tr> <td>民生関係</td> <td>市民生活部</td> <td>各施設、佐沼警察署、登米警察署</td> </tr> <tr> <td>衛生、保健、医療、<u>福祉</u>関係</td> <td>市民生活部</td> <td>登米市医師会、歯科医師会、薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>商工業関係</td> <td>産業経済部</td> <td>各商工会</td> </tr> <tr> <td>農林業関係 農業<u>土木</u>施設関係</td> <td>産業経済部</td> <td>みやぎ登米農業協同組合、新みやぎ農業協同組合 各林業組合 各土地改良区</td> </tr> <tr> <td>道路、橋りょう、<u>河川</u>関係</td> <td>建設部</td> <td>登米市建設業協会 登米測量設計業協会 宮城県建築士会登米支部</td> </tr> <tr> <td>上下水道関係</td> <td>上下水道部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文教、文化財関係</td> <td>教育部</td> <td>各施設</td> </tr> </tbody> </table>	被害調査区分	調査担当部局	協力機関・団体等	被害状況及び応急対策状況の統括	総務部		<u>住宅等被害関係</u>	総務部 <u>建設部</u>	宮城県建築士会登米支部	民生関係	市民生活部	各施設、佐沼警察署、登米警察署	衛生、保健、医療、 <u>福祉</u> 関係	市民生活部	登米市医師会、歯科医師会、薬剤師会	商工業関係	産業経済部	各商工会	農林業関係 農業 <u>土木</u> 施設関係	産業経済部	みやぎ登米農業協同組合、新みやぎ農業協同組合 各林業組合 各土地改良区	道路、橋りょう、 <u>河川</u> 関係	建設部	登米市建設業協会 登米測量設計業協会 宮城県建築士会登米支部	上下水道関係	上下水道部		文教、文化財関係	教育部	各施設	<p>条項ずれ 記述の適正化</p>
被害調査区分	調査担当部局	協力機関・団体等																																																													
被害状況及び応急対策状況の統括	総務部																																																														
<u>家屋、固定資産関係</u>	総務部	宮城県建築士会登米支部																																																													
民生関係	市民生活部	各施設、佐沼警察署、登米警察署																																																													
衛生、保健、医療、 <u>福祉</u> 関係	市民生活部	登米市医師会、歯科医師会、薬剤師会																																																													
商工業関係	産業経済部	各商工会																																																													
農林業関係 農業 <u>土木</u> 施設関係	産業経済部	みやぎ登米農業協同組合、新みやぎ農業協同組合 各林業組合 各土地改良区																																																													
道路、橋りょう、 <u>市営住宅</u> 関係	建設部	登米市建設業協会 登米測量設計業協会 宮城県建築士会登米支部																																																													
上下水道関係	上下水道部																																																														
文教、文化財関係	教育部	各施設																																																													
被害調査区分	調査担当部局	協力機関・団体等																																																													
被害状況及び応急対策状況の統括	総務部																																																														
<u>住宅等被害関係</u>	総務部 <u>建設部</u>	宮城県建築士会登米支部																																																													
民生関係	市民生活部	各施設、佐沼警察署、登米警察署																																																													
衛生、保健、医療、 <u>福祉</u> 関係	市民生活部	登米市医師会、歯科医師会、薬剤師会																																																													
商工業関係	産業経済部	各商工会																																																													
農林業関係 農業 <u>土木</u> 施設関係	産業経済部	みやぎ登米農業協同組合、新みやぎ農業協同組合 各林業組合 各土地改良区																																																													
道路、橋りょう、 <u>河川</u> 関係	建設部	登米市建設業協会 登米測量設計業協会 宮城県建築士会登米支部																																																													
上下水道関係	上下水道部																																																														
文教、文化財関係	教育部	各施設																																																													

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-23</p>	<p><u>3</u> 情報の取りまとめ (1) から (3) まで (略) (新設)</p> <p><u>4</u> 県等への報告 (1) (略) (2) 報告の実施手順 ア 報告の方法 ① 市長（本部長）は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに県へ報告する _____ _____。 ②及び③ (略) イ (略) (3) から (5) まで (略) (新設)</p> <p><u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) (図略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p><u>4</u> 情報の取りまとめ (1) から (3) まで (略) <u>(4) 情報の一元管理、共有化</u> <u>集約された被害情報や災害対策本部において決定された事項等は、情報班において一元管理する。</u> <u>また、各種情報は、庁内ネットワークの掲示、職員用防災メール等で周知し、全庁で情報を共有する。さらに、各部長の責任により、部内の職員及び所管する施設に伝達する。伝達手段は、情報共有の徹底のため、なるべく文書又はメール、FAXを利用して行うよう努める。</u> <u>職員においても、自ら庁内ネットワークにアクセスするなどして、自主的に被害状況の把握に努める。</u> <u>なお、停電や機器の故障等により、あらゆる情報伝達機器が使用できない場合は、文書、使送等で伝達する。</u></p> <p><u>5</u> 県等への報告 (1) (略) (2) 報告の実施手順 ア 報告の方法 ① 市長（本部長）は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに県へ報告する <u>ものとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の端末を使用して行う。</u> ②及び③ (略) イ (略) (3) から (5) まで (略)</p> <p><u>(6) 情報の伝達</u> <u>ア 庁内、現場、各防災関係機関等への情報伝達手段は、移動系防災行政無線や災害時優先電話を使用する。停電や機器の故障により情報伝達ができない場合は、あらゆる手段を用いるものとし、すべての通信網が機能しない場合は、使送とする。</u> <u>イ 市と県の間において情報伝達は、主として防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。</u></p> <p><u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) (図略)</p> <p><u>6</u> (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>
<p>応-29</p>	<p><u>第5</u> 通信・放送手段の確保 (略)</p> <p>1 市防災行政無線施設等 <u>市は災害時における救急、救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性が<u>高いことから</u>市防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等の通信手段を確保する。</u> <u>地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の<u>応急復旧</u>を行う。</u></p>	<p><u>第6</u> 通信・放送手段の確保 (略)</p> <p>1 市防災行政無線施設等 <u>(1) 市は災害時における救急、救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を<u>考慮し、</u>市防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等の通信手段の確保に努める。</u> <u>(2) 地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の <u>復旧</u>を行う。</u></p>	<p>記述の適正化 文言の統一</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>い、避難場所</u>となった施設等と災害対策本部との通信手段を確保するとともに_____、他機 関及び_____市町村との通信手段を確保する。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 郵便関係の措置</p> <p>日本郵便<u>株式会社</u>は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。</p> <p>なお、取扱う郵便局等については、<u>別途日本郵便株式会社が指定し、その旨を公示する。登米市においては佐沼郵便局が取扱郵便局に指定されている。</u></p> <p>7 放送施設 (略)</p> <p>(1) 日本放送協会仙台放送局・民間放送会社</p> <p>ア 放送体制</p> <p>_____災害が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。</p> <p>また、<u>地方自治体</u>・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活（ライフライン等）情報等を放送する。</p> <p>イ (略)</p>	<p><u>(3) 避難所等</u>となった施設等と災害対策本部との通信手段の確保に努める。<u>あわせて、</u>他機 関及び<u>他</u>市町村との通信手段の確保に努める。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 郵便関係の措置</p> <p>日本郵便<u>(株) 東北支社</u>は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。</p> <p>なお、取扱う郵便局等については、<u>決定次第周知する。</u></p> <p>7 放送施設 (略)</p> <p>(1) 日本放送協会仙台放送局・民間放送会社</p> <p>ア 放送体制</p> <p><u>大規模地震</u>災害が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。</p> <p>また、<u>地方公共団体</u>・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活（ライフライン等）情報等を放送する。</p> <p>イ (略)</p>	
	<p>第3節 災害広報活動</p>	<p>第3節 災害広報活動</p>	
<p>応-34</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者、<u>外国人</u>等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>なお、情報の提供に<u>あ</u>たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者、_____等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>なお、情報の提供に<u>当</u>たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>応-35</p>	<p>(新設)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 広報活動の実施要領</p>	<p>第2 社会的混乱の防止</p> <p><u>1 情報伝達・広報の実施</u></p> <p><u>市は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。</u></p> <p><u>2 住民等への対応</u></p> <p><u>市は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。</u></p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 広報活動の実施要領</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>1 (略)</p> <p>(1) 市の広報 アからキまで (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>ク</u> (略)</p> <p><u>ケ</u> (略)</p> <p><u>コ</u> (略)</p> <p><u>サ</u> (略)</p> <p><u>シ</u> (略)</p> <p><u>ス</u> (略)</p> <p><u>セ</u> (略)</p> <p><u>ソ</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>タ</u> (略)</p> <p><u>チ</u> (新設)</p> <p><u>ツ</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2から7まで (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>(1) 市の広報 アからキまで (略)</p> <p><u>ク</u> <u>地震に関する情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報を含む）</u></p> <p><u>ケ</u> (略)</p> <p><u>コ</u> (略)</p> <p><u>サ</u> (略)</p> <p><u>シ</u> (略)</p> <p><u>ス</u> (略)</p> <p><u>セ</u> (略)</p> <p><u>ソ</u> (略)</p> <p><u>タ</u> (略)</p> <p><u>チ</u> <u>出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ</u></p> <p><u>ツ</u> (略)</p> <p><u>テ</u> (略)</p> <p><u>ト</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2から7まで (略)</p>	
<p>応-39</p>	<p>第5 安否情報</p> <p>市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い 応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>第6 報道機関への発表・協力要請</p> <p>(略)</p>	<p>第6 安否情報</p> <p>市_____は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市_____は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>第7 報道機関への発表・協力要請</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>応-40</p>	<p>第7 防災関係機関の広報</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> その他の機関</p>	<p>第8 防災関係機関の広報</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u></p> <p><u>3</u> その他の機関</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>防災関係機関は、各々関係する情報について市民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。さらに、必要事項については、随時、市災害対策本部にも連絡する。</p>	<p>防災関係機関は、各々関係する情報について市民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。さらに、必要事項については、随時、市災害対策本部にも連絡する。</p> <p><u>放送事業者及び通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</u></p>	
	<p>第4節 災害救助法の適用</p>	<p>第4節 災害救助法の適用</p>	
<p>応-41</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法 _____ による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法 <u>(昭和22年法律第118号、以下当節において「法」という。)</u> による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>応-42</p>	<p>(3) <u>上記以外の適用基準</u></p> <p>ア 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、<u>登米市の区域内</u>住家滅失世帯数が、多数であるとき。(市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)</p> <p>イ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ <u>多数</u>の世帯の住家が滅失したものであること。</p> <p>(4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受ける <u>恐れ</u> が生じたとき。</p> <p>(略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(3) <u>住家滅失が次のような状態にあるとき。</u></p> <p>ア 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、<u>市内の _____</u> 住家滅失世帯数が、多数であるとき。(市 _____ の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)</p> <p>イ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ <u>多数</u>の世帯の住家が滅失したものであること。</p> <p>(4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受ける <u>おそれ</u> が生じたとき。</p> <p>(略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
<p>応-42</p>	<p>3 災害救助法の適用手続</p> <p>(略)</p> <p>市は、被害状況を迅速 <u>かつ</u> <u>的確</u>に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。</p> <p>(略)</p> <p>4 救助の種類</p> <p>避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊 <u>出</u>しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」 <u>最終改正 令和4年6月14日</u>)</p>	<p>3 災害救助法の適用手続</p> <p>(略)</p> <p>市は、被害状況を迅速 <u>かつ</u> <u>的確</u>に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。</p> <p>(略)</p> <p>4 救助の種類</p> <p>避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊 <u>き</u>出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」 _____)</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>応-43</p>	<p>第3 救助の実施の委任</p> <p><u>1 救助の実施者</u></p> <p>知事は、災害救助法第13条の規定に <u>基づき</u>、次の救助の実施を市長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に <u>基づき</u> 委任を通知した場合において、市長は、当該事務を行わなければならない。</p>	<p>第3 救助の実施の委任</p> <p>_____)</p> <p>知事は、災害救助法第13条の規定に <u>より</u>、次の救助の実施を市長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に <u>より</u> 委任を通知した場合において、市長は、当該事務を行わなければならない。</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>(1) から (12) まで (略)</p> <p><u>2 災害報告及び救助実施状況による報告</u></p> <p><u>救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に伴い「発生報告」「中間報告」「決定報告」の3段階があり、その都度県知事に報告する必要がある。</u></p> <p><u>また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録し整理し、県知事に報告する必要がある。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(1) から (12) まで (略)</p> <p><u>2 (削除)</u></p>	
	<p>第5節 救急・救助活動</p>	<p>第5節 救急・救助活動</p>	
<p>応-45</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 各部、各組織の活動</p> <p>1 <u>総務部</u>の活動</p> <p><u>(1) 消防署、その他関係機関に対し救出活動専門部隊（要員）の災害出動を要請する。</u></p> <hr/> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 必要と認める場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 一般住民からの情報について適宜関係機関宛に伝達する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 各部、各組織の活動</p> <p>1 <u>市</u>の活動</p> <p><u>(1) 市は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察の協力を得ながら、速やかに捜索、救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。</u></p> <p><u>なお、必要と認める場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</u></p> <p><u>(2) 市は、一般住民からの情報についても適宜関係機関あて伝達し、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。</u></p> <p><u>(3) 市は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、政府本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>県の活動</u></p> <p><u>(1) 県は、大規模地震災害においては、速やかに市町村の被害状況及び救急・救助を必要とする状況を把握し、防災関係機関が有機的に連携して救出・救助を行えるよう、県警察本部、消防本部、自衛隊等関係機関との連絡、調整を行う。この際、必要な資機材については関係機関から広く調達し、併せて防災ヘリコプターを積極的に活用する。</u></p> <p><u>(2) 県は、市町村から要救助者の救助活動について応援要請を受けた場合、また、自ら必要と認めた場合には、防災ヘリコプターによる要救助者の捜索及び救助活動を行う。</u></p> <p><u>(3) 県は、要救助者が相当数見込まれるときは、自衛隊、第二管区海上保安本部等に対し、速やかに救助活動を要請する。</u></p> <p><u>(4) 県は、常時、防災関係機関から救急・救助情報を収集するとともに、一般市民等からの情報については、適宜関係機関あて伝達する。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考												
応-46	<p>2 消防本部・消防団の活動</p> <p>(1) 救助・救急体制等 <u>(新設)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 名</th> <th style="text-align: center;">活動体制・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">消防本部</td> <td> <p>ア 被害状況、医療機関の被災状況等の情報を収集し、関係機関と情報交換を緊密に行う。</p> <p>イ 救急・救助活動は、救急隊及び救助隊等が災害に対応した救急・救助資機材を活用し、組織的に行う。</p> <p>ウ 救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、関係業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。</p> <p>エ 救急活動にあたっては、救護所を活用し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。</p> <p>オ 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資機材を有効に活用して処置可能な医療機関に搬送する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消 防 団</td> <td> <p>ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民の協力を得て救助・救出活動を行う。</p> <p>イ 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき救出活動、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。</p> <p align="center"><u>(新設)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市民及び自主防災組織等の活動</p> <p>(1) 緊急救助活動の実施</p> <p>市民及び自主防災組織等は、在住地区_____において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	部 名	活動体制・内容	消防本部	<p>ア 被害状況、医療機関の被災状況等の情報を収集し、関係機関と情報交換を緊密に行う。</p> <p>イ 救急・救助活動は、救急隊及び救助隊等が災害に対応した救急・救助資機材を活用し、組織的に行う。</p> <p>ウ 救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、関係業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。</p> <p>エ 救急活動にあたっては、救護所を活用し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。</p> <p>オ 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資機材を有効に活用して処置可能な医療機関に搬送する。</p>	消 防 団	<p>ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民の協力を得て救助・救出活動を行う。</p> <p>イ 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき救出活動、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。</p> <p align="center"><u>(新設)</u></p>	<p>2 消防本部・消防団の活動</p> <p>(1) 救助・救急体制等</p> <p align="center"><u>大規模地震災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、(公社)宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察署等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。</u></p> <p align="center"><u>救急・救助活動を行うに当たって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救急・救助活動を行う。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者までさまざまであり、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と応急処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の有効活用を行うなど効率的な活動を行う。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 名</th> <th style="text-align: center;">活動体制・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">消防本部</td> <td> <p>ア 被害状況、医療機関の被災状況等の情報を収集し、関係機関と情報交換を緊密に行う。</p> <p>イ 救急・救助活動は、救急隊及び救助隊等が災害に対応した救急・救助資機材を活用し、組織的に行う。</p> <p>ウ 救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、関係業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。</p> <p>エ 救急活動にあたっては、救護所を活用し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。</p> <p>オ 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資機材を有効に活用して処置可能な医療機関に搬送する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消 防 団</td> <td> <p>ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民の協力を得て救助・救出活動を行う。</p> <p>イ 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき救出活動、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。</p> <p align="center"><u>ウ 消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市民及び自主防災組織等の活動</p> <p>(1) 緊急救助活動の実施</p> <p>市民及び自主防災組織等は、在住地区<u>及び担当地区</u>において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	部 名	活動体制・内容	消防本部	<p>ア 被害状況、医療機関の被災状況等の情報を収集し、関係機関と情報交換を緊密に行う。</p> <p>イ 救急・救助活動は、救急隊及び救助隊等が災害に対応した救急・救助資機材を活用し、組織的に行う。</p> <p>ウ 救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、関係業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。</p> <p>エ 救急活動にあたっては、救護所を活用し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。</p> <p>オ 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資機材を有効に活用して処置可能な医療機関に搬送する。</p>	消 防 団	<p>ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民の協力を得て救助・救出活動を行う。</p> <p>イ 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき救出活動、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。</p> <p align="center"><u>ウ 消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。</u></p>	
部 名	活動体制・内容														
消防本部	<p>ア 被害状況、医療機関の被災状況等の情報を収集し、関係機関と情報交換を緊密に行う。</p> <p>イ 救急・救助活動は、救急隊及び救助隊等が災害に対応した救急・救助資機材を活用し、組織的に行う。</p> <p>ウ 救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、関係業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。</p> <p>エ 救急活動にあたっては、救護所を活用し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。</p> <p>オ 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資機材を有効に活用して処置可能な医療機関に搬送する。</p>														
消 防 団	<p>ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民の協力を得て救助・救出活動を行う。</p> <p>イ 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき救出活動、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。</p> <p align="center"><u>(新設)</u></p>														
部 名	活動体制・内容														
消防本部	<p>ア 被害状況、医療機関の被災状況等の情報を収集し、関係機関と情報交換を緊密に行う。</p> <p>イ 救急・救助活動は、救急隊及び救助隊等が災害に対応した救急・救助資機材を活用し、組織的に行う。</p> <p>ウ 救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、関係業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。</p> <p>エ 救急活動にあたっては、救護所を活用し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。</p> <p>オ 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資機材を有効に活用して処置可能な医療機関に搬送する。</p>														
消 防 団	<p>ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民の協力を得て救助・救出活動を行う。</p> <p>イ 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき救出活動、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。</p> <p align="center"><u>ウ 消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。</u></p>														

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-47</p>	<p>第4 救急・救助活動への支援 市は、道の駅等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として_____使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p>第5 感染 対策 捜索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>第6 救急・救助用資機材の整備 (略)</p> <hr/>	<p>第4 救急・救助活動への支援 市は、道の駅等を警察_____・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として確保、使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。</p> <p><u>県災害対策本部及び市災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用すること。</u></p> <p>第5 惨事ストレス対策 <u>救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。</u></p> <p>第6 感染症対策 捜索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理_____等を徹底するものとする。</p> <p>第7 救急・救助用資機材の整備 (略)</p> <p><u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>
<p>応-49</p>	<p>第6節 医療救護活動</p> <p>第1 目的 大規模な地震災害により、_____多数の負傷者等が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となる恐れがあることから、緊急的な対応策や_____関係機関の連携を図りながら_____医療救護活動を実施する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 医療救護体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6節 医療救護活動</p> <p>第1 目的 大規模地震災害時には、<u>同時に</u>多数の負傷者等が発生し迅速な医療救護が要求されるため、_____緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 医療救護体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の役割</p> <p><u>(1) 保健医療福祉調整本部の設置</u> 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、保健医療福祉調整本部を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害救急医療情報システム(E M I S)及び地域保健医療福祉調整本部、市等から把握する。 また、市から派遣要請があった場合は、DMA Tを派遣するほか、医療救護班を派遣する。</p> <p><u>(2) DMA Tの派遣</u> ア 県は、必要に応じて、保健医療福祉調整本部の下にDMA T調整本部を設置する。 イ 県は、宮城DMA Tが出動する必要があると判断した場合、又は市町村から派遣要請があった場合は、宮城DMA T指定病院に対して宮城DMA Tの出動を要請する。 ウ 県は、多数の重症、中等症の傷病者が発生すると予想される状況の場合は、国及び他都道府県にDMA Tの派遣を要請する。</p> <p><u>(3) 医療救護班の派遣調整</u> ア 保健医療福祉調整本部は、地域保健医療福祉調整本部からの要請により、県医師会、県</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考												
<p>応-49</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4から第8まで (略)</p> <p>(新設)</p>		<p><u>歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</u></p> <p><u>イ 保健医療福祉調整本部は、災害の状況又は地域保健医療福祉調整本部、市及び医療機関等からの支援要請に応じ、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。</u></p> <p><u>(4) 医療ボランティアの調整</u></p> <p><u>保健医療福祉調整本部は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第4から第8まで (略)</p> <p>第9 在宅療養患者の医療救護体制</p> <p>1 <u>市は、在宅医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。</u></p> <p>2 <u>市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内医療機関若しくは県保健医療福祉調整本部へ調整を依頼する。</u></p> <p>3 <u>県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。</u></p> <p>4 <u>医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。</u></p> <p>5 <u>県は、市が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。</u></p>													
	<p>第7節 消火活動</p>	<p>第7節 消火活動</p>													
<p>応-61</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 消火活動の基本 (略)</p> <p>1 <u>震災</u> 消火活動の基本 (略)</p> <table border="1" data-bbox="255 1509 1389 1770"> <thead> <tr> <th>原則</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火災現場活動の原則</td> <td>ア <u>出場隊</u>の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 イ及びウ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	原則	内容	(略)	(略)	火災現場活動の原則	ア <u>出場隊</u> の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 イ及びウ (略)		<p>第1 (略)</p> <p>第2 消火活動の基本 (略)</p> <p>1 <u>地震災害時における</u> 消火活動の基本 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1418 1509 2552 1770"> <thead> <tr> <th>原則</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火災現場活動の原則</td> <td>ア <u>出動隊</u>の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 イ及びウ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	原則	内容	(略)	(略)	火災現場活動の原則	ア <u>出動隊</u> の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 イ及びウ (略)	<p>文言の統一 誤字の修正</p>
原則	内容														
(略)	(略)														
火災現場活動の原則	ア <u>出場隊</u> の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 イ及びウ (略)														
原則	内容														
(略)	(略)														
火災現場活動の原則	ア <u>出動隊</u> の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 イ及びウ (略)														
<p>応-62</p> <p>(新設)</p>		<p>第3 市の対応</p> <p><u>市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の 記載内容との整合</p>												

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-62</p>	<p>第3 消防機関の活動</p> <p>1 消防本部の活動 (略) (1) 及び (2) (略)</p> <p><u>なお</u>、災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。</p> <p><u>また</u>、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・ため池等の自然水利を活用するほか、遠距離中継送水での消火活動を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 消防団の活動 (新設)</p> <p>(1) (略) (2) 消火活動 <u>分団受持地区内において消火活動を行うが、単独若しくは消防署及び住民とが協力し、主要避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。</u></p> <p>(3) 災害情報の収集伝達活動 (略) <u>その他関係各機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集する</u></p> <p>(4) 及び (5) (略) (6) 避難誘導等 <u>避難情報が発令された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、他団員、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。また、避難場所の防護活動を行う。</u></p>	<p>第4 消防機関の活動</p> <p>1 消防本部の活動 (略) (1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3) 道路通行障害時の対応</u> <u>災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。</u></p> <p><u>(4) 消防水利の活用</u> <u>災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・ため池等の自然水利を活用するほか、遠距離中継送水での消火活動を行う。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 消防団の活動 <u>消防団は、地震災害が発生した場合、登米市消防計画、行動計画により、登米市消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、登米市消防計画、行動計画により、消防隊と協力して次の活動を行う。</u></p> <p>(1) (略) (2) 消火活動 <u>災害により出火した場合は、住民と協力して</u>、<u>主要な避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。</u></p> <p>(3) 災害情報の収集伝達活動 (略) <u>関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。</u></p> <p>(4) 及び (5) (略) (6) 避難誘導 <u>避難の指示等が行われた場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。</u></p>	<p>記述の適正化 条項ずれ</p>
<p>応-61</p>	<p>第4 事業所の活動</p> <p>1 火災が発生した場合の措置 (1) 自衛消防<u>隊</u>により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防<u>機関</u>へ通報する。 (2) (略)</p> <p>2 災害拡大防止措置 危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大する<u>恐れ</u>のあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。</p> <p>第5 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>1 (略)</p>	<p>第5 事業所の活動</p> <p>1 火災が発生した場合の措置 (1) 自衛消防<u>組織</u>により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防<u>本部</u>へ通報する。 (2) (略)</p> <p>2 災害拡大防止措置 危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大する<u>おそれ</u>のあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。</p> <p>第6 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>1 (略)</p>	<p>記述の適正化 条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>2 初期消火活動 火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防<u>機関</u>に通報する。</p> <p>第6 市民の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初期消火活動 火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防<u>機関</u>に通報する。</p> <p>3 通電火災の防止 被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止する<u>ため、ブレーカーを遮断するなどして、出火防止に努める。</u></p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 (略)</p>	<p>2 初期消火活動 火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防<u>本部</u>に通報する。</p> <p>第7 市民の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初期消火活動 火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防<u>本部</u>に通報する。</p> <p>3 通電火災の防止 被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止する<u>よう努める。</u></p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 (略)</p>	<p>記述の適正化 条項ずれ</p>
	<p>第8節 交通・輸送活動</p>	<p>第8節 交通・輸送活動</p>	
<p>応-63</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 緊急輸送対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送の対象 緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、<u>概ね</u>次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 緊急輸送対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送の対象 緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、<u>おおむね</u>次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>応-65</p>	<p>第3 陸上交通の確保</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 交通規制の<u>実施</u> 警察は、災害が発生した場合は、<u>交通の混乱、交通事故の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、</u></p> <p><u>あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、</u>交通規制を実施する。 また、道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を<u>迅速かつ適切に</u>指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。 警察が行う交通規制の内容は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 被災地域内への流入抑制と<u>車両の</u>走行抑制</p> <p>① <u>一般車両の走行を抑制するとともに被災区域内への流入を原則的に禁止する。</u></p> <p>② <u>被災地域外への流出は原則として無制限とする。</u></p> <p><u>イ 避難路及び緊急交通路への流入抑制</u></p>	<p>第3 陸上交通の確保</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 交通規制<u>_____</u> 警察は、災害が発生した場合は、<u>現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</u> <u>交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、</u> あらかじめ策定した交通規制計画に<u>より</u>、交通規制を実施する。 また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を<u>的確に</u>指示し、関係機関との連絡を取りながら交通安全確保に努める。 警察が行う交通規制の内容は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 被災地域内への流入抑制と<u>_____</u>走行抑制</p> <p>① <u>被災地域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力制限する。</u></p> <p>② <u>被災区域内から被災地域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り制限しない。</u></p> <p><u>イ 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止</u></p>	<p>「県地域防災計画」の 記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は抑制する。</u></p> <p>ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施</p> <p>① <u>緊急自動車及び緊急通行車両の通行確保のための交通規制又は指導を行う。</u></p> <p>③ <u>一般車両の走行は極力制限する。</u></p> <p>エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用</p> <p>オ <u>緊急交通路に選定された道路及びその関連道路の通行が円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請</u></p>	<p><u>避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。</u></p> <p>ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施</p> <p><u>緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。</u></p> <p>エ 道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用</p> <p><u>緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。</u> (削除)</p>	
<p>応-65</p>	<p>(2) 緊急交通路確保のための措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 放置車両等の撤去等</p> <p>緊急交通路を確保するため、<u>必要な場合</u>には、放置車両等の撤去<u>及び</u>警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。</p> <p>ウからオまで (略)</p> <p>(3) 交通規制の方法</p> <p>交通規制については、原則的には<u>所定の標示</u>を設置して行い、緊急を要するため<u>所定の標示</u>を設置するいとまがないとき、又は標示<u>等</u>を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(2) 緊急交通路確保のための措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 放置車両<u>等</u>の撤去<u>等</u></p> <p>緊急交通路を確保するため<u>に必要な場合</u>は、放置車両等の撤去、<u>警察車両</u>による緊急通行車両等の先導等を行う。</p> <p>ウからオまで (略)</p> <p>(3) 交通規制の方法</p> <p>交通規制については、原則的に<u>標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）</u>を設置して行い、緊急を要するため<u>標示等</u>を設置するいとまがないとき、又は標示<u>等</u>を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>応-66</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(5) 交通規制の周知徹底</u></p> <p>交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係<u>わる</u>区域又は道路の区間その他<u>必要な事項</u>について、<u>住民、運転者等に周知徹底</u>を図る。</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 緊急通行車両<u>等</u>の確認</p>	<p><u>(5) 交通安全施設の復旧</u></p> <p><u>緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。</u></p> <p><u>(6) 交通規制等の周知徹底・広報</u></p> <p>交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係<u>する</u>区域又は道路の区間その他<u>交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力</u>について、住民、運転者等に<u>マスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報</u>を図る。</p> <p><u>(7) 交通マネジメント</u></p> <p>ア <u>東北地方整備局は、応急復旧時に渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。</u></p> <p>イ <u>県は、市町村から要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u></p> <p>ウ <u>検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、各々の業務に支障がない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u></p> <p>エ <u>検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 緊急通行車両<u>であること</u>の確認</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-66</p>	<p>緊急通行車両 _____ の確認手続き _____ は、<u>次</u> の要領で行う。</p> <p>(1) <u>申し出事項</u></p> <p>_____</p> <p>緊急通行車両の<u>運転者</u> _____ は、 _____ 次の事項を申し出て確認を受ける。</p> <p><u>なお、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証の提示で足りるものとする。</u></p> <p><u>ア 車両</u>番号標に標示されている番号</p> <p><u>イ 輸送人員又は品名</u></p> <p><u>ウ 使用者の住所、氏名</u></p> <p><u>エ 出発地</u></p> <p><u>オ 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・契約書等の写し</u></p> <p><u>カ その他参考事項</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) 標章等の交付</p> <p>_____ 県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、<u>当該車両の使用者</u>に対し<u>緊急通行車両である旨の標章及び証明書</u>を交付する。</p> <p>(3) _____ (略)</p> <p>6 障害物の除去等</p> <p>(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去 _____ について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 及び (3) _____ (略)</p> <p>7 から 9 まで _____ (略)</p> <p>第4 _____ (略)</p>	<p>緊急通行車両<u>であること</u>の確認手続き (<u>標章及び証明書の交付を含む</u>) は、<u>以下</u>の要領で行う。</p> <p>(1) <u>確認の申出</u></p> <p><u>ア 申出事項</u></p> <p>緊急通行車両の<u>使用者又は管理責任者</u>は、<u>災害発生直後から災害応急対策を行うことができるようにするため、可能な限り事前に</u>次の事項を申し出て確認を受ける。</p> <p>_____</p> <p><u>①</u> _____ 番号標に標示されている番号</p> <p><u>② 車両の用途</u></p> <p><u>③ 活動地域</u></p> <p><u>④ 車両の使用者の住所及び氏名</u></p> <p><u>⑤ 緊急連絡先</u></p> <p><u>イ 必要書類</u></p> <p><u>① 緊急通行車両確認申出書</u></p> <p><u>② 添付書類</u></p> <p><u>a 車検証の写し</u></p> <p><u>b 防災計画書、契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類</u></p> <p><u>c 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類</u></p> <p><u>事前届出済証の交付を受けている車両については、事前届出済証の提示と、①のみで足りる。</u></p> <p>(2) 標章等の交付</p> <p><u>知事又は</u>県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、<u>申出者</u> _____ に対し<u>標章及び緊急通行車両確認書</u> _____ を交付する。</p> <p>(3) _____ (略)</p> <p>6 障害物の除去等</p> <p>(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去 (<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含む。</u>) について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 及び (3) _____ (略)</p> <p>7 から 9 まで _____ (略)</p> <p>第4 _____ (略)</p>	
	<p>第9節 ヘリコプターの活動</p>	<p>第9節 ヘリコプターの活動</p>	
<p>応-74</p>	<p>第1 目的</p> <p>大規模な地震災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、<u>防災関係機関は</u>機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の</p>	<p>第1 目的</p> <p>大規模な地震災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、 _____ 機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-74</p>	<p>搬送等を行うため、体制整備を図る。</p> <p>第2 活動体制</p> <p>1 防災関係機関の保有するヘリコプターとしては、<u>県防災ヘリコプター、仙台市消防ヘリコプターのほか、県警察ヘリコプター、国土交通省ヘリコプター、海上保安庁ヘリコプターがあるが、災害派遣要請により自衛隊ヘリコプターの支援が可能となる。</u></p> <p><u>また、大規模地震災害時には、他の都道府県からの応援ヘリコプターの支援を受けることとなる。</u></p> <p><u>市は、本部長が下記事項について緊急に必要と認める場合は、防災ヘリコプター等の出動を要請するとともに、受入れ体制を確立する。また、仙台市消防局に対して、「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ヘリコプターによる救出救助活動が必要な場合の救出救助活動</u></p> <p>(3) <u>ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 活動拠点</p> <p>(新設)</p> <p><u>ヘリポート及び場外離着陸場が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。</u>市は、場外離着陸場に定められている長沼漕艇場が被災した場合は、県等と協力して早急に応急復旧を行う。</p>	<p>搬送等、<u>広域的・機動的な活動を行う。</u></p> <p>第2 活動体制</p> <p><u>ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>救出救助活動</u></p> <p>(3) <u>救急患者等の搬送</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 消防部隊の搬送・投入</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 活動拠点</p> <p>1 <u>市は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。</u></p> <p><u>また、災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。</u></p> <p>2 <u>ヘリポート及び活動拠点が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うよう努める。</u>市は、場外離着陸場に定められている長沼漕艇場が被災した場合は、県等と協力して早急に応急復旧を行う。</p>	
	<p>第10節 自衛隊の災害派遣</p>	<p>第10節 自衛隊の災害派遣</p>	
<p>応-75</p>	<p>第1 目的</p> <p>市は、大規模な地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、<u>災害対策基本法第68条の2</u>の規定に基づき、<u>知事に自衛隊の災害派遣を要請を依頼</u>する。</p> <p>第2及び第3 (略)</p>	<p>第1 目的</p> <p>市は、大規模地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、<u>知事等は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により、</u>自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>第2及び第3 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>応-75</p>	<p>第4 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>1 要請による派遣</p> <p>(1) 知事等は、<u>災害が発生し又は発生するおそれがあり</u>人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、若しくは、市町村の通信途絶の状況から判断し必要と認める場合は、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を直ちに要請することができる。</p>	<p>第4 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>1 要請による派遣</p> <p>(1) 知事等は、<u>地震災害時において、</u>人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、若しくは、市町村の通信途絶の状況から判断し必要と認める場合は、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を直ちに要請することができる。</p> <p><u>自衛隊指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受け、必要と認める場合に部隊等を派遣する。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>2 自衛隊の自主派遣</p> <p>大規模な災害時において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等の派遣を行う。</p> <p>3 派遣要請の手続き等</p> <p>(1) 要請手続</p> <p>ア 市長は、自衛隊の災害派遣を<u>求める</u>場合は、次の事項を明らかにした<u>文書により、知事へ要請を依頼</u>する。<u>※ 自衛隊災害派遣要請依頼書及び撤収要請依頼書（様式編 様式3-1～3-2）</u></p> <p>ただし、緊急を要する場合は、<u>とりあえず口頭又は電話等</u>により行い、その後、速やかに文書を提出する。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>第5 自衛隊の連絡調整幹部等との連絡</p> <p>大規模災害が発生し、<u>災害対策本部を設置した場合、自衛隊から派遣される連絡調整幹部等を災害対策本部に受入れ</u>、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保し、<u>災害対処に必要な情報交換等を行う</u>。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>2 自衛隊の自主派遣</p> <p>大規模地震災害時において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等の派遣を行う。</p> <p>3 <u>要請の手続き</u></p> <p>(1) 要請手続</p> <p>ア 市長は、自衛隊の災害派遣を<u>要請する</u>場合は、次の事項を明らかにした<u>派遣要請書を、知事に提出</u>する。</p> <p>ただし、緊急の場合は、<u>口頭又は電話若しくは電信</u>により行い、その後、速やかに文書を提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>第5 自衛隊の連絡幹部等の派遣</p> <p>大規模地震災害発生時、<u>自衛隊は、市災害対策本部等に連絡調整員を派遣し</u>、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。</p> <p><u>連絡幹部等は、県及び市町村並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡・調整を実施する。</u></p>	
<p>応-77</p>	<p>第6 派遣部隊の活動内容</p> <p>自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を<u>重視</u>して、関係機関と<u>密接</u>な連携のもとに救援活動等を実施する。</p> <p>1 災害派遣時に実施する救援活動等</p> <p><u>自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のおりとする。</u></p> <p>(1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</p> <p>(2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等</p> <p>(3) <u>要救助者</u>等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動</p> <p>(4) 水防活動：土のう作成、運搬、積込み等の水防活動</p> <p>(5) 消防活動：消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）</p> <p>(6) 道路の啓開：道路等の交通上の障害物排除</p> <p>(7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫活動</p> <p>(8) 人員及び物資の緊急輸送：<u>被災者に対する応急医療、救護、防疫活動</u></p> <p>(9) 給食及び給水：<u>被災者に対する給食及び給水</u>の実施</p>	<p>第6 派遣部隊の活動内容</p> <p>1 一般の任務</p> <p>自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を<u>基準と</u>して、関係機関と<u>密接</u>な連携のもとに救援活動等を実施する。</p> <p>2 災害派遣時に実施する救援活動等</p> <p><u>災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のおりとする。</u></p> <p>(1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</p> <p>(2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等</p> <p>(3) <u>遭難者</u>等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動</p> <p>(4) 水防活動：土のう作成、運搬、積込み等の水防活動</p> <p>(5) 消防活動：消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）</p> <p>(6) 道路の啓開：道路等の交通上の障害物排除</p> <p>(7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫活動</p> <p>(8) 人員及び物資の緊急輸送：<u>緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送</u></p> <p>(9) 給食、<u>給水及び入浴支援</u>：被災者に対する給食、<u>給水及び入浴支援</u>の実施</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考						
	<p><u>(10) 入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施</u></p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>2</u> 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、<u>災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>において市長その他市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の吏員及び警察官）がその場にはいない場合に限り、次の権限を行使することができる。</p> <p>(略)</p> <p>アからオまで (略)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>3</u> 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、<u>災害時</u>において市長その他市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の吏員及び警察官）がその場にはいない場合に限り、次の権限を行使することができる。</p> <p>(略)</p> <p>アからオまで (略)</p>							
<p>応-78</p>	<p>第7 災害派遣部隊の受入れ体制 <u>自衛隊</u>の災害派遣が決定・<u>実行</u>された場合、派遣を受ける市長は、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 車両駐車場 自衛隊の車両駐車場は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;"><u>※ 自衛隊の車両駐車地区（資料編 資料34）</u></p> <p>第8 派遣部隊の撤収 (1) 自衛隊による応急救援又は応急復旧が終了し、派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に<u>基づき</u>、撤収について知事に<u>依頼</u>する。 (2) 撤収要請<u>依頼</u>は、<u>とりあえず</u>電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって<u>依頼</u>する。 (3) (略)</p> <p>第9 (略)</p>	<p>第7 派遣部隊の受入れ体制 <u>派遣部隊</u>の災害派遣が決定 <u>された</u>場合、派遣を受ける市長は、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 車両駐車場の<u>選定</u> 自衛隊の車両駐車場は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1478 953 2504 1062"> <thead> <tr> <th data-bbox="1478 953 1911 999">施設名</th> <th data-bbox="1911 953 2326 999">所在地</th> <th data-bbox="2326 953 2504 999">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1478 999 1911 1062">長沼フットピアトヨテツの丘公園</td> <td data-bbox="1911 999 2326 1062">登米市迫町北方字天形 161-84</td> <td data-bbox="2326 999 2504 1062"></td> </tr> </tbody> </table> <p>第8 派遣部隊の撤収 (1) 自衛隊による応急救援又は応急復旧が終了し、派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に<u>より</u>、撤収について知事に<u>要請</u>する。 (2) 撤収要請 <u>は</u>、 <u>電話</u>等をもって報告した後、速やかに文書をもって<u>要請</u>する。 (3) (略)</p> <p>第9 (略)</p>	施設名	所在地	備考	長沼フットピアトヨテツの丘公園	登米市迫町北方字天形 161-84		<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合記述の適正化</p>
施設名	所在地	備考							
長沼フットピアトヨテツの丘公園	登米市迫町北方字天形 161-84								
<p>応-81</p>	<p>第11節 相互応援活動</p> <p>第1 及び第2 (略)</p> <p>第3 県との相互協力</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第11節 相互応援活動</p> <p>第1 及び第2 (略)</p> <p>第3 県との相互協力</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 県への応援要請</u></p> <p><u>(1) 職員派遣の要請</u> <u>市は、災害応急対策が困難と見込まれる場合、県に対し職員派遣を要請する。</u> <u>県は、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受け入れ調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。</u></p> <p><u>(2) 物資の供給</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>						

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-81</p>	<p><u>2</u> 派遣職員の経費負担 (略)</p> <p>第4 他市町村・防災関係機関等との協力</p> <p>1 <u>他市町村への応援要請（災対法第67条に基づく要請）</u> <u>本部長が、応急対策を実施するために、必要と認めるときは、他の市町村長に対し応援を要請する。</u> <u>要請は、総務部長が各部の要請・市の状況等を踏まえ「応援希望項目リスト」を作成し送付の上行う。</u> <u>なお、他市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県内全市町村間の相互応援協定</u> (略)</p> <hr/> <p>(新設)</p> <hr/> <p>(新設)</p>	<p><u>県は、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の飲料水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。</u></p> <p><u>(3) 応急措置の代行</u> <u>県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置の全部または一部を市に代わって行う。</u></p> <p><u>(4) 派遣職員の経費負担</u> (略)</p> <p>第4 市町村間の相互応援活動</p> <p>1 <u>他市町村長に対する応援の要請</u> <u>市長は、</u> <u>応急対策を実施するために、必要と認めるときは、他の市町村長に対し応援を求め</u><u>る。</u> <u>応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県内全市町村間の相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）</u> (略) <u>ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。</u></p> <p><u>2 他市町村への応援要請（災対法第67条に基づく要請）</u> <u>本部長が、応急対策を実施するために、必要と認めるときは、他の市町村長に対し応援を要請する。</u> <u>要請は、総務部長が各部の要請・市の状況等を踏まえ「応援希望項目リスト」を作成し送付の上行う。</u> <u>なお、他市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。</u></p> <p><u>(1) 個別相互応援協定</u> <u>災害時に係る相互の応援協定等を締結している市町村においては、当該協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。</u></p> <p><u>(2) 県内全市町村間の相互応援協定</u> <u>一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。</u></p> <p><u>3 県への情報伝達</u> <u>市が応急対策を実施する際に、他市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。</u></p> <p><u>4 応援体制の確保</u> <u>県内で大規模地震災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対す</u></p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-83</p>	<p><u>2 県内消防機関の応援</u> <u>「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月策定）の定めにより要請し、本部長は、応援要請の基準に基づき、次の項目を明確にして、電話等により要請する。</u></p> <hr/> <p>(1) 及び (2) (略) [大規模災害時における緊急の広域消防応援体制図] (図略) [緊急消防援助隊情報連絡体制図] (図略)</p> <p><u>3 緊急消防援助隊の応援要請</u> (略)</p> <p><u>4 防災関係機関との相互協力</u> (1) から (3) まで (略)</p> <p><u>5 民間団体及び事業所との協力</u> (1) から (3) まで (略)</p>	<p><u>る応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。</u></p> <p>第5 県内消防機関の相互応援活動 <u>大規模地震災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」により、消防相互応援活動を行う。</u></p> <hr/> <p><u>1 県内消防機関の応援</u> (1) 及び (2) (略) [大規模災害時における緊急の広域消防応援体制図] (図略) [緊急消防援助隊情報連絡体制図] (図略)</p> <p><u>2 緊急消防援助隊の応援要請</u> (略)</p> <p><u>3 防災関係機関との相互協力</u> (1) から (3) まで (略)</p> <p><u>4 民間団体及び事業所との協力</u> (1) から (3) まで (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>
<p>応-82</p>	<p>第5 受入れ体制の確保 市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受け入れ体制を整備する。</p> <p>第6 他県等への応援体制 市_____は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定に<u>基づき</u>、速やかに応援体制を整える。</p> <p>なお、市及び県は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理<u>やマスク着用</u>を徹底するものとする。</p> <p>また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。</p> <p style="text-align: right;"><u>※ 災害時における応援協定締結状況 (資料編 資料50)</u></p>	<p>第6 受入れ体制の確保 市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受け入れ体制を整備する。</p> <p>第7 他県等への応援体制 市<u>及び県</u>は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定に<u>より</u>、速やかに応援体制を整える。</p> <p>なお、市及び県は、応援職員の派遣にあたっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理<u>等を</u>_____を徹底するものとする。</p> <p>また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>第12節 避難活動</p>	<p>第12節 避難活動</p>	<p>第12節 避難活動</p>	
<p>応-84</p>	<p>第1 目的 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒体制を整え<u>るとともに、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施する</u>とともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間、あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営にあたる。</p> <p>1 及び 2 (略)</p>	<p>第1 目的 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒体制を整え_____、<u>地域住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示等を行う</u>とともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間、あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営にあたる。</p> <p>1 及び 2 (略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考											
<p>応-84</p>	<p>第2 避難対策基本指針</p> <p>1 基本方針</p> <p>避難対策については、次のとおり行う。</p> <p>(1) 地区住民等を速やかに避難させるため、市及び防災関係機関は、大規模地震発生時に迅速かつ適切に避難指示等の発令を行うとともに、速やかに避難所等を開設し、管理運営にあたる。</p> <p>(2) 避難のための施設は、地震等により住家においては生命の安全が確保できない場合、若しくは居住不可能になった場合の一時的滞在施設として提供する。</p> <p>(3) 市公共施設やスーパー・鉄道駅など不特定多数の人が利用する施設における災害発生時の避難措置は、各施設の管理者が第一義的に対応するとともに、避難完了を市に報告する。また、市は、避難措置の有無の判断その他必要な措置をとるために必要な情報の提供に努める。</p> <p>(4) 災害発生後の指定施設の被災状況や避難収容状況に応じて、避難所等相互の調整を行う。</p> <p>第3 避難情報の発令</p> <p>地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大防止のため必要と認められる場合、市長は、<u>住民に対して速やかに避難情報の発令を行う</u>。この際、県は、<u>時期</u>を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言を行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>第2 避難の指示等</p> <p>地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大防止のため必要と認められる場合、市長は、<u>速やかに避難情報を発令する</u>。この際、県は、<u>時機</u>を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言を行う。</p> <p><u>さらに、市長は、避難情報の発令にあたり、必要に応じて気象情報アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</u></p>												
	<p>1 避難指示<u>等</u>を行なう者 (略)</p> <p><u>(1) 実施責任者</u></p> <table border="1" data-bbox="261 1249 1391 1925"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>指示を行う要件</th> <th>根拠法規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>ア 市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、速やかに避難の指示を行う。 イ 災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</td> <td>ア 災害対策基本法第60条 イ 災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>ア 市長から要求があったとき。 イ 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ウ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、措置が急を要するとき。</td> <td>ア・イ 災害対策基本法第61条 ウ 警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>洪水により著しい危険が切迫しているとき、</td> <td>水防法第29条</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	指示を行う要件	根拠法規	市長	ア 市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、速やかに避難の指示を行う。 イ 災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	ア 災害対策基本法第60条 イ 災害対策基本法第63条	警察官	ア 市長から要求があったとき。 イ 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ウ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、措置が急を要するとき。	ア・イ 災害対策基本法第61条 ウ 警察官職務執行法第4条	水防管理者	洪水により著しい危険が切迫しているとき、	水防法第29条	<p>1 避難指示<u>等</u>を行なう者 (略)</p> <p><u>(1) 市長（災害対策基本法第60条）</u> <u>(2) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）</u> <u>(3) 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者[水防法第29条]</u> <u>(4) 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止第25条）</u> <u>(5) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。[自衛隊法第94条]</u></p> <p>2 市長の役割 市長は、大規模災害に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、<u>危険区域の住民に対し、速やかに避難情報を発令する。</u></p> <p>3 知事の役割 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって避難情報の発令に関する措置の全部または一部を実施する。</p> <p>4 洪水等に係る指示 知事又はその命じた職員は、洪水の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市長に状況を伝え、市長は、区域内の居住者に対し避難のため立ち</p>
機関の名称	指示を行う要件	根拠法規												
市長	ア 市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、速やかに避難の指示を行う。 イ 災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	ア 災害対策基本法第60条 イ 災害対策基本法第63条												
警察官	ア 市長から要求があったとき。 イ 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ウ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、措置が急を要するとき。	ア・イ 災害対策基本法第61条 ウ 警察官職務執行法第4条												
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫しているとき、	水防法第29条												

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考												
応-85	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 65%;"><u>必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施。</u></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td><u>知事又はその命を受けた県職員</u></td> <td><u>地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施。</u></td> <td><u>地すべり防止法第25条</u></td> </tr> <tr> <td><u>自衛官</u></td> <td><u>災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じかつ、警察官がその場にはいないとき。</u></td> <td><u>自衛隊法第94条</u></td> </tr> <tr> <td><u>消防長又は消防署長</u></td> <td><u>消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき。</u></td> <td><u>消防法第23条の2</u></td> </tr> </table>		<u>必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施。</u>		<u>知事又はその命を受けた県職員</u>	<u>地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施。</u>	<u>地すべり防止法第25条</u>	<u>自衛官</u>	<u>災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じかつ、警察官がその場にはいないとき。</u>	<u>自衛隊法第94条</u>	<u>消防長又は消防署長</u>	<u>消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき。</u>	<u>消防法第23条の2</u>	<p><u>退くよう指示する。</u></p> <p><u>5 警察官の役割</u> <u>警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがあるが場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難の指示等、誘導その他必要な措置をとる。</u> <u>(1) 警察署長は、市長等が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。</u> <u>(2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示等が行われた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難誘導する。</u></p> <p><u>6 自衛隊の役割</u> <u>災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。</u></p>	
		<u>必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施。</u>													
<u>知事又はその命を受けた県職員</u>	<u>地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施。</u>	<u>地すべり防止法第25条</u>													
<u>自衛官</u>	<u>災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じかつ、警察官がその場にはいないとき。</u>	<u>自衛隊法第94条</u>													
<u>消防長又は消防署長</u>	<u>消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき。</u>	<u>消防法第23条の2</u>													
	<p><u>(2) 避難指示等の対象者</u> <u>避難の指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。</u></p> <p><u>2 避難指示等を行う場合</u> <u>緊急を要する場合を除き、避難を必要とする事態の最終的判断は、災対総務部長並びに消防署・警察署等の防災関係機関からの要請を踏まえ、市長（本部長）が行う。</u> <u>なお、避難の指示等を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえる観点から、河川等の洪水及び、土砂災害により避難を要する場合と、大規模な地震発生等により避難を要する場合の2つを想定する。</u></p> <p><u>(1) 河川等の洪水により避難を要する場合</u> <u>市長（本部長）は、次に掲げるような事態になり、洪水等により著しい危険が切迫しているとき、又はその恐れがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難の指示等を行う。</u> <u>ア 仙台管区気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発表され、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。</u> <u>イ 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。</u> <u>ウ 河川の上流区域が地震又はその他による被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。</u> <u>エ 河川等が警戒水位を超え、洪水の恐れがあるとき。</u> <u>オ その他水防管理者が必要と認めたとき。</u></p> <p><u>(2) 地震災害その他による場合</u> <u>ア 火災延焼が拡大し又は拡大する恐れがあるとき。</u> <u>イ 爆発の恐れがあるとき。</u> <u>ウ がけ崩れ等により周辺地域住民に対して、危険が及ぶと予想されるとき。</u> <u>エ 大規模な地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき又はその建物の倒壊により周囲に危険が及ぶ恐れがあるとき。</u> <u>オ 県本部長から避難についての指示の要請があったとき。</u> <u>カ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。</u></p> <p><u>前記（1）、（2）等の状況により避難の指示等は次の区分により実施する。</u></p>														

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-86</p>	<p><u>避難準備の呼びかけ：警報等の発表又は災害の発生が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合、避難情報を周知する。</u></p> <p><u>避難の指示等：地震、火災、洪水又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難の指示等を行う。</u></p> <p><u>避難所：長期間にわたる避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の避難所を開設し、避難の指示等を行う。</u></p> <p><u>3 避難指示の内容</u></p> <p><u>避難の指示は、次の各号に掲げる事項を明らかにして行う。</u></p> <p><u>(1) 避難対象地域</u></p> <p><u>(2) 避難の指示等の理由</u></p> <p><u>(3) 避難先</u></p> <p><u>(4) その他必要な事項</u></p> <p><u>4 避難指示等の伝達等</u></p> <p><u>(1) 関係地域内住民等への伝達</u></p> <p><u>避難の指示等を発令した場合は、緊急告知ラジオ、防災メール、広報車、サイレン、警鐘、職員・消防団員による巡回等により伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、日本放送協会等その他報道機関の協力を得るなど、あらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。</u></p> <p><u>また、避難指示等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</u></p> <p><u>なお、避難措置解除の連絡は、避難指示等の伝達に準じて行う。</u></p> <p><u>(2) 隣接市町等関係機関への通報</u></p> <p><u>市長（本部長）が避難指示等を行ったとき、又は消防署長、警察官等から避難の措置を行った旨の通報を受けたとき、総務部長は、次の要領により関係機関等へ連絡する。</u></p> <p><u>ア 隣接市町（防災担当）</u></p> <p><u>地域住民が避難のため隣接市町内の施設をやむを得ず利用する場合が想定される。</u></p> <p><u>また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町に対しても連絡しておく。</u></p> <p><u>イ 県等の関係機関</u></p> <p><u>登米市消防署、佐沼警察署・登米警察署、その他県関係機関に連絡し協力の要請をする。</u></p> <p><u>ウ 学校施設等の管理者</u></p> <p><u>教育部長を通じて、避難所等として利用する学校施設等の管理者に連絡し、協力を要請する。</u></p> <p><u>(3) 県への報告</u></p> <p><u>総務部長は、避難の措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに速やかにその旨を市町村被害状況報告要領に基づき、知事へ報告する。</u></p>		

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-88</p>		<p><u>また、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。</u></p> <p><u>(1) 避難対象地域</u></p> <p><u>(2) 避難先</u></p> <p><u>(3) 避難経路</u></p> <p><u>(4) 避難の指示等の理由</u></p> <p><u>(5) その他必要な事項</u></p> <p><u>3 避難の措置と周知</u></p> <p><u>避難の指示等を行った場合は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。これらを解除したときも同様とする。</u></p> <p><u>また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。</u></p> <p><u>(1) 住民等への周知</u></p> <p><u>避難の措置を実施したときは、当該実施者は、次の方法により住民に対し、その内容の周知徹底を図る。</u></p> <p><u>また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。</u></p> <p><u>なお、避難の指示等の周知にあたっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</u></p> <p><u>ア コミュニティFM</u></p> <p><u>イ 緊急告知ラジオ</u></p> <p><u>ウ ホームページ、登録制メール配信サービス、LINE等</u></p> <p><u>エ テレビの字幕放送（Lアラート）</u></p> <p><u>オ 市、警察、消防の広報車</u></p> <p><u>(2) 関係機関の相互連絡</u></p> <p><u>市、県、警察、自衛隊は、避難の措置をとった場合においては、その内容について、相互に連絡通報する。</u></p> <p><u>(3) 周知内容</u></p> <p><u>避難の指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路、出火・盗難の予防措置、携行品、その他の誘導措置、その他とする。</u></p> <p><u>(4) 警察の役割</u></p> <p><u>ア 警察署長は、市町村長等が行う避難の指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。</u></p> <p><u>イ 警察は、避難の指示等が行われた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。</u></p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-88</p>	<p>第4 避難の誘導</p> <p>1 基本方針</p> <p><u>大規模な地震が発生した場合、あらかじめ指名する避難所参集職員が自動的に参集し避難所を開設する。また、消防本部・署及び警察署はそれぞれ避難路、避難所等の安全確保のため必要な要員を配置するように努める。以上のような体制を前提として、次のとおり行う。</u></p> <p><u>(1) 避難の指示等が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、最寄りの避難場所若しくは安全なオープンスペースに自主的に避難する。</u></p> <p><u>(2) 学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。</u></p> <p><u>(3) 誘導にあたっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>2 避難の誘導を行う者</p> <p>(1) 危険地帯における誘導</p> <p><u>大規模な地震発生によって、広域的な延焼火災が発生するなどにより、避難指示等が本部長より発令された場合、市民生活部長及び消防長は、あらかじめ指定する避難所等及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する。</u></p> <p><u>派遣された職員は、市長（本部長）から指示・情報等の収受にあたりとともに、市職員、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等の危険地域内から安全な地域（避難所等若しくは安全なオープンスペース）への避難誘導に努める。</u></p> <p><u>各地区毎の避難誘導は当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の消防団分団長とする。</u></p> <p>(2) 学校、事業所等の場合</p> <p><u>学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパー等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、学校、幼稚園・保育所、福祉施設及び夜間多数の人が集まっている場所等においては、災害の規模、態様により必要と認められるときは、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じる。</u></p> <p>(3) 交通機関等の場合</p> <p><u>交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講じる。</u></p> <p>3 避難誘導</p> <p>(1) 避難の手段</p> <p><u>原則的に徒歩による避難とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。</u></p> <p>(2) 携帯品の制限</p> <p><u>携帯品は、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとするが、平常時よりおおよ</u></p>	<p>第4 避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導は、市職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心がけ、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。</p> <p><u>誘導にあたっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>2 市は、消防職団員、市職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。</p> <p><u>また、市は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等と併せて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>3 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で、徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。</p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-89</p>	<p><u>そ次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくよう啓発に努める。</u></p> <p><u>なお、自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。</u></p> <p><u>ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）</u></p> <p><u>イ 食料、飲料水、衣類（タオル・下着類）、救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等</u></p> <p><u>ウ 服装は長袖長ズボン、スニーカー（厚底のくつ等）、帽子、ヘルメット、雨具類及び必要に応じ防寒具</u></p> <p><u>エ 貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと。</u></p> <p><u>オ 家族の中に避難行動要支援者がいる世帯については、紙おむつ、かかりつけ医療機関連絡先をメモしたものを携帯する。</u></p> <p><u>(3) 避難の誘導方法</u></p> <p><u>避難の誘導方法については、災害規模、態様に応じて混乱なく迅速かつ適切に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことを目途とする。</u></p> <p><u>ア 避難の誘導は、避難行動要支援者、その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。</u></p> <p><u>イ 交差点や橋りょう等の混雑予想地点においては、避難行動要支援者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。</u></p> <p><u>ウ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が状況を考慮して判断する。なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックがおこる恐れ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。</u></p> <p><u>エ やむを得ず危険箇所のある区間を利用する場合は、その場所に標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。</u></p> <p><u>オ 夜間の場合は、照明機材を活用し、適正な誘導に努める。</u></p> <p><u>カ 浸水地においては、必要により舟艇、ロープ等の資機材を活用し安全を期する。</u></p> <p><u>キ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、総務部長を経由し、建設部長に対して、避難道路の啓開（切り開き等）を要請する。</u></p> <p><u>4 学校等における避難誘導</u></p> <p><u>学校の児童、生徒及び幼稚園・保育所の園児・幼児を集団避難させる必要があるときは、次の要領により実施する。</u></p> <p><u>(1) 避難実施責任者</u></p> <p><u>学校又は幼稚園については、校長又は園長が、保育所については所長があたる。</u></p> <p><u>(2) 避難の順位及び編成等</u></p> <p><u>避難の順位は年少（低学年）者を優先し、また、避難をする際の編成はクラス単位とする。</u></p> <p><u>(3) 誘導責任者及び補助者</u></p> <p><u>原則として、クラス担任の教諭等を誘導責任者とするが、状況によってはクラスに居あわ</u></p>		

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>指定避難所運営の実務については、市民生活部長がそれぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣して担当させる。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務する教職員又は最初に到着した市職員が実施する。</u></p> <p><u>また、避難所は応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は各避難所責任者が行う。</u></p> <p>3 開設期間の目安</p> <p><u>災害救助法に基づき開設する指定避難所の開設期間は「7日以内」とする。</u></p> <p><u>ただし、市内に大規模な地震が発生した場合における指定避難所の開設が7日を超える場合は、国と協議のうえ、延長することができる。</u></p> <p>4 地域避難所の運営支援</p> <p><u>市は、自主防災組織が集会所等に地域避難所を開設した場合は、必要に応じて、指定避難所の運営に準じた支援を行う。</u></p> <p>5 他市町等からの被災者の受入れ</p> <p><u>市民生活部長は、本部長より他市町等からの被災者を受入れるための指定避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じる。</u></p>	<p><u>難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。</u></p> <p><u>(2) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するなど、避難の円滑化に努める。</u></p> <p><u>(3) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。</u></p> <p><u>(4) 市は指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p><u>(5) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</u></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>ア 適切な運営管理の実施</p> <p><u>市は、施設管理者、行政区及び自主防災組織、避難者等と避難所運営委員会を組織し、避難所運営マニュアルにより協議・調整等を行い、避難所の運営を行うものとする。</u></p> <p><u>避難所運営委員会の構成員には、男女双方の視点に配慮できるよう、女性の参画の促進に努める。</u></p> <p><u>また、避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。</u></p> <p>イ 相談窓口の設置</p> <p><u>市は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。</u></p> <p><u>なお、女性や子供への暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。</u></p> <p>ウ ボランティアとの協力</p> <p><u>避難所運営委員会は、ボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。</u></p> <p>エ 自治的な組織運営への移行</p> <p><u>市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、行政区や自主防災組織、避難者等が中心となった自主運営組織の立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有するボランティア等の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p>オ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p><u>市は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。</u></p> <p><u>また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。加えて、市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p><u>(2) 避難所の環境維持</u></p> <p><u>ア 良好な生活環境の維持</u></p> <p><u>市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。</u></p> <p><u>そのため、避難所開設当初から簡易テントやエアベット、段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</u></p> <p><u>また、市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>イ 健康状態・衛生状態の把握</u></p> <p><u>市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>ウ 家庭動物への対応</u></p> <p><u>市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p><u>エ 感染症対策</u></p> <p><u>市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</u></p> <p><u>(3) 男女共同参画</u></p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-91</p>		<p><u>ア 避難所運営への女性の参画促進</u> 市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p><u>イ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮</u> 市は、避難所において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全の確保など、女性や子育て家庭など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><u>ウ 女性・子供等への配慮</u> 市は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレ・更衣室・入浴施設等を離れた場所に設置する。照明等を増設するなど、昼夜問わず安心して使用できる配置に努める。 また、避難所内に注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとし、警察、病院、女性支援団体との連携の下、相談窓口を開設し、情報提供を行うよう努める。</p> <p><u>エ 運営参加者への配慮</u> 市は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。</p> <p><u>(4) 県による支援</u> <u>ア 県は、市町村からの報告により指定避難所開設の状況を把握する。</u> <u>イ 県が管理する施設での対応</u> 県は、県が管理する施設を避難所として開設する際の協力、第三者の介護を必要とする避難者を受け入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のための必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。</p> <p><u>(5) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援</u> 学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。 教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。</p> <p><u>(6) 外国人への配慮</u> 市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。</p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-91</p>	<p>第7 来訪者・入居者等の避難</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>市の公共施設・市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により防災に関する責務を有する者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定する。特に自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておくこととする。また、その他多数の従業員・来訪者が勤務若しくは出入りする事業所等の管理者は施設内における従業員、来訪者の安全な避難対策を講じるよう努める。</p> <p>2 避難の完了報告</p> <p>大規模な災害が発生し避難の指示等が発令されたとき、若しくは自主的に各施設において来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときの各施設の管理者は、次に示すとおり、市本部へ避難の完了報告を行う。なお、連絡の方法は市の施設の場合については、防災行政無線（移動系）、FAX、電話若しくは伝令による。</p> <p>ただし、NTT電話（公衆回線）が使用できない場合の措置については、伝令による最寄りの出先機関、消防署、警察その他防災機関への通報等あらかじめ周知徹底しておく。</p> <p>総務部長は、各部長を通じて得られた市内の各施設の来訪者・入所者等の「避難の完了」報告を集約し、本部長へ報告するとともに、「安心情報」のデータ源としての活用を図る。</p> <p>[避難完了報告及び確認の流れ]</p> <p>(図略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(7) 避難行動要支援者の情報提供</p> <p>民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市に提供する。</p> <p>(8) ホームレスの受入れ</p> <p>市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わず適切に受け入れるよう努める。</p> <p>(9) 家庭動物の受入れ</p> <p>市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</p> <p>第6 避難情報の発令等による広域避難</p> <p>1 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については避難先市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>2 県は、市から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行う。</p> <p>3 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>第7 避難長期化への対処</p> <p>1 市は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、自主運営組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。</p> <p>2 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>また、災害の規模に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>3 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域</p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
(新設)		<p><u>的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受け入れが必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受け入れについては受け入れ先市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求める。</u></p> <p><u>4 県は、市から協議要求があった場合、他都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行う。</u></p> <p><u>5 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p>第8 帰宅困難者対策</p> <p><u>地震により公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、市は、関係機関と連携して以下の帰宅困難者対策を行う。</u></p> <p><u>1 適切な帰宅行動への誘導</u></p> <p><u>(1) 帰宅行動に関する情報提供</u></p> <p><u>市は、市民、企業、学校等関係機関に対して情報提供に努め、むやみに移動を開始せず、職場や学校等の施設内に留まるなどの適切な帰宅行動を促す。</u></p> <p><u>(2) 企業及び学校等関係機関の対応</u></p> <p><u>企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設の周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。</u></p> <p><u>(3) 大規模集客施設等の対応</u></p> <p><u>大規模集客施設等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市や県警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。</u></p> <p><u>2 帰宅困難者への情報提供</u></p> <p><u>市及び県は、地震に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送やコミュニティFM、緊急告知ラジオ、ホームページ、登録制防災メール等を活用し、情報提供を行う。</u></p> <p>第9 孤立集落の安否確認対策</p> <p><u>1 通信手段の確保</u></p> <p><u>市町村は、居住地又は避難場所が、道路の寸断、土地の水没などにより孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話などの通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。</u></p> <p><u>2 通信手段途絶時の対応</u></p> <p><u>孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障などにより通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。</u></p>	
(新設)			

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第10 広域避難者への支援</p> <p><u>1 円滑な手続きの実施</u> 県は、市町村や都道府県の区域を越える広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。</p> <p><u>2 市町村との調整</u> 県は、被災市町村より広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行う。</p> <p><u>3 他都道府県との協議</u> 県は、被災市町村からの要請に応じ、他都道府県に対して受け入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援する。</p> <p><u>3 広域避難者への支援体制の整備</u> 広域避難者が発生した際に、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。</p> <p>第11 在宅避難者への支援</p> <p><u>1 生活支援の実施</u> 市は、避難所における食料・物資が確保できた場合、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。それらの支援は、自主防災組織や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。 また、市及び県は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p><u>2 避難所等での物資の供給</u> 市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所等で物資の供給を行う。</p> <p><u>3 支援体制の整備</u> 市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</p>	
	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p>	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p>	
<p>応-99</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 基本方針</p> <p><u>1 対策実施上の基本指針</u> 災害時における「住」対策の実施にあたっては、次のとおり行う。</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理</p> <p><u>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</u></p> <p><u>(1) 県の対応</u> 県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考													
<p>応-94</p>	<p>(1) <u>可能な限り現住宅の居住継続の方途を追求する。</u> (2) <u>住民の自主的復旧を原則とする。</u> (3) <u>民間活力を最大限活用する方途を追求する。</u> (4) <u>行政は、住民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。</u></p> <p>2 対策実施上の時期区分 対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応してその都度県・協力団体等と協議して決めるが、概ね次の2つの時期区分に基づき段階的に行う。</p> <table border="1" data-bbox="270 611 1383 1203"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期間の目安</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅被災・避難期 (避難所開設期間)</td> <td>災害発生後 7日目まで</td> <td>(1) 建築物の被害状況の把握 (2) 被災建築物の応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施及び危険防止措置 (3) 被災建物の補強又は補修・解体の実施 (4) 応急仮設住宅の建設 (5) 公営住宅の確保 (6) 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） (7) 被災者向け相談業務</td> </tr> <tr> <td>住宅供給・帰宅期 (避難所閉鎖以降)</td> <td>災害発生後 20日目以降</td> <td>(1) 応急仮設住宅及び公営住宅の供給 (2) 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） (3) 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施 (4) 被災者向け相談業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 災害時「住」対策 (1) 災害時「住」対策 大規模な地震が発生し、本部長が必要と認めた場合に、建設部長は、関係各部長及び県・国その他協力団体等並びに市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一的かつ適切に行う。その他協力団体等並びに市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一的かつ適切に行う。 (2) 役割分担 市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね次のとおりである。 ア 市・関係機関・協力団体の役割</p> <table border="1" data-bbox="338 1650 1377 1701"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期間の目安	実施内容	住宅被災・避難期 (避難所開設期間)	災害発生後 7日目まで	(1) 建築物の被害状況の把握 (2) 被災建築物の応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施及び危険防止措置 (3) 被災建物の補強又は補修・解体の実施 (4) 応急仮設住宅の建設 (5) 公営住宅の確保 (6) 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） (7) 被災者向け相談業務	住宅供給・帰宅期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 20日目以降	(1) 応急仮設住宅及び公営住宅の供給 (2) 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） (3) 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施 (4) 被災者向け相談業務	名 称	役割のあらまし			<p><u>必要と認めたときは、協定に基づき協定締結団体等の協力を得て速やかに整備する。</u> <u>整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や要配慮者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。</u></p> <p>(2) 市の対応 <u>市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備にあたり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委任を受け、市自ら整備する。</u></p> <p>2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営 (1) 管理体制 <u>県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行うが、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委託した場合は、知事と市長村長との間で、管理委託協定を締結する。</u> (2) 維持管理上の配慮事項 <u>県及び市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理にあたっては、安心・安全を確保するため、消防・警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</u> (3) 運営上の配慮事項 <u>運営にあたっては、下記の対応に努める。</u> ア 安心・安全の確保に配慮した対応 ①防犯ブザーやホイッスルの携帯呼びかけ ②街灯や夜間照明等の工夫 イ ストレス軽減、心のケア等のための対応 ①交流の場づくり ②生きがいの創出 ③悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置 ④保健師等による巡回相談 ⑤女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備 ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等 ①集会所の設置 ②相互情報交換の支援 ③窓口の一元化 エ 女性参画の推進と生活者の意見反映 ①運営における女性の参画推進 ②生活者の意見集約と反映</p>	
区 分	期間の目安	実施内容														
住宅被災・避難期 (避難所開設期間)	災害発生後 7日目まで	(1) 建築物の被害状況の把握 (2) 被災建築物の応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施及び危険防止措置 (3) 被災建物の補強又は補修・解体の実施 (4) 応急仮設住宅の建設 (5) 公営住宅の確保 (6) 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） (7) 被災者向け相談業務														
住宅供給・帰宅期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 20日目以降	(1) 応急仮設住宅及び公営住宅の供給 (2) 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） (3) 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施 (4) 被災者向け相談業務														
名 称	役割のあらまし															

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考											
<p>応-94</p>	<p>登米市</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>建物被害状況に関する調査及び集計</u> ② <u>被災建築物応急危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施</u> ③ <u>被災宅地危険度判定の実施</u> ④ <u>応急仮設住宅（建設型応急住宅）設営用地の確保</u> ⑤ <u>応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設（災害救助法適用外）</u> ⑥ <u>被災住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）</u> ⑦ <u>相談窓口の設置・運営</u> ⑧ <u>その他市民への対応</u> 													
	<p>宮城県</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>応急仮設住宅（建設型応急住宅）設営用地確保のための協力</u> ② <u>応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設の実施（災害救助法適用の場合）</u> ③ <u>応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与</u> ④ <u>市の行う被災者相談業務に関する協力</u> ⑤ <u>その他市が行う災害時「住」対策への協力</u> 													
	<p>国・防災関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>市・県等が行う災害時「住」対策への協力</u> 													
	<p>宮城県建設業協会登米支部等建築関係団体・事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>被災建築物応急危険度判定業務への協力</u> ② <u>被災宅地危険度判定業務への協力</u> ③ <u>判定結果に基づき必要となる措置実施への協力</u> ④ <u>市・県が行う住宅の応急修理・応急仮設住宅建設への協力</u> ⑤ <u>被災者からの住宅修繕等の依頼への最大限対応</u> ⑥ <u>市が行う被災者相談業務に関する協力</u> ⑦ <u>その他市が行う災害時「住」対策への協力</u> 													
	<p>市内外の宅地建物取引業者・県内弁護士団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>被災者向け賃貸住宅のあっせんに関する協力</u> ② <u>市が行う被災者相談業務に関する協力</u> ③ <u>その他市が行う災害時「住」対策への協力</u> 													
	<p>イ 市民の役割</p>													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 1535 557 1896" rowspan="8"> <p>地区復興委員会の結成・運営又は自治会の運営</p> </td> <td data-bbox="566 1535 1377 1577">① <u>被災者の復興まちづくりに関する意見の集約</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1577 1377 1619">② <u>被災者住宅への調査時の立ち会い</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1619 1377 1661">③ <u>被災者からの住宅修繕等の受付け・集計・通知</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1661 1377 1703">④ <u>融資制度その他行政等の支援メニューの説明</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1703 1377 1745">⑤ <u>行政サービス各種申込書の配布</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1745 1377 1787">⑥ <u>その他災害時「住」対策に必要な措置</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1787 1377 1829">⑦ <u>発生量抑制のためのがれき処分計画への協力</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1829 1377 1871">⑧ <u>行政・関係団体等との連絡・協議</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	役割のあらまし	<p>地区復興委員会の結成・運営又は自治会の運営</p>	① <u>被災者の復興まちづくりに関する意見の集約</u>	② <u>被災者住宅への調査時の立ち会い</u>	③ <u>被災者からの住宅修繕等の受付け・集計・通知</u>	④ <u>融資制度その他行政等の支援メニューの説明</u>	⑤ <u>行政サービス各種申込書の配布</u>	⑥ <u>その他災害時「住」対策に必要な措置</u>	⑦ <u>発生量抑制のためのがれき処分計画への協力</u>	⑧ <u>行政・関係団体等との連絡・協議</u>		
	項目	役割のあらまし												
	<p>地区復興委員会の結成・運営又は自治会の運営</p>	① <u>被災者の復興まちづくりに関する意見の集約</u>												
		② <u>被災者住宅への調査時の立ち会い</u>												
③ <u>被災者からの住宅修繕等の受付け・集計・通知</u>														
④ <u>融資制度その他行政等の支援メニューの説明</u>														
⑤ <u>行政サービス各種申込書の配布</u>														
⑥ <u>その他災害時「住」対策に必要な措置</u>														
⑦ <u>発生量抑制のためのがれき処分計画への協力</u>														
⑧ <u>行政・関係団体等との連絡・協議</u>														
<p>4 <u>がれき処分計画等他の計画との調整</u></p>														

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																				
応-96	<p>災害時「住」対策の実施にあたっては、限られた用地・人員・資機材を適切に活用し最大限の効果を発揮させるために、災害対応に関する各種計画との調整が必要となるが、災害時「住」対策計画との調整を行うべき計画は、その都度市災害対策本部が定める。なお、阪神・淡路大震災等の経験から、次のようなものが想定される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画名称</th> <th colspan="2">調整が必要となる項目</th> </tr> <tr> <th>用地</th> <th>人員・資機材その他（関係機関・協力団体）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急輸送計画</td> <td>臨時ヘリポート、その他輸送拠点、駐車場、要員宿舎</td> <td>道路管理者、警察署、消防機関、ライフライン所管部・機関、鉄道事業者、（公社）宮城県トラック協会（登米本吉支部）、登米市建設職協同組合、石油等販売組合</td> </tr> <tr> <td>がれき処理計画</td> <td>仮置場、資材置場、要員宿舎</td> <td>警察署、鉄道事業者、登米市建設職協同組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設復旧計画</td> <td>資材置場、要員宿舎</td> <td>警察署、消防機関、ライフライン所管部・機関、鉄道事業者、登米市建設職協同組合</td> </tr> <tr> <td>ライフライン復旧計画</td> <td>資材置場、要員宿舎</td> <td>道路管理者、警察署、消防機関、鉄道事業者、登米市建設職協同組合</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設復旧計画</td> <td>資材置場、要員宿舎</td> <td>道路管理者、警察署、消防機関、ライフライン所管部・機関、登米市建設職協同組合</td> </tr> </tbody> </table>	計画名称	調整が必要となる項目		用地	人員・資機材その他（関係機関・協力団体）	緊急輸送計画	臨時ヘリポート、その他輸送拠点、駐車場、要員宿舎	道路管理者、警察署、消防機関、ライフライン所管部・機関、鉄道事業者、（公社）宮城県トラック協会（登米本吉支部）、登米市建設職協同組合、石油等販売組合	がれき処理計画	仮置場、資材置場、要員宿舎	警察署、鉄道事業者、登米市建設職協同組合	公共土木施設復旧計画	資材置場、要員宿舎	警察署、消防機関、ライフライン所管部・機関、鉄道事業者、登米市建設職協同組合	ライフライン復旧計画	資材置場、要員宿舎	道路管理者、警察署、消防機関、鉄道事業者、登米市建設職協同組合	鉄道施設復旧計画	資材置場、要員宿舎	道路管理者、警察署、消防機関、ライフライン所管部・機関、登米市建設職協同組合		
	計画名称		調整が必要となる項目																				
		用地	人員・資機材その他（関係機関・協力団体）																				
	緊急輸送計画	臨時ヘリポート、その他輸送拠点、駐車場、要員宿舎	道路管理者、警察署、消防機関、ライフライン所管部・機関、鉄道事業者、（公社）宮城県トラック協会（登米本吉支部）、登米市建設職協同組合、石油等販売組合																				
	がれき処理計画	仮置場、資材置場、要員宿舎	警察署、鉄道事業者、登米市建設職協同組合																				
	公共土木施設復旧計画	資材置場、要員宿舎	警察署、消防機関、ライフライン所管部・機関、鉄道事業者、登米市建設職協同組合																				
	ライフライン復旧計画	資材置場、要員宿舎	道路管理者、警察署、消防機関、鉄道事業者、登米市建設職協同組合																				
	鉄道施設復旧計画	資材置場、要員宿舎	道路管理者、警察署、消防機関、ライフライン所管部・機関、登米市建設職協同組合																				
	5 被災者総合支援センターの活用	<p>災害時「住」対策の実施にあたっては、応急危険度判定結果をめぐる借主のトラブル、建築物の補修、解体、建て替えの場合の権利関係の調整業務、法律の専門家や都市計画コンサルタントその他の専門家による助言、若しくは協議あっせん等を必要とする場合が少なからず想定される。そのため、建設部長は、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、本庁舎等に設置される被災者総合支援センターに、相談業務を行うための要員を確保するよう努める。</p>																					
	第3 建築物の地震後対策		第3 公営住宅等の活用等																				
1 基本方針	<p>大規模な地震が発生した場合、建設部長は、関係各部長及び県・国その他関係団体と連携し、被災した建物の「地震後対策」を行う。</p> <p>なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、県・国その他協力団体等と協議して決めるが、概ね次の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。</p>	市及び県は、一時的な居住の場として、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間の目安</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生初期の緊急措置</td> <td>災害発生後7日目まで</td> <td> (1) 公共施設・主要施設の安全点検の実施 (2) 被災建築物の応急危険度判定の実施 (3) 被災宅地危険度判定の実施 (4) 被災者相談窓口の開設 (5) 応急危険度判定に関する情報の市民への提供 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	期間の目安	実施内容	災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	(1) 公共施設・主要施設の安全点検の実施 (2) 被災建築物の応急危険度判定の実施 (3) 被災宅地危険度判定の実施 (4) 被災者相談窓口の開設 (5) 応急危険度判定に関する情報の市民への提供																
区分	期間の目安	実施内容																					
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	(1) 公共施設・主要施設の安全点検の実施 (2) 被災建築物の応急危険度判定の実施 (3) 被災宅地危険度判定の実施 (4) 被災者相談窓口の開設 (5) 応急危険度判定に関する情報の市民への提供																					

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考													
<p>応-96</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 218 525 445">住宅供給・帰宅促進実施体制への移行</td> <td data-bbox="525 218 709 445">災害発生後 8日目以降 14日目まで</td> <td data-bbox="709 218 1377 445"> <p>(1) 「危険」及び「要注意」判定建物所有者に対する被災度区分判定に基づく補強計画提出の勧告</p> <p>(2) 「安全」判定建物を対象とした被災度区分判定実施の促進</p> <p>(3) 余震、風雨等の発生に伴う再度判定調査の実施</p> </td> </tr> </table>	住宅供給・帰宅促進実施体制への移行	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<p>(1) 「危険」及び「要注意」判定建物所有者に対する被災度区分判定に基づく補強計画提出の勧告</p> <p>(2) 「安全」判定建物を対象とした被災度区分判定実施の促進</p> <p>(3) 余震、風雨等の発生に伴う再度判定調査の実施</p>												
	住宅供給・帰宅促進実施体制への移行	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<p>(1) 「危険」及び「要注意」判定建物所有者に対する被災度区分判定に基づく補強計画提出の勧告</p> <p>(2) 「安全」判定建物を対象とした被災度区分判定実施の促進</p> <p>(3) 余震、風雨等の発生に伴う再度判定調査の実施</p>													
<p>2 応急危険度判定の実施</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>応急危険度判定の実施において、市が果たすべき役割については、建設部長が、関係各部長と協力して次のとおり行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="341 632 635 678">項 目</th> <th data-bbox="635 632 1377 678">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 678 635 814">宮城県建築士会登米支部、登米測量設計業協会への連絡</td> <td data-bbox="635 678 1377 814"> <p>ア 被災建築物応急危険度判定調査実施体制確立の要請</p> <p>イ 市内被害状況に関する情報の提供</p> <p>ウ 市本部体制の現況に関する情報の提供</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 814 635 999">相談窓口における担当者等の配置</td> <td data-bbox="635 814 1377 999"> <p>ア 被災建築物担当職員及び各種申込用紙類の配置</p> <p>イ 市民からの調査依頼受け</p> <p>ウ 市民からの調査及び判定結果に関する相談・異議・苦情等の受け</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 999 635 1131">応急危険度判定に関する広報活動の実施</td> <td data-bbox="635 999 1377 1131"> <p>ア 被災建築物応急危険度判定に関する広報活動の実施</p> <p>イ 被災建築物応急危険度判定ボランティア協力の要請（総務部長）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1131 635 1358">県・国等への協力要請</td> <td data-bbox="635 1131 1377 1358"> <p>ア 県・他都道府県への判定要員の応援派遣要請（東部土木事務所登米地域事務所）</p> <p>イ その他被災建築物応急危険度判定実施要員確保のための協力要請（県建築士会・関係機関）</p> <p>ウ その他の協力要請（その他各部長・関係機関）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1358 635 1446">報道機関対応</td> <td data-bbox="635 1358 1377 1446"> <p>ア 報道機関等への「応急危険度判定調査実施」に関する紙面確保の要請</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1446 635 1808">建築物地震後対策班の編成</td> <td data-bbox="635 1446 1377 1808"> <p>ア 災害時「住」対策会議に関する事務</p> <p>イ 宮城県建築士会登米支部、登米測量設計業協会への連絡調整</p> <p>ウ 市各部、防災関係機関との連絡調整</p> <p>エ 安全点検、調査すべき市施設、重要施設の提示</p> <p>オ 被災建築物危険度判定調査実施計画の作成</p> <p>カ 判定調査結果の取りまとめ及びデータの公表</p> <p>キ 市民対応</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 応急危険度判定調査実施本部の設置</p> <p>応急危険度判定調査実施本部を市中田庁舎内におく。</p> <p>応急危険度判定の実施については、県建築士会登米支部、登米測量設計業協会、判定ボラ</p>	項 目	実施内容	宮城県建築士会登米支部、登米測量設計業協会への連絡	<p>ア 被災建築物応急危険度判定調査実施体制確立の要請</p> <p>イ 市内被害状況に関する情報の提供</p> <p>ウ 市本部体制の現況に関する情報の提供</p>	相談窓口における担当者等の配置	<p>ア 被災建築物担当職員及び各種申込用紙類の配置</p> <p>イ 市民からの調査依頼受け</p> <p>ウ 市民からの調査及び判定結果に関する相談・異議・苦情等の受け</p>	応急危険度判定に関する広報活動の実施	<p>ア 被災建築物応急危険度判定に関する広報活動の実施</p> <p>イ 被災建築物応急危険度判定ボランティア協力の要請（総務部長）</p>	県・国等への協力要請	<p>ア 県・他都道府県への判定要員の応援派遣要請（東部土木事務所登米地域事務所）</p> <p>イ その他被災建築物応急危険度判定実施要員確保のための協力要請（県建築士会・関係機関）</p> <p>ウ その他の協力要請（その他各部長・関係機関）</p>	報道機関対応	<p>ア 報道機関等への「応急危険度判定調査実施」に関する紙面確保の要請</p>	建築物地震後対策班の編成	<p>ア 災害時「住」対策会議に関する事務</p> <p>イ 宮城県建築士会登米支部、登米測量設計業協会への連絡調整</p> <p>ウ 市各部、防災関係機関との連絡調整</p> <p>エ 安全点検、調査すべき市施設、重要施設の提示</p> <p>オ 被災建築物危険度判定調査実施計画の作成</p> <p>カ 判定調査結果の取りまとめ及びデータの公表</p> <p>キ 市民対応</p>		
項 目	実施内容															
宮城県建築士会登米支部、登米測量設計業協会への連絡	<p>ア 被災建築物応急危険度判定調査実施体制確立の要請</p> <p>イ 市内被害状況に関する情報の提供</p> <p>ウ 市本部体制の現況に関する情報の提供</p>															
相談窓口における担当者等の配置	<p>ア 被災建築物担当職員及び各種申込用紙類の配置</p> <p>イ 市民からの調査依頼受け</p> <p>ウ 市民からの調査及び判定結果に関する相談・異議・苦情等の受け</p>															
応急危険度判定に関する広報活動の実施	<p>ア 被災建築物応急危険度判定に関する広報活動の実施</p> <p>イ 被災建築物応急危険度判定ボランティア協力の要請（総務部長）</p>															
県・国等への協力要請	<p>ア 県・他都道府県への判定要員の応援派遣要請（東部土木事務所登米地域事務所）</p> <p>イ その他被災建築物応急危険度判定実施要員確保のための協力要請（県建築士会・関係機関）</p> <p>ウ その他の協力要請（その他各部長・関係機関）</p>															
報道機関対応	<p>ア 報道機関等への「応急危険度判定調査実施」に関する紙面確保の要請</p>															
建築物地震後対策班の編成	<p>ア 災害時「住」対策会議に関する事務</p> <p>イ 宮城県建築士会登米支部、登米測量設計業協会への連絡調整</p> <p>ウ 市各部、防災関係機関との連絡調整</p> <p>エ 安全点検、調査すべき市施設、重要施設の提示</p> <p>オ 被災建築物危険度判定調査実施計画の作成</p> <p>カ 判定調査結果の取りまとめ及びデータの公表</p> <p>キ 市民対応</p>															

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考														
<p>応-97</p>	<p><u>ンティア等の協力を得て、次のとおり行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="341 262 1377 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="341 262 611 310">項 目</th> <th data-bbox="611 262 1377 310">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 310 611 451"> <u>応急危険度判定調査実施体制の確立</u> </td> <td data-bbox="611 310 1377 451"> <u>ア 協力機関・団体等への連絡による要員・器具等の確保</u> <u>イ 県建築士会登米支部及び登米測量設計業協会との協力</u> <u>ウ 応急危険度判定調査実施計画の作成協力</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 451 611 632"> <u>応急危険度判定調査に関する専門ボランティアの受入れ・活用</u> </td> <td data-bbox="611 451 1377 632"> <u>ア 応急危険度判定調査実施計画に基づく配置</u> <u>イ 食事の提供・宿泊施設の確保</u> <u>ウ その他専門ボランティアに関する連絡・調整</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 632 611 772"> <u>判定調査実施後に必要な措置への協力</u> </td> <td data-bbox="611 632 1377 772"> <u>ア 危険防止のための応急的補強措置の実施協力</u> <u>イ 危険防止のための立入り禁止措置の実施協力</u> <u>ウ その他必要な要員・資機材等の提供協力</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) 判定作業の概要</u></p> <p><u>ア 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定必携」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定技術に基づいて、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別毎に判定調査票を用いて行う。</u></p> <p><u>イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、表示を行う。</u></p> <p><u>ウ 判定は、原則として「目視」により行う。</u></p> <p><u>エ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。</u></p> <p><u>(4) 判定実施後にとるべき措置</u></p> <p><u>応急危険度判定実施後にとるべき主な措置は、次のとおりである。</u></p> <p><u>ア 危険防止のための応急的建物補強措置。</u></p> <p><u>イ 立入り禁止措置。</u></p> <p><u>ウ 被災度区分判定の実施促進。</u></p> <p><u>県・国・関係団体の協力を得て、判定結果の通知を受けた建築物所有者が自己の責任において、建築構造技術者へ依頼して応急措置を行うよう促進する。</u></p> <p><u>3 復興期における地震後対策実施体制への移行</u></p> <p><u>(1) 市の役割</u></p> <p><u>復興期における地震後対策実施体制への移行において、市が果たすべき役割については、建設部長が関係各部長と協力して、次のとおり行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="341 1577 1377 1898"> <thead> <tr> <th data-bbox="341 1577 644 1625">項 目</th> <th data-bbox="644 1577 1377 1625">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 1625 644 1766"> <u>相談窓口における担当者等の配置</u> </td> <td data-bbox="644 1625 1377 1766"> <u>ア 被災建築物担当職員及び各種申込用紙類の配置</u> <u>イ 市民への被災度区分判定調査等のあっせん</u> <u>ウ その他市民からの相談・異議・苦情等の受付</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1766 644 1898"> <u>被災度区分判定調査及び地震後補強対策に関する広報活動の実施</u> </td> <td data-bbox="644 1766 1377 1898"> <u>ア 被災度区分判定調査の必要性に関する広報</u> <u>イ 地震後補強対策の必要性に関する広報（総務部長）</u> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	実施内容	<u>応急危険度判定調査実施体制の確立</u>	<u>ア 協力機関・団体等への連絡による要員・器具等の確保</u> <u>イ 県建築士会登米支部及び登米測量設計業協会との協力</u> <u>ウ 応急危険度判定調査実施計画の作成協力</u>	<u>応急危険度判定調査に関する専門ボランティアの受入れ・活用</u>	<u>ア 応急危険度判定調査実施計画に基づく配置</u> <u>イ 食事の提供・宿泊施設の確保</u> <u>ウ その他専門ボランティアに関する連絡・調整</u>	<u>判定調査実施後に必要な措置への協力</u>	<u>ア 危険防止のための応急的補強措置の実施協力</u> <u>イ 危険防止のための立入り禁止措置の実施協力</u> <u>ウ その他必要な要員・資機材等の提供協力</u>	項 目	実施内容	<u>相談窓口における担当者等の配置</u>	<u>ア 被災建築物担当職員及び各種申込用紙類の配置</u> <u>イ 市民への被災度区分判定調査等のあっせん</u> <u>ウ その他市民からの相談・異議・苦情等の受付</u>	<u>被災度区分判定調査及び地震後補強対策に関する広報活動の実施</u>	<u>ア 被災度区分判定調査の必要性に関する広報</u> <u>イ 地震後補強対策の必要性に関する広報（総務部長）</u>		
	項 目	実施内容															
<u>応急危険度判定調査実施体制の確立</u>	<u>ア 協力機関・団体等への連絡による要員・器具等の確保</u> <u>イ 県建築士会登米支部及び登米測量設計業協会との協力</u> <u>ウ 応急危険度判定調査実施計画の作成協力</u>																
<u>応急危険度判定調査に関する専門ボランティアの受入れ・活用</u>	<u>ア 応急危険度判定調査実施計画に基づく配置</u> <u>イ 食事の提供・宿泊施設の確保</u> <u>ウ その他専門ボランティアに関する連絡・調整</u>																
<u>判定調査実施後に必要な措置への協力</u>	<u>ア 危険防止のための応急的補強措置の実施協力</u> <u>イ 危険防止のための立入り禁止措置の実施協力</u> <u>ウ その他必要な要員・資機材等の提供協力</u>																
項 目	実施内容																
<u>相談窓口における担当者等の配置</u>	<u>ア 被災建築物担当職員及び各種申込用紙類の配置</u> <u>イ 市民への被災度区分判定調査等のあっせん</u> <u>ウ その他市民からの相談・異議・苦情等の受付</u>																
<u>被災度区分判定調査及び地震後補強対策に関する広報活動の実施</u>	<u>ア 被災度区分判定調査の必要性に関する広報</u> <u>イ 地震後補強対策の必要性に関する広報（総務部長）</u>																

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																
応-98	「危険」及び「要注意」判定建物所有者に対する被災度区分判定に基づく補強計画提出の勧告	<u>ア 「危険」及び「要注意」判定建物所有者名簿の管理</u> <u>イ 「危険」及び「要注意」判定建物所有者への勧告から補強計画提出までの記録作成</u>																	
	県・国等への協力要請及び報告	<u>ア 県・国等への被災度区分判定要員確保のための協力要請（東部土木事務所登米地域事務所、県建築士会・東北地方整備局他関係機関）</u> <u>イ 応急危険度調査結果及びその後にとった措置に関する報告（東部土木事務所登米地域事務所）</u> <u>ウ その他の協力要請（その他各部長・関係機関）</u>																	
	災害時「住」対策会議の運営	<u>ア 復興期における地震後対策計画の作成</u> <u>※ 余震、風雨等による再度判定調査の実施を含む</u> <u>イ 関係機関・団体との連絡調整</u> <u>ウ 各部との連絡調整</u>																	
	報道機関対応	<u>ア 報道機関への「被災度区分判定調査実施及び補強計画提出」に関する広報資料の提供</u>																	
	<u>(2) 市内建築関係団体等の協力</u>																		
	<u>復興期における地震後対策実施体制への移行において、県建築士会登米支部、登米測量設計業協会、判定ボランティア等の協力を得て、次のとおり行う。</u>																		
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 80%;">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>被災度区分判定調査及び地震後補強対策に関する広報活動の実施</u></td> <td><u>ア 被災度区分判定調査の必要性に関する広報</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ 地震後補強対策の必要性に関する広報</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>「危険」及び「要注意」判定建物所有者に対する被災度区分判定に基づく補強計画提出の勧告</u></td> <td><u>ア 被災度区分判定調査マニュアルの作成協力</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ 補強計画作成マニュアルの作成協力</u></td> </tr> <tr> <td><u>ウ 上記マニュアルの会員各社への徹底</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>災害時「住」対策会議の運営協力</u></td> <td><u>ア 復興期における震後対策計画の作成協力</u></td> </tr> <tr> <td><u>※余震、風雨等による再度判定調査の実施を含む</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ 対策会議設置への協力</u> <u>ウ 対策会議運営への協力</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>県・国等への協力要請</u></td> <td><u>ア 関係全国団体本部への協力要請</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ 対策会議として必要と認めた場合のその他「復興期における地震後対策」実施のために必要な関係機関への協力</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	実施内容	<u>被災度区分判定調査及び地震後補強対策に関する広報活動の実施</u>	<u>ア 被災度区分判定調査の必要性に関する広報</u>	<u>イ 地震後補強対策の必要性に関する広報</u>	<u>「危険」及び「要注意」判定建物所有者に対する被災度区分判定に基づく補強計画提出の勧告</u>	<u>ア 被災度区分判定調査マニュアルの作成協力</u>	<u>イ 補強計画作成マニュアルの作成協力</u>	<u>ウ 上記マニュアルの会員各社への徹底</u>	<u>災害時「住」対策会議の運営協力</u>	<u>ア 復興期における震後対策計画の作成協力</u>	<u>※余震、風雨等による再度判定調査の実施を含む</u>	<u>イ 対策会議設置への協力</u> <u>ウ 対策会議運営への協力</u>	<u>県・国等への協力要請</u>	<u>ア 関係全国団体本部への協力要請</u>	<u>イ 対策会議として必要と認めた場合のその他「復興期における地震後対策」実施のために必要な関係機関への協力</u>	
	項 目	実施内容																	
	<u>被災度区分判定調査及び地震後補強対策に関する広報活動の実施</u>	<u>ア 被災度区分判定調査の必要性に関する広報</u>																	
		<u>イ 地震後補強対策の必要性に関する広報</u>																	
<u>「危険」及び「要注意」判定建物所有者に対する被災度区分判定に基づく補強計画提出の勧告</u>	<u>ア 被災度区分判定調査マニュアルの作成協力</u>																		
	<u>イ 補強計画作成マニュアルの作成協力</u>																		
	<u>ウ 上記マニュアルの会員各社への徹底</u>																		
<u>災害時「住」対策会議の運営協力</u>	<u>ア 復興期における震後対策計画の作成協力</u>																		
	<u>※余震、風雨等による再度判定調査の実施を含む</u>																		
	<u>イ 対策会議設置への協力</u> <u>ウ 対策会議運営への協力</u>																		
<u>県・国等への協力要請</u>	<u>ア 関係全国団体本部への協力要請</u>																		
	<u>イ 対策会議として必要と認めた場合のその他「復興期における地震後対策」実施のために必要な関係機関への協力</u>																		

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																	
<p>応-99</p>	<p>第4 被災建物の補修・解体</p> <p>1 基本方針</p> <p>大規模な地震が発生した場合、建設部長は、関係各部長及び宮城県建設業協会登米支部、登米市建設職協同組合、県・国その他協力団体並びに専門ボランティアと連携し、被災した建築物の「補修・解体対策」を行う。</p> <p>(1) 時期区分</p> <p>対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・宮城県建設業協会登米支部・登米市建設職協同組合、その他協力団体等と協議して決めるが、概ね次の時期区分に基づき行う。</p> <table border="1" data-bbox="344 621 1377 1213"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期間の目安</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生初期の緊急措置</td> <td>災害発生後 7日目まで</td> <td>ア 応急危険度判定結果に基づく対象者リストの作成 イ 市が行う補修・解体作業実施希望状況の把握 ウ 建築物の補修・解体実施体制の確立 (業者・資機材及び必要となる用地の確保) エ 市が行う補修・解体作業実施計画の決定及び開始 オ 被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの策定</td> </tr> <tr> <td>住宅供給・帰宅促進実施体制への移行</td> <td>災害発生後 8日目以降 14日目まで</td> <td>ア 被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの提供 イ 建築物の補修・解体に関する相談業務開始 ウ 被災者が行う補修・解体の業者への依頼あつせん エ 市が行う補修・解体作業の完了</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市の役割</p> <p>被災建物の補修・解体の実施において、市が果たすべき役割については、その都度建設部長が関係各部長と協議して決めるが、概ね次のとおり行う。</p> <table border="1" data-bbox="344 1348 1377 1894"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県建設業協会登米支部及び市内建築関係団体等協力団体への連絡</td> <td>ア 市が行う補修・解体作業への協力要請 イ 被災者が行う補修・解体依頼への最大限対応の要請 ウ 市内被害状況に関する情報の提供 エ 市本部体制の現況に関する情報の提供</td> </tr> <tr> <td>市が行う被災建物の補修・解体</td> <td>ア 市が行う補修・解体実施希望の把握 イ 市が行う補修・解体実施計画案の策定</td> </tr> <tr> <td>相談窓口、自治会、自主防災組織等における申込受付等の体制の確立</td> <td>ア 被災建築物担当職員・自治会・自主防災組織等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 イ 市民からの補修又は解体申込受け ウ 市民からの補修又は解体全般に関する相談・苦情・異議等の受け</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期間の目安	実施内容	災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7日目まで	ア 応急危険度判定結果に基づく対象者リストの作成 イ 市が行う補修・解体作業実施希望状況の把握 ウ 建築物の補修・解体実施体制の確立 (業者・資機材及び必要となる用地の確保) エ 市が行う補修・解体作業実施計画の決定及び開始 オ 被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの策定	住宅供給・帰宅促進実施体制への移行	災害発生後 8日目以降 14日目まで	ア 被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの提供 イ 建築物の補修・解体に関する相談業務開始 ウ 被災者が行う補修・解体の業者への依頼あつせん エ 市が行う補修・解体作業の完了	項 目	実施内容	宮城県建設業協会登米支部及び市内建築関係団体等協力団体への連絡	ア 市が行う補修・解体作業への協力要請 イ 被災者が行う補修・解体依頼への最大限対応の要請 ウ 市内被害状況に関する情報の提供 エ 市本部体制の現況に関する情報の提供	市が行う被災建物の補修・解体	ア 市が行う補修・解体実施希望の把握 イ 市が行う補修・解体実施計画案の策定	相談窓口、自治会、自主防災組織等における申込受付等の体制の確立	ア 被災建築物担当職員・自治会・自主防災組織等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 イ 市民からの補修又は解体申込受け ウ 市民からの補修又は解体全般に関する相談・苦情・異議等の受け	<p>第4 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>災害救助法による応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、被災者の避難生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>市は、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与が必要と認められる場合は、県に依頼するとともに、関係団体等の協議を行うものとする。</p> <p>また、被災者の被災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。</p>	
区 分	期間の目安	実施内容																		
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7日目まで	ア 応急危険度判定結果に基づく対象者リストの作成 イ 市が行う補修・解体作業実施希望状況の把握 ウ 建築物の補修・解体実施体制の確立 (業者・資機材及び必要となる用地の確保) エ 市が行う補修・解体作業実施計画の決定及び開始 オ 被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの策定																		
住宅供給・帰宅促進実施体制への移行	災害発生後 8日目以降 14日目まで	ア 被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの提供 イ 建築物の補修・解体に関する相談業務開始 ウ 被災者が行う補修・解体の業者への依頼あつせん エ 市が行う補修・解体作業の完了																		
項 目	実施内容																			
宮城県建設業協会登米支部及び市内建築関係団体等協力団体への連絡	ア 市が行う補修・解体作業への協力要請 イ 被災者が行う補修・解体依頼への最大限対応の要請 ウ 市内被害状況に関する情報の提供 エ 市本部体制の現況に関する情報の提供																			
市が行う被災建物の補修・解体	ア 市が行う補修・解体実施希望の把握 イ 市が行う補修・解体実施計画案の策定																			
相談窓口、自治会、自主防災組織等における申込受付等の体制の確立	ア 被災建築物担当職員・自治会・自主防災組織等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 イ 市民からの補修又は解体申込受け ウ 市民からの補修又は解体全般に関する相談・苦情・異議等の受け																			

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考				
<p>応-100</p>	<table border="1" data-bbox="350 220 1377 445"> <tr> <td data-bbox="350 220 629 310">環境保全に関する監視・指導</td> <td data-bbox="629 220 1377 310">ア アスベストその他有害物資の安全管理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 310 629 445">建築物補修・解体対策 班の編成</td> <td data-bbox="629 310 1377 445">ア 県・市各部・関係機関との連絡調整 イ 建築関係協力団体との連絡調整 ウ その他建物補修・解体に関する連絡調整業務</td> </tr> </table> <p data-bbox="290 457 522 487"><u>2 被災建物の補修</u></p> <p data-bbox="290 499 599 529"><u>(1) 被災住宅の応急修理</u></p> <p data-bbox="332 546 1394 709"><u>市は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力が無い者に対し、その被災者に替わって必要最小限の補修を行う。</u></p> <p data-bbox="332 726 534 756"><u>ア 修理の対象</u></p> <p data-bbox="373 772 1394 848"><u>半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住家で、自らの資力では修理することができない者</u></p> <p data-bbox="332 865 534 894"><u>イ 修理の範囲</u></p> <p data-bbox="391 911 1394 940"><u>居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。</u></p> <p data-bbox="332 957 534 987"><u>ウ 修理の期間</u></p> <p data-bbox="391 1003 896 1033"><u>災害発生の日から1ヵ月以内に完了する。</u></p> <p data-bbox="290 1045 730 1075"><u>(2) 被災者が行う補修に対する支援</u></p> <p data-bbox="332 1092 1169 1121"><u>市は、被災者が行う補修に対する支援として、概ね次のとおり行う。</u></p> <p data-bbox="332 1138 1121 1213"><u>ア 自治会・自主防災組織等（地区復興委員会等）を通じた支援 （新規行政支援の充実及び資料・申込書の提供等）</u></p> <p data-bbox="332 1230 1383 1306"><u>イ 宮城県建設業協会登米支部、登米市建設職協同組合等協力団体等を通じた支援 （被災者の依頼に対する最大限対応の要請、交通規制除外等各種緩和・優遇措置等）</u></p> <p data-bbox="290 1318 522 1348"><u>3 被災建物の解体</u></p> <p data-bbox="302 1365 1394 1482"><u>大規模な地震災害により住家及び中小企業の事業所が損壊した場合、被災者の生活再建支援を図り、生活環境上の支障の撤去、二次災害の防止及び被災地の迅速な復旧を図るための特例措置として、家屋等の解体・除去を公費負担により行う。</u></p> <p data-bbox="290 1495 599 1524"><u>4 住宅関係障害物の除去</u></p> <p data-bbox="302 1541 1394 1617"><u>災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障を来しているもののうち、次の条件に該当するものについて、障害物の除去を実施する。</u></p> <p data-bbox="290 1629 670 1659"><u>(1) 対象となる被災者（目安）</u></p> <p data-bbox="332 1675 1305 1705"><u>ア 自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者であること</u></p> <p data-bbox="332 1722 1228 1751"><u>※ 生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の資産をもたない失業者等</u></p> <p data-bbox="332 1768 1371 1885"><u>イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること</u></p> <p data-bbox="332 1902 914 1932"><u>ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること</u></p>	環境保全に関する監視・指導	ア アスベストその他有害物資の安全管理	建築物補修・解体対策 班の編成	ア 県・市各部・関係機関との連絡調整 イ 建築関係協力団体との連絡調整 ウ その他建物補修・解体に関する連絡調整業務		
環境保全に関する監視・指導	ア アスベストその他有害物資の安全管理						
建築物補修・解体対策 班の編成	ア 県・市各部・関係機関との連絡調整 イ 建築関係協力団体との連絡調整 ウ その他建物補修・解体に関する連絡調整業務						

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-101</p>	<p><u>※ 本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない</u></p> <p><u>エ 半壊又は床上浸水したものであること</u></p> <p><u>※ 全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない</u></p> <p><u>オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること</u></p> <p><u>(2) 除去の実施</u></p> <p><u>ア 災害救助法適用前</u></p> <p><u>建設部長が優先度の高い箇所を指定し、関係各部、市内建設業者等の協力により作業班を編成し実施する。</u></p> <p><u>イ 災害救助法適用後</u></p> <p><u>災害救助法が適用された場合については、県（知事）の決定に基づき、関係各部、自主防災組織、市内建設業者等の協力を得て、次のような手順で行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>① 市は、半壊及び床上浸水した全世帯のうち、世帯状況、市民税課税状況、被害状況等を勘案し救助対象世帯を選定の上、書類を作成し、県保健福祉部に報告する。この場合、除去を実施する戸数は、原則として半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とすることとなっているが、災害の状況により超えているときは、対象数の引き上げを県保健福祉部に要請し協議する。</u></p> <p><u>② 県保健福祉部は、市からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定める。</u></p> <p><u>なお、対象数の引き上げの必要があると認めたときは、市町村相互間の融通若しくは厚生大臣の承認を得るなどの措置を講じる。</u></p> <p><u>③ 除去作業は、第一次的には、市が保有する器具・機械を使用して市が行う。</u></p> <p><u>④ 労力、機械等が不足する場合は、隣接市町からの派遣を求め、さらに不足する場合は、県総務部（危機対策課）に要請し、宮城県建設業協会に資機材・労力等の提供を求める。</u></p> <p><u>⑤ 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費等とし、1世帯あたりの支出は（資料編 資料 24 「災害救助法による救助の種類、方法及び期間」）のとおりとする。</u></p> <p><u>⑥ 実施期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。</u></p> <p><u>なお、災害の状況により期間延長の必要があるときは、期間の延長を県保健福祉部に要請し協議する。</u></p> </div> <p><u>5 市営住宅等の補修・解体</u></p> <p><u>(1) 市営住宅等の補修</u></p> <p><u>既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合については、市営住宅を所管する建設部長が、住民に当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。なお、その他公営住宅については、その住宅の管理者が被害状況を緊急調査し、修理の必要な箇所については、迅速かつ適切に応急修理にあたる。</u></p> <p><u>ア 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。</u></p> <p><u>イ 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに</u></p>		

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考													
<p>応-102</p>	<p><u>危害防止のため住民に周知を図る。</u></p> <p><u>ウ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。</u></p> <p><u>(2) 解体</u></p> <p><u>市営住宅を所管する建設部長が必要と認めた場合、関係機関と協議の上被災建物の解体を行う。</u></p> <p>第5 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設等</p> <p><u>1 基本方針</u></p> <p><u>大規模な地震が市内に発生した場合は、建設部長は、関係各部長及び県・国・宮城県建設業協会登米支部・登米市建設職協同組合、その他協力団体等と連携・協力し、次のとおり行う。</u></p> <p><u>(1) 対策実施上の時期区分</u></p> <p><u>対策の実施手順は、災害発生後の状況によりその都度決めるが、概ね次の2つの時期区分に基づき行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="338 890 1377 1614"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期間の目安</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>災害発生初期の緊急措置</u></td> <td><u>災害発生後7日目まで</u></td> <td> <u>ア 市営住宅の被害状況確認及び市内外提供可能空家数の把握</u> <u>イ 暫時提供可能な社宅数等の把握（避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」）</u> <u>ウ 応急仮設住宅等入居希望状況の把握</u> <u>エ 応急仮設住宅建設用地の確保</u> <u>オ 応急仮設住宅建設業者・資機材等の確保</u> <u>カ 応急仮設住宅建設計画の決定及び建設開始</u> <u>キ 民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置</u> </td> </tr> <tr> <td><u>住宅供給・帰宅促進実施体制への移行</u></td> <td><u>災害発生後8日目以降20日目まで</u></td> <td> <u>ア 一時入居住宅・民間賃貸住宅のあっせん体制確立</u> <u>イ 被災者への一時入居住宅の提供業務開始</u> <u>ウ 避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」指定及び提供体制の確立</u> <u>エ 応急仮設住宅提供体制の確立</u> <u>オ 応急仮設住宅の建設開始（一部完成を含む）</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 市の役割</u></p> <p><u>被災者向け住宅の供給において、市が果たすべき役割については、建設部長が関係各部長と協力して、次のとおり行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="338 1749 1377 1929"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>応急仮設住宅等入居希望状況の把握</u></td> <td> <u>ア 避難所における調査</u> <u>イ 相談窓口における調査</u> <u>ウ 民生委員等による調査（高齢者・障害者等）</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期間の目安	実施内容	<u>災害発生初期の緊急措置</u>	<u>災害発生後7日目まで</u>	<u>ア 市営住宅の被害状況確認及び市内外提供可能空家数の把握</u> <u>イ 暫時提供可能な社宅数等の把握（避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」）</u> <u>ウ 応急仮設住宅等入居希望状況の把握</u> <u>エ 応急仮設住宅建設用地の確保</u> <u>オ 応急仮設住宅建設業者・資機材等の確保</u> <u>カ 応急仮設住宅建設計画の決定及び建設開始</u> <u>キ 民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置</u>	<u>住宅供給・帰宅促進実施体制への移行</u>	<u>災害発生後8日目以降20日目まで</u>	<u>ア 一時入居住宅・民間賃貸住宅のあっせん体制確立</u> <u>イ 被災者への一時入居住宅の提供業務開始</u> <u>ウ 避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」指定及び提供体制の確立</u> <u>エ 応急仮設住宅提供体制の確立</u> <u>オ 応急仮設住宅の建設開始（一部完成を含む）</u>	項 目	手順その他必要事項	<u>応急仮設住宅等入居希望状況の把握</u>	<u>ア 避難所における調査</u> <u>イ 相談窓口における調査</u> <u>ウ 民生委員等による調査（高齢者・障害者等）</u>	<p>第5 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備</p> <p><u>市は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤独防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援にあたっては、適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。</u></p>	
区 分	期間の目安	実施内容														
<u>災害発生初期の緊急措置</u>	<u>災害発生後7日目まで</u>	<u>ア 市営住宅の被害状況確認及び市内外提供可能空家数の把握</u> <u>イ 暫時提供可能な社宅数等の把握（避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」）</u> <u>ウ 応急仮設住宅等入居希望状況の把握</u> <u>エ 応急仮設住宅建設用地の確保</u> <u>オ 応急仮設住宅建設業者・資機材等の確保</u> <u>カ 応急仮設住宅建設計画の決定及び建設開始</u> <u>キ 民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置</u>														
<u>住宅供給・帰宅促進実施体制への移行</u>	<u>災害発生後8日目以降20日目まで</u>	<u>ア 一時入居住宅・民間賃貸住宅のあっせん体制確立</u> <u>イ 被災者への一時入居住宅の提供業務開始</u> <u>ウ 避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」指定及び提供体制の確立</u> <u>エ 応急仮設住宅提供体制の確立</u> <u>オ 応急仮設住宅の建設開始（一部完成を含む）</u>														
項 目	手順その他必要事項															
<u>応急仮設住宅等入居希望状況の把握</u>	<u>ア 避難所における調査</u> <u>イ 相談窓口における調査</u> <u>ウ 民生委員等による調査（高齢者・障害者等）</u>															

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考												
応-103	<p><u>応急仮設住宅建設用地の確保</u></p> <p>ア <u>公園の被災後の現況の把握</u> イ <u>その他市内未利用地の現況把握及び用地確保（各部長・関係機関・その他管理者）</u></p>														
	<p><u>一時入居住宅の確保</u></p> <p>ア <u>市外公共住宅空家の確保（県保健福祉部等）</u></p>														
	<p><u>入居待機者用施設の確保</u></p> <p>ア <u>市内民間保養所・社宅のうち提供可能なもの</u> イ <u>市施設のうち転用可能なもの（各部長・関係機関・その他管理者）</u></p>														
	<p><u>被災者向け住宅供給計画案の作成（市が建設を行う場合）</u></p> <p>ア <u>総戸数及び募集区分別戸数案の作成</u> イ <u>面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成</u> ウ <u>供給実施計画案の作成</u></p>														
	<p><u>宮城県建設業協会登米支部、登米市建設職協同組合、その他協力団体等への協力要請</u></p> <p>ア <u>供給・あっせん等協力体制確立の要請</u> イ <u>供給実施計画案の作成に関する協力要請</u> ウ <u>県・国との協議状況に関する情報の提供</u></p>														
	<p><u>相談窓口・自治会・自主防災組織等における申込等の受付体制の確立</u></p> <p>ア <u>被災者建築物担当職員・自治会・自主防災組織等への必要事項の周知及び入居申込用紙の配置</u> イ <u>市民からの入居申込・住宅提供申出等の受け付け</u> ウ <u>市民からの相談・苦情等の受け付け</u></p>														
	<p><u>被災者向け住宅供給に関する広報活動の実施</u></p> <p>ア <u>市による広報活動の実施</u> イ <u>報道機関に対する情報の提供及び報道の要請（災対総務部長）</u></p>														
	<p><u>被災者向け住宅供給対策班の編成</u></p> <p>ア <u>被災者向け住宅供給実施計画に関する事務</u> イ <u>各部、防災関係機関、協力団体との連絡調整</u> ウ <u>一時入居住宅、仮設住宅用地等の確保</u></p>														
	<p><u>2 応急仮設住宅等入居希望状況の把握</u></p> <p>応急仮設住宅等入居希望状況の把握については、災害発生後7日目以内に、次のとおり市民生活部が完了させ、結果を取りまとめて建設部長に報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象区分</th> <th style="width: 15%;">担当部</th> <th style="width: 65%;">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難所に入所している市民等</u></td> <td><u>市民生活部</u></td> <td><u>(1) 入居希望世帯数・世帯構成の把握</u> <u>(2) 建設地に関する希望状況の把握</u></td> </tr> <tr> <td><u>相談窓口において把握した希望者</u></td> <td><u>市民生活部</u></td> <td><u>(小学校通学区域内にこだわるか否か)</u> <u>(3) 段差の解消等仕様に関する希望内容</u></td> </tr> <tr> <td><u>民生委員等が把握した希望者</u></td> <td><u>市民生活部</u></td> <td><u>(1) ※上記の(1)(2)(3)</u> <u>(2) 介護の要否・程度に関する希望内容</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象区分	担当部	実施内容	<u>避難所に入所している市民等</u>	<u>市民生活部</u>	<u>(1) 入居希望世帯数・世帯構成の把握</u> <u>(2) 建設地に関する希望状況の把握</u>	<u>相談窓口において把握した希望者</u>	<u>市民生活部</u>	<u>(小学校通学区域内にこだわるか否か)</u> <u>(3) 段差の解消等仕様に関する希望内容</u>	<u>民生委員等が把握した希望者</u>	<u>市民生活部</u>	<u>(1) ※上記の(1)(2)(3)</u> <u>(2) 介護の要否・程度に関する希望内容</u>		
	対象区分	担当部	実施内容												
<u>避難所に入所している市民等</u>	<u>市民生活部</u>	<u>(1) 入居希望世帯数・世帯構成の把握</u> <u>(2) 建設地に関する希望状況の把握</u>													
<u>相談窓口において把握した希望者</u>	<u>市民生活部</u>	<u>(小学校通学区域内にこだわるか否か)</u> <u>(3) 段差の解消等仕様に関する希望内容</u>													
<u>民生委員等が把握した希望者</u>	<u>市民生活部</u>	<u>(1) ※上記の(1)(2)(3)</u> <u>(2) 介護の要否・程度に関する希望内容</u>													
<p><u>3 用地・資材等の確保</u></p> <p><u>(1) 用地の確保</u></p> <p>応急仮設住宅の供給は、被災者の生活再建支援施策の一環として行われるため、二次災害</p>															

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																			
<p>応-104</p>	<p><u>の危険のないことはもちろん、就職、通学その他生業の見通しの立つような立地条件であることが最優先となる。また、遠隔地に建設したため申込みがなく入居しないまま空家となっている分については、救助費の国庫負担の対象とならない。用地の選定はそれらの点を踏まえ、建設部長が関係各部長・機関等の協力を得て次のとおり行う。</u></p> <p><u>ア 用地の主な調達先</u></p> <table border="1" data-bbox="338 443 1377 1257"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理者等</th> <th>手続きその他において留意すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 市の公有地</td> <td>各所管部</td> <td>① 平坦な地形にあり、面積1,000m²以上を有するものであることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>県 県の公有地</td> <td>各所管部</td> <td>② 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>国有未利用地</td> <td>東北財務局</td> <td>① 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。 (国有財産法第22条第1項第3号) ② 所管する東北財務局に照会し提供を要請する。</td> </tr> <tr> <td>その他公有未利用地</td> <td>各管理機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民有未利用地</td> <td>各管理者</td> <td>① 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借用契約書を取り交わす。 ② また、市、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第356条第1項に基づき裁判所に申立て建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 用地選定上の目安</u></p> <table border="1" data-bbox="338 1304 1377 1503"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 浸水やがけ崩れ等の危険がないこと。 ② 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。 ③ 就職、通学その他生活再建のための便利がよいこと。 ④ 交通の便がよいこと。 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 資材等の確保</u></p> <p><u>応急仮設住宅の建設等に必要な建設資材は、市内の関係者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。</u></p> <p><u>4 住宅の建設若しくは確保</u></p> <p><u>(1) 被災者向け供給住宅の区分・仕様</u></p> <p><u>被災者向けに供給することが必要となる住宅の区分・仕様(案)は、入居希望状況調査結果に基づき、その都度決めるが概ね次を目安とする。</u></p>	区分	管理者等	手続きその他において留意すべき事項	市 市の公有地	各所管部	① 平坦な地形にあり、面積1,000m ² 以上を有するものであることが望ましい。	県 県の公有地	各所管部	② 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。	国有未利用地	東北財務局	① 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。 (国有財産法第22条第1項第3号) ② 所管する東北財務局に照会し提供を要請する。	その他公有未利用地	各管理機関		民有未利用地	各管理者	① 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借用契約書を取り交わす。 ② また、市、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第356条第1項に基づき裁判所に申立て建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水やがけ崩れ等の危険がないこと。 ② 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。 ③ 就職、通学その他生活再建のための便利がよいこと。 ④ 交通の便がよいこと。 		
	区分	管理者等	手続きその他において留意すべき事項																			
市 市の公有地	各所管部	① 平坦な地形にあり、面積1,000m ² 以上を有するものであることが望ましい。																				
県 県の公有地	各所管部	② 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。																				
国有未利用地	東北財務局	① 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。 (国有財産法第22条第1項第3号) ② 所管する東北財務局に照会し提供を要請する。																				
その他公有未利用地	各管理機関																					
民有未利用地	各管理者	① 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借用契約書を取り交わす。 ② また、市、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第356条第1項に基づき裁判所に申立て建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。																				
<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水やがけ崩れ等の危険がないこと。 ② 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。 ③ 就職、通学その他生活再建のための便利がよいこと。 ④ 交通の便がよいこと。 																						
		<p align="center">~ 104 ~</p>																				

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考												
<p>応-105</p>	<p><u>ア 面積区分と調達先</u></p> <table border="1" data-bbox="338 262 1377 447"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面積の目安</th> <th>主な確保ルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多人数世帯向け住宅</td> <td>39.6m² (12坪)</td> <td>① 市営・県営・公団・公社・公共住宅空家</td> </tr> <tr> <td>少人数世帯向け住宅</td> <td>29.7m² (9坪)</td> <td>② 応急仮設住宅建設</td> </tr> <tr> <td>単身用向け住宅</td> <td>19.8m² (6坪)</td> <td>③ 民間賃貸住宅借上げ</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 募集の目安</u></p> <p>供給戸数については、希望状況、確保・建設状況等に応じて、その都度決める。</p> <p>なお、仮設住宅等の建設にあたっては、高齢者や障害者に偏り住民自治組織の形成・活動が困難となることのないよう健常者の入居も併せて行うこととし、各建設地にバランスよく入居させる計画案を作成する。</p> <p><u>(2) 応急仮設住宅の建設</u></p> <p><u>ア 建設主体</u></p> <p>災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設は、県が行い市はこれに協力する。ただし、県が直接建設することが困難な場合においては、県からの委任を受け、市が登米市建設職協同組合等の協力を得て自ら建設する。</p> <p>なお、災害救助法が適用されない場合に、本部長が必要と認めるときは、市が応急仮設住宅の建設を行い、建設方法等は、災害救助法適用後の方法を準用する。</p> <p><u>イ 建設の方法</u></p> <p>災害救助法適用の場合は、あらかじめ県が定めた基準により行う。</p> <p>① 規模及び費用</p> <p>建設住宅は原則平屋建てとし、必要に応じてこれと同等の長屋建てとする。</p> <p>1戸あたり床面積は29.7m² (9坪)、1戸あたり設置費用については県の規則による。なお、入居希望世帯の構成状況に応じて、供給住宅の仕様をいくつかのタイプに分けて建設を行うことができる。</p> <p>② 建設工事</p> <p>応急仮設住宅の建設は、登米市建設職協同組合が行う。また、災害救助法の適用を受け、県から委任を受けた場合は、(社)プレハブ建築協会の支援も受けることができる。</p> <p><u>5 被災者への住宅の供給</u></p> <p><u>(1) 入居者の選定</u></p> <p><u>ア 資格基準</u></p> <p>入居の対象となる者は、災害により住家が全焼、全壊又は流出し現に居住する住家がない者であり、かつ自らの資力によっては、住宅を確保することのできない者であること。なお、「災害時、現実に、法適用市町村に居住していることが明らかであれば良い」とされており、災害時における住民登録の有無は問わない。</p> <p><u>イ 入居者の選考</u></p> <p>入居者の選考は、市民生活部長が市民生活部職員、関係各部職員、自治会会長（代表者）、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて行う。なお、この場合高齢者や障害者が偏って入居することがないように留意する。</p>	区 分	面積の目安	主な確保ルート	多人数世帯向け住宅	39.6m ² (12坪)	① 市営・県営・公団・公社・公共住宅空家	少人数世帯向け住宅	29.7m ² (9坪)	② 応急仮設住宅建設	単身用向け住宅	19.8m ² (6坪)	③ 民間賃貸住宅借上げ		
区 分	面積の目安	主な確保ルート													
多人数世帯向け住宅	39.6m ² (12坪)	① 市営・県営・公団・公社・公共住宅空家													
少人数世帯向け住宅	29.7m ² (9坪)	② 応急仮設住宅建設													
単身用向け住宅	19.8m ² (6坪)	③ 民間賃貸住宅借上げ													

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>(2) 応急仮設住宅の管理</u></p> <p><u>ア 市が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め、建設部が行う。なお、供与期間は工事完了の日から2年以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。</u></p> <p><u>イ 応急仮設住宅はあくまでも一時的な使用に耐える最小限度の仮設建物であるため、被災者向け市営住宅の建設、その他住宅のあっせんを行うなどして、市は、その都度早期解消に努める。</u></p> <p><u>ウ 県が管理するものについては、市はこれに協力する。</u></p> <p><u>6 公営住宅の活用等</u></p> <p><u>県及び市は、必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。</u></p> <p><u>7 民間賃貸住宅の活用等</u></p> <p><u>災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u></p> <p>（新設）</p>	<p><u>第6 住宅の応急修理</u></p> <p><u>市は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対して、災害のため住家に被害を受け、そのまま住むことができない状態にあるが、破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その者に替わって必要最小限の補修を行う。</u></p> <p><u>1 対象</u></p> <p><u>半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）。</u></p> <p><u>2 修理の範囲</u></p> <p><u>居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない部分の応急的修理に限られる（限度あり。限度額を超えた部分は自己負担となる。）</u></p> <p><u>3 修理の期間</u></p> <p><u>災害発生の日から3か月以内に完了する。</u></p> <p><u>なお、国の災害対策本部が設置された災害においては、災害発生の日から6か月以内に完了する。</u></p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-122</p>	<p>(新設)</p>	<p><u>入った緊急セット、キャンピングマットなどが入った安眠セットを備蓄し、被災者ニーズに応じて、遅滞なく配分する。また、県内の備蓄分で不足する場合は、日本赤十字社各都道府県支部の在庫を調整し、配分する。</u></p> <p><u>なお、配分にあたっては、県や市、防災ボランティア等の協力も得ながら行う。</u></p> <p>第6 物資の輸送体制</p> <p><u>1 市は、協定締結団体や民間輸送団体等へ緊急物資輸送の協力を要請する。</u></p> <p><u>2 輸送事業者等は、指定した物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。</u></p> <p><u>3 市は、必要に応じ県があらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと締結した協定により、専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援を得る。</u></p>	
<p>応-124</p>	<p>第6 義援・支援物資の受入れ・配分</p> <p>1 義援・支援物資の受入れ</p> <p>(1) <u>義援・支援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、市及び関係機関が相互に連携を図りながら直ちに義援・支援物資受入れ窓口を設置し、義援・支援物資の募集及び受入れを開始する。</u></p> <p>(2) <u>義援・支援物資の募集にあたっては、ホームページへの掲載や報道機関等との連携により、義援・支援物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。</u></p> <p><u>なお、災害応急対策を迅速かつ適切に推進するため、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握して品目リストを作成し、必要な物資について積極的な情報発信を行う。また、避難所等の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。</u></p> <p>(3) <u>義援・支援物資の受入れにあたっては、義援・支援物資受入簿を作成する。その際、寄付又は貸与等の種別について記録し、物資の管理を行う。また、同受入簿についてはリスト化し、災害対応がおおむね終了したのちに御礼状の送付を行う。</u></p> <p>(4) <u>日本郵便株式会社_____が公示した場合は、被災者の救助を行う地方自治体、日本赤十字社宮城県支部、宮城県共同募金会又は中央共同募金会_____にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</u></p> <p>(5) <u>市は、関係機関と調整の上、事前に<u>救援物資</u>の（一時）保管先を確保（指定）し、配分作業が円滑にできるように努める。</u></p> <p>2 義援・支援物資の配分</p> <p>(1) <u>義援・支援物資の配分にあたっては、市は関係機関との間で調整を行い、迅速かつ適切に配分する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>義援・支援物資の配送・管理にあたっては、宮城県トラック協会（<u>登米本吉支部</u>）等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や</u></p>	<p>第7 義援_____物資の受入れ・配分</p> <p>1 義援_____物資の受入れ</p> <p>(1) <u>市は、義援_____物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、_____関係機関が相互に連携を図りながら直ちに義援_____物資受入れ窓口を設置し、義援_____物資の募集及び受入れを開始する。</u></p> <p>(2) <u>義援_____物資の募集にあたっては、ホームページへの掲載や報道機関等との連携により、義援_____物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。</u></p> <p><u>なお、災害応急対策を迅速かつ適切に推進するため、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握して_____リストを作成し、必要な物資について積極的な情報発信を行う。また、避難所等の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。</u></p> <p>(3) <u>義援_____物資の受入れにあたっては、義援_____物資受入簿を作成する。その際、寄付又は貸与等の種別について記録し、物資の管理を行う。また、同受入簿についてはリスト化し、災害対応がおおむね終了したのちに御礼状の送付を行う。</u></p> <p>(4) <u>日本郵便株式会社<u>東北支社長</u>が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社宮城県支部、_____共同募金会又は_____共同募金会<u>連合会</u>_____にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</u></p> <p>(5) <u>市は、関係機関と調整の上、事前に<u>義援物資</u>の（一時）保管先を確保（指定）し、配分作業が円滑にできるように努める。</u></p> <p>2 義援_____物資の配分</p> <p>(1) <u>義援_____物資の配分にあたっては、市は関係機関との間で調整を行い、迅速かつ適切に配分する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>義援_____物資の配送・管理にあたっては、宮城県トラック協会_____等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や</u></p>	<p>条項ずれ 記述の適正化</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																																												
	人材、ノウハウ等を活用することとで、的確に行う。 第7 (略)	人材、ノウハウ等を活用することとで、的確に行う。 第8 (略)																																													
	第15節 相談活動	第15節 相談活動																																													
応-126	第1 目的 大規模地震災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、 <u>要望等</u> に対応するため、市の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。 第2 (略)	第1 目的 大規模地震災害時において、 <u>市は市民からの市の業務に関する各種問い合わせ、市民からの身近な相談や要望</u> に対応するため、市の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。 第2 (略)	記述の適正化																																												
	第16節 ボランティア活動	第16節 ボランティア活動																																													
応-128	第1 目的 (略) この際、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、 <u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</u> <u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。</u> また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けゴミなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める <u>。</u> 第2 ボランティア受付窓口の設置 (略) 1 ボランティアコーディネート体制 (1) 及び (2) (略) (3) ボランティアの受け付け ア (略) イ 専門ボランティアの受け付け 関係組織からの申込みについては、市の各部で対応するものとし、主な種類は次のとおりである。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">主な受入れ項目</th> <th style="width:50%;">担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 被災建築物の応急危険度判定</td><td>建設部</td></tr> <tr><td>② 被災宅地危険度判定</td><td>建設部</td></tr> <tr><td>③ 砂防関係施設診断</td><td>建設部</td></tr> <tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> <tr><td>④ 救護所での医療、看護</td><td>市民生活部</td></tr> <tr><td>⑤ 外国人のための通訳</td><td>市民生活部</td></tr> <tr><td>⑥ 被災者メンタルヘルスケア</td><td>市民生活部</td></tr> <tr><td>⑦ 高齢者、障害者等への介護</td><td>市民生活部</td></tr> <tr><td>⑧ アマチュア無線等を利用した情報通信事務</td><td>総務部</td></tr> <tr><td>⑨ その他専門的知識が必要な業務</td><td>各部局</td></tr> </tbody> </table>	主な受入れ項目	担当部	① 被災建築物の応急危険度判定	建設部	② 被災宅地危険度判定	建設部	③ 砂防関係施設診断	建設部	(新設)	(新設)	④ 救護所での医療、看護	市民生活部	⑤ 外国人のための通訳	市民生活部	⑥ 被災者メンタルヘルスケア	市民生活部	⑦ 高齢者、障害者等への介護	市民生活部	⑧ アマチュア無線等を利用した情報通信事務	総務部	⑨ その他専門的知識が必要な業務	各部局	第1 目的 (略) この際、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、 <u>災害</u> 中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、 <u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u> 情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けゴミなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める <u>とともに、ボランティアの活動環境について配慮する。</u> 第2 ボランティア受付窓口の設置 (略) 1 ボランティアコーディネート体制 (1) 及び (2) (略) (3) ボランティアの受け付け ア (略) イ 専門ボランティアの受け付け 関係組織からの申込みについては、市の各部で対応するものとし、主な種類は次のとおりである。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">主な受入れ項目</th> <th style="width:50%;">担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 被災建築物の応急危険度判定</td><td>建設部</td></tr> <tr><td>② 被災宅地危険度判定</td><td>建設部</td></tr> <tr><td>③ 砂防関係施設診断</td><td>建設部</td></tr> <tr><td>④ 防災関係施設診断</td><td>建設部</td></tr> <tr><td>⑤ 救護所等での医療、看護、保健予防</td><td>市民生活部</td></tr> <tr><td>⑥ 外国人のための通訳</td><td>まちづくり推進部</td></tr> <tr><td>⑦ 被災者メンタルヘルスケア</td><td>市民生活部</td></tr> <tr><td>⑧ 高齢者、障害者等への介護</td><td>福祉事務所</td></tr> <tr><td>⑨ アマチュア無線等を利用した情報通信事務</td><td>総務部</td></tr> <tr><td>⑩ その他専門的知識が必要な業務</td><td>各部局</td></tr> </tbody> </table>	主な受入れ項目	担当部	① 被災建築物の応急危険度判定	建設部	② 被災宅地危険度判定	建設部	③ 砂防関係施設診断	建設部	④ 防災関係施設診断	建設部	⑤ 救護所等での医療、看護、保健予防	市民生活部	⑥ 外国人のための通訳	まちづくり推進部	⑦ 被災者メンタルヘルスケア	市民生活部	⑧ 高齢者、障害者等への介護	福祉事務所	⑨ アマチュア無線等を利用した情報通信事務	総務部	⑩ その他専門的知識が必要な業務	各部局	記述の適正化
主な受入れ項目	担当部																																														
① 被災建築物の応急危険度判定	建設部																																														
② 被災宅地危険度判定	建設部																																														
③ 砂防関係施設診断	建設部																																														
(新設)	(新設)																																														
④ 救護所での医療、看護	市民生活部																																														
⑤ 外国人のための通訳	市民生活部																																														
⑥ 被災者メンタルヘルスケア	市民生活部																																														
⑦ 高齢者、障害者等への介護	市民生活部																																														
⑧ アマチュア無線等を利用した情報通信事務	総務部																																														
⑨ その他専門的知識が必要な業務	各部局																																														
主な受入れ項目	担当部																																														
① 被災建築物の応急危険度判定	建設部																																														
② 被災宅地危険度判定	建設部																																														
③ 砂防関係施設診断	建設部																																														
④ 防災関係施設診断	建設部																																														
⑤ 救護所等での医療、看護、保健予防	市民生活部																																														
⑥ 外国人のための通訳	まちづくり推進部																																														
⑦ 被災者メンタルヘルスケア	市民生活部																																														
⑧ 高齢者、障害者等への介護	福祉事務所																																														
⑨ アマチュア無線等を利用した情報通信事務	総務部																																														
⑩ その他専門的知識が必要な業務	各部局																																														

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>(4) 及び (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3及び第4 (略)</p> <p>(図略)</p>	<p>なお、市町村は県に準じた体制を敷く。</p> <p>(4) 及び (5) (略)</p> <p><u>2 日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア関係団体等との連携</u></p> <p><u>災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。</u></p> <p>第3及び第4 (略)</p> <p>(図略)</p>	
	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p>	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p>	
<p>応-124</p>	<p>第1 目的</p> <p>大規模な地震災害発生時には、特に要配慮者や旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。</p> <p>このため、<u>関係機関</u> は、必要な諸施策について速やかに実施する。</p>	<p>第1 目的</p> <p>大規模地震災害時には、特に要配慮者や旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。</p> <p>このため、<u>県、市、防災関係機関及び社会福祉団体</u>は、必要な諸施策について速やかに実施する。</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>応-124</p>	<p>第2 基本方針</p> <p>1 対策実施上の基本 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2 基本方針</p> <p>1 対策実施上の基本 (略)</p> <p><u>2 高齢者、障害者等への支援活動</u></p> <p><u>災害時には、高齢者、障害者・妊産婦等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じた的確に行うことが必要である。</u></p> <p><u>市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</u></p> <p><u>(1) 安全確保</u></p> <p><u>ア 社会福祉施設等在所者</u></p> <p><u>市は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。</u></p> <p><u>イ 社会福祉施設等以外の要配慮者</u></p> <p><u>市は、在宅の要配慮者の安否確認を行政区長、民生委員、児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。避難所に避難した要配慮者については、避難所受入れの際に把握する。</u></p> <p><u>(2) 支援体制の確立と実施</u></p> <p><u>ア 施設従事者及び必要な物資の確保</u></p> <p><u>市は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。</u></p> <p><u>県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-126</p>		<p><u>イ 緊急支援</u></p> <p><u>① 受入れ可能施設の把握</u> 市は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。 県は、状況を把握し、必要な支援を行う。</p> <p><u>② 福祉ニーズの把握と支援の実施</u> 市及び県は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。 また、県は状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。</p> <p><u>③ 福祉避難所の開設</u> 市は、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。</p> <p><u>④ 多様な避難所の確保</u> 市は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> <p><u>⑤ 相互協力体制</u> 市は、登米市社会福祉協議会、民生委員、児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。</p> <p><u>ウ 避難所での支援</u></p> <p><u>① 支援体制の確立</u> 市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じ手話通訳者などによる支援体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。</p> <p><u>② 健康状態の配慮</u> アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。 特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報提供についても、十分配慮する。</p> <p><u>③ 専門職による相談対応</u> 市及び県は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。</p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第3 要配慮者の救援</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 その他要配慮者の救援</p> <p>(1) 各時期区分における措置の目安</p> <p>(略)</p> <p>ア 外国人支援対策</p> <p>市は、災害時に迅速に外国人の<u>安否確認</u>を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>① 市は、外国人の迅速な安否確認を行う。</u></p> <p><u>② 市は、広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。</u></p> <p><u>③ 市は、災害情報等を掲示する場合、外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>エ 災害派遣福祉チームの活動</u></p> <p><u>高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、NPO・ボランティア等と連携し活動を行う。</u></p> <p><u>オ 応急仮設住宅の設置</u></p> <p><u>応急仮設住宅への入居にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。</u></p> <p><u>また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第3 要配慮者の救援</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 その他要配慮者の救援</p> <p>(1) 各時期区分における措置の目安</p> <p>(略)</p> <p>ア 外国人支援対策</p> <p>市は、災害時に迅速に外国人の<u>被災状況、避難状況に関する情報収集</u>を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>① 市は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に必要な対策を講じる。</u></p> <p><u>② 市は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。</u></p> <p><u>③ 市は、ラジオ・インターネット等を活用し、多言語による災害情報を提供し外国人の不安の解消を図る。また、必要に応じて県に状況を伝達し支援を求める。</u></p> <p><u>④ 市は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語シート等による多言語での掲示も行い、外国人の不安解消を図る。</u></p> <p><u>⑤ 市は、県又は（公財）宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等に対し通訳者・通訳ボランティアの派遣等による支援を依頼する。</u></p> <p><u>⑥ 市は、在日大使館等を通して在住外国人の安否確認について、県から照会があった場合は、安否確認を行い回答する。</u></p> <p><u>⑦ 県及び市は、（公財）宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。</u></p> <p><u>また、必要に応じ県に関係機関との調整や支援を求める。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
<p>応-138</p>	<p>第18節 愛玩動物の収容対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 被災地域における動物の保護</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 避難所における動物の適正な飼育</p> <p>市は、<u>県</u>と協力して、<u>避難所に</u>飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(略)</p> <p>1から6まで (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第18節 家庭動物の収容対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 被災地域における動物の保護</p> <p><u>1 所有者の確認</u></p> <p>(略)</p> <p><u>2 負傷動物への対応</u></p> <p><u>負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会等関係団体と連携し、治療その他必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>3 家庭動物の一時預かり要望への対応</u></p> <p><u>飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応について、獣医師会等関係団体と連携し、必要な措置を講じる。</u></p> <p>第3 避難所における動物の適正な飼育</p> <p>県は、<u>避難所を設置する市</u>と協力して、<u>飼い主とともに避難した動物の飼育について</u>適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p><u>また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。</u></p> <p>1から6まで (略)</p> <p>第4 仮設住宅における動物の適正な飼育</p> <p>市は県と協力して、<u>飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
<p>応-139</p>	<p>第19節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 目的</p> <p><u>大規模な地震による災害時の一時的な</u>生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、<u>生活不活発病の予防対策等</u>被災者の健康状況等に十分配慮した<u>保健衛生活動</u>を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2及び第3 (略)</p> <p>第4 保健対策</p> <p><u>1 保健指導及び健康相談の実施</u></p> <p>市は、県と<u>連携</u>し、<u>定期的に</u>避難所<u>を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を</u>しながら必要に応じ<u>健康</u>指導及び健康相談を実施する。その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と<u>あわせて</u>、総合的な対応を図るよう努める。</p> <p><u>2 避難所や仮設住宅での配慮</u></p>	<p>第19節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 目的</p> <p><u>被災地、特に避難所においては、</u>生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、<u>被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた</u>保健衛生活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2及び第3 (略)</p> <p>第4 保健対策</p> <p><u>1 健康調査、健康相談</u></p> <p><u>(1) 保健指導及び健康相談の実施</u></p> <p>市は、県と<u>協力</u>し、<u>看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に</u>避難所、<u>応急仮設住宅等</u>を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に<u>配慮</u>しながら必要に応じ<u>保健</u>指導及び健康相談を実施する。その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と<u>併せて</u>、総合的な対応を図るよう努める。</p> <p><u>(2) 避難所や仮設住宅での配慮</u></p>	<p>記述の適正化 条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧され<u>ている</u>ことから、室温<u>調整</u>やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 心のケア</p> <hr/> <p>大規模な災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、市及び県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所が中心となる）は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。</p> <hr/> <p><u>また、大規模災害後においては</u>、被災者等が生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。</p>	<p>市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧され<u>る</u>ことから、室温<u>調節</u>やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>2</u> 心のケア</p> <p><u>(1) 心のケアの実施</u></p> <p>大規模な災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、市及び県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所が中心となる）は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。</p> <p><u>(2) 心のケアの継続</u></p> <p><u>復興が長期化することにより</u>、被災者等が生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。</p>	
<p>応-132</p>	<p><u>5</u> 栄養調査・栄養相談</p> <p>市<u>及び県は</u>連携して<u>栄養調査・栄養相談を実施し</u>、定期的に避難所、炊出し現場<u>等を巡回し</u>、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ<u>栄養指導及び栄養相談を実施する。</u></p> <hr/> <p>(新設)</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p>第5 食品衛生対策</p> <p>1 食中毒の未然防止</p> <p>(1) 市は、<u>県及び東部保健福祉事務所登米地域事務所と連携し</u>、<u>避難所における食品の衛生確保に努める。</u></p> <hr/> <p>(2) 市は、<u>県及び東部保健福祉事務所登米地域事務所と連携し</u>、<u>食品の流通集積拠点において</u>食品の配送等における衛生確保に努める。</p> <p>2 食中毒発生時の対応</p> <p>市は、東部保健福祉事務所登米地域事務所<u>が行う原因の調査等の協力に努める。</u></p> <p><u>1</u></p>	<p><u>3</u> 栄養調査・栄養相談</p> <p>市は <u>県と</u>連携し<u>、定期的に避難所、炊出し現場、特定給食施設等</u>を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ<u>管理栄養士・栄養士による</u>栄養指導及び栄養相談を実施する。</p> <p><u>また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、食料調達担当との連携による栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。</u></p> <p><u>4</u> 子供たちへの健康支援活動</p> <p><u>県教育委員会、市町村教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。</u></p> <p><u>5</u> 支援要請</p> <p><u>県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u></p> <p>第5 食品衛生対策</p> <p>1 食中毒の未然防止</p> <p>(1) 市は、<u>東部保健福祉事務所登米地域事務所と連携を図りながら、食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒について指導する。</u></p> <p>(2) 市は、<u>東部保健福祉事務所登米地域事務所と連携を図りながら、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保に努める。</u></p> <p>2 食中毒発生時の対応</p> <p>市は、東部保健福祉事務所登米地域事務所<u>と連携を図りながら、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	3 (略) 第6 (略)	3 (略) 第6 (略)	
	第20節 遺体等の捜索・収容・埋火葬	第20節 遺体等の捜索・収容・埋火葬	
応-142	<p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 遺体等の捜索・収容・埋火葬の実施</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 遺体の検視（死体見分）、収容及び処理</p> <p>(1) 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため遺体の処理ができない場合に警察等の検視（死体調査）、医師による死亡確認を経た上で、洗浄、<u>修復</u>、消毒などの処置、遺体の一時保存 <u> </u> を行う。</p> <p>(2) 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届出があった<u>死</u>体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 市は、警察、病院、消防等関係機関と緊密な連絡をとり、検視遺体数及び検視（死体調査）を経ないで医師が死亡確認した災害に原因した遺体数を確認して、災害による死者数を把握する。また、死体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス等の確保の支援に努める。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 遺体の処置・収容を実施した場合は、「様式編 様式6-8 死体処理台帳」により記録（報告）する。</u></p> <p><u>(5) 遺体安置に必要な棺、ドライアイス等は、市内関係業者等とあらかじめ連携を図り、協議の上、必要に応じ調達する。</u></p> <p><u>(6) 身元不明者については、人相、特徴、身長、体重、着衣及び発見場所等の記録をするとともに、遺留品を保管する。</u></p> <p><u>(7) 行方不明者の捜索、遺体の引渡し、処理等は次のとおりとする。</u></p> <p>(図略)</p> <p>6 遺体の火葬・埋葬</p> <p>(1) 市が行う火葬・埋葬は、概ね次の場合に実施する。</p> <p><u>ア 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬および応急的な埋葬を行う。</u></p> <p><u>イ 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも火葬・埋葬を行うことが困難であると認められるとき。</u></p> <p><u>ウ 火葬場又墓地が地震により被害を受け、個人の力では火葬・埋葬を行うことが困難であ</u></p>	<p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 遺体等の捜索・収容・埋火葬の実施</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 遺体の検視（死体見分）、収容及び処理</p> <p>(1) 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため遺体の処理ができない場合に警察等の検視（死体調査）、医師による死亡確認を経た上で、洗浄、<u>縫合</u>、消毒などの処置、遺体の一時保存 <u>・検索</u> を行う。</p> <p>(2) 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届出があった<u>遺</u>体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。</p> <p><u>(3) 市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）及び検索場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、市町村は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。</u></p> <p><u>(4) 市は、警察、病院、消防等関係機関と緊密な連絡をとり、<u> </u> 検視（死体調査）又は検索を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。</u></p> <p><u>(5) 市は、県が宮城県葬祭業協同組合及び宮城県 JA 葬祭事業運営協議会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」により、遺体の保管について必要な棺やドライアイス、遺体収容袋等を県に要請し確保するほか、市内関係業者等と連携を図り、協議の上、必要に応じ調達する。</u></p> <p><u>(6) 遺体の処置・収容を実施した場合は、「様式編 様式6-8 死体処理台帳」により記録（報告）する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(7) 身元不明者については、人相、特徴、身長、体重、着衣及び発見場所等の記録をするとともに、遺留品を保管する。</u></p> <p><u>(8) 行方不明者の捜索、遺体の引渡し、処理等は次のとおりとする。</u></p> <p>(図略)</p> <p>6 遺体の火葬・埋葬</p> <p>(1) 市が行う火葬・埋葬は、概ね次の場合に実施する。</p> <p><u> </u>市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬および応急的な埋葬を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考												
<p>応-149</p>	<p>第22節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第1 目的 大規模な地震災害時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。</p> <p>第2から第4まで (略)</p> <p>第5 し尿の処理</p> <p>1 対策実施上の基本指針 (略)</p> <table border="1" data-bbox="281 674 1371 898"> <tr> <td>(1) 及び (2)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 仮設トイレ設置にあたっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子供が安全に行ける場所への設置に配慮する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 及び (5)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(1) 及び (2)	(略)	(3) 仮設トイレ設置にあたっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子供が安全に行ける場所への設置に配慮する。		(4) 及び (5)	(略)	<p>第22節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第1 目的 大規模な地震災害時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。</p> <p>第2から第4まで (略)</p> <p>第5 し尿の処理</p> <p>1 対策実施上の基本指針 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1442 674 2531 898"> <tr> <td>(1) 及び (2)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 仮設トイレ設置にあたっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子供が安全に行ける場所への設置に配慮する。 また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 及び (5)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(1) 及び (2)	(略)	(3) 仮設トイレ設置にあたっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子供が安全に行ける場所への設置に配慮する。 また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。		(4) 及び (5)	(略)	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合記述の適正化</p>
(1) 及び (2)	(略)														
(3) 仮設トイレ設置にあたっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子供が安全に行ける場所への設置に配慮する。															
(4) 及び (5)	(略)														
(1) 及び (2)	(略)														
(3) 仮設トイレ設置にあたっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子供が安全に行ける場所への設置に配慮する。 また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。															
(4) 及び (5)	(略)														
<p>応-156</p>	<p>第23節 教育活動</p> <p>第1 目的 市及び教育委員会並びに私立幼稚園設置者は、大規模な地震災害により教育施設が被災し、又は児童・生徒、幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒、幼児の教育対策等必要な措置を講じる。</p>	<p>第23節 教育活動</p> <p>第1 目的 市及び教育委員会並びに私立学校等設置者は、大規模な地震災害により教育施設が被災し、又は児童・生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。</p>	<p>記述の適正化</p>												
	<p>第2 応急教育実施の基本方針</p> <p>1 対策実施上の基本 大規模な地震が発生した場合における「応急教育」対策については、次のとおり実施する。</p> <table border="1" data-bbox="281 1339 1371 1459"> <tr> <td>(1) 市及び教育委員会は、応急教育対策実施計画に基づき実施する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 市及び教育委員会は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関及び教職員団体の協力により実施する。</td> </tr> </table> <p>2 対策実施上の時期区分 対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、教育委員会及び県・PTAその他協力団体等と協議して決めるが、概ね次の3つの時期区分に基づき段階的に行う。</p> <table border="1" data-bbox="261 1591 1391 1953"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間の目安</th> <th>措置の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生直後の緊急措置</td> <td>災害発生後7日目まで</td> <td>(1) 避難所開設及び被災者の応急的受入れ措置に関する協力 (2) 園内・校内被災箇所・危険箇所の点検・調査及び当面必要な安全措置の実施(立入り禁止措置等) (3) 所属教職員の安否確認及び動員の指示 (4) 「安否不明の教職員」リストの作成 (5) 「幼児・児童・生徒」の安否確認・所在の把握</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 市及び教育委員会は、応急教育対策実施計画に基づき実施する。	(2) 市及び教育委員会は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関及び教職員団体の協力により実施する。	区分	期間の目安	措置の目安	災害発生直後の緊急措置	災害発生後7日目まで	(1) 避難所開設及び被災者の応急的受入れ措置に関する協力 (2) 園内・校内被災箇所・危険箇所の点検・調査及び当面必要な安全措置の実施(立入り禁止措置等) (3) 所属教職員の安否確認及び動員の指示 (4) 「安否不明の教職員」リストの作成 (5) 「幼児・児童・生徒」の安否確認・所在の把握	<p>第2 避難措置</p> <p>学校等の校長等は、地震災害が発生した場合又は市長等が避難の指示等を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>1 在園時の措置</p> <p>(1) 地震発生直後の対応 地震発生後、児童生徒等を速やかに安全な一時避難場所に誘導するとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。</p> <p>(2) 安全の確認 災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。</p> <p>(3) 校内外活動時の対応 遠足等校内外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当職員が適切な指示及び誘導を行う。</p> <p>2 登下校時及び休日等の状況把握 登下校園時及び夜間・休日等に地震が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等</p>					
(1) 市及び教育委員会は、応急教育対策実施計画に基づき実施する。															
(2) 市及び教育委員会は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関及び教職員団体の協力により実施する。															
区分	期間の目安	措置の目安													
災害発生直後の緊急措置	災害発生後7日目まで	(1) 避難所開設及び被災者の応急的受入れ措置に関する協力 (2) 園内・校内被災箇所・危険箇所の点検・調査及び当面必要な安全措置の実施(立入り禁止措置等) (3) 所属教職員の安否確認及び動員の指示 (4) 「安否不明の教職員」リストの作成 (5) 「幼児・児童・生徒」の安否確認・所在の把握													

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）		修正後	備考	
			<p>(6) 「安否不明の幼児・児童・生徒」リストの作成 (7) 「疎開幼児・児童・生徒」リストの作成 (8) 第一期応急教育対策計画の検討及び準備</p>	<p><u>の安否確認及び状況把握に努める。</u> 3 保護者への引渡し (1) 校園内の児童生徒等への対応</p>	
	<p>第一期応急教育対策の実施（避難所開設後期）</p>	<p>災害発生後 8日目以降 14日目まで</p>	<p>(1) 第一期応急教育対策の実施 ※ 避難所及び校区内「幼児・児童・生徒」の「こころのケア対策」を兼ねて行う (2) 「安否不明の幼児・児童・生徒・教職員」に関する再調査 (3) 「疎開幼児・児童・生徒」リストの作成 (4) 被災園舎・校舎の補修及び学習可能教室の確保 (5) 第二期応急教育対策計画の検討及び実施体制の確立 ※ 教材類・要員等の確保 (6) 第一期応急教育に関する広報活動及び相談業務</p>	<p>(1) 校園内の児童生徒等への対応 <u>警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。</u> (2) 帰宅路の安全確認 <u>被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合にのみ、引渡し等の措置を行う。</u> (3) 保護者と連絡がつかない場合の対応 <u>保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校園内に保護する。</u></p>	
	<p>第二期応急教育対策の実施（避難所閉鎖以降、仮設住宅設置期間中）</p>	<p>災害発生後 15日目以降</p>	<p>(1) 第二期応急教育対策の実施 ※ 「幼児・児童・生徒」の「こころのケア対策」、平常時教育体制への移行を中心として行う (2) 「疎開幼児・児童・生徒」のアフターケア ※ 幼稚園・学校再開の連絡、その他必要な措置 (3) 被災園舎・校舎の建て替え及び仮設園舎・校舎建設計画の策定若しくは耐震補強計画の検討及び実施 (4) 第二期応急教育に関する広報活動及び相談業務</p>		
	<p>なお、私立幼稚園においても以下の対策を実施する。 (1) 私立幼稚園の園長は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し、県総務部私学文書課に報告する。 (2) 私立幼稚園の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に報告する。</p>				
	<p>3 災害時「応急教育」対策実施体制 (1) 災害時「応急教育」対策 <u>教育部長は、関係各部長、県、PTA その他協力団体等、市民及び教育委員会と連携・協力し、災害時における「教育」対策を統一的かつ適切に行う。</u> (2) 役割分担 <u>災害時「教育」対策会議を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は、概ね次のとおりとする。</u> ア 市・関係機関・協力団体の役割</p>				
	<p>名称</p>	<p>役割のあらまし</p>			
	<p>市及び教育委員会</p>	<p>① 「応急教育」実施のための市内幼稚園・学校間応援要員の確保及び</p>			

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考				
	<p>応急教育対策実施計画の作成</p> <p>② 被災園舎・校舎の安全点検・危険度判定調査の実施</p> <p>③ 調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施</p> <p>④ 代替園舎・校舎の確保、仮設園舎・校舎の建設その他応急教育実施のために必要な施設の提供</p> <p>⑤ 教科書その他学用品の調達及び被災児童・生徒への配布</p> <p>⑥ 市の所掌する学校納付金の減免等の措置</p> <p>⑦ その他応急教育実施のために必要な措置</p> <p>⑧ 応急教育に関する広報活動及び相談業務</p> <p>⑨ その他市民との対応</p>						
	<p>県</p> <p>① 「応急教育」実施のための他市町間応援要員、学用品類の確保及び応急教育対策実施計画の作成に関する支援</p> <p>② 災害救助法適用による県立学校の授業料の減免</p> <p>③ その他「応急教育」実施のために必要な支援</p> <p>④ 「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援</p> <p>⑤ その他市が行う災害時「応急教育」対策への協力</p>						
	<p>国</p> <p>① 「応急教育」実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援</p> <p>② その他「応急教育」実施のために必要な支援</p> <p>③ 「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援</p> <p>④ その他市が行う災害時「応急教育」対策への協力</p>						
	<p>PTA、学校医、その他学校関係団体等</p> <p>① 「幼児・児童・生徒」の安否確認及び安全確保に関する協力</p> <p>② 避難所における「応急教育」実施への協力</p> <p>③ 避難所・校区における「幼児・児童・生徒」の健康維持、「こころのケア」対策に関する協力</p> <p>④ 登下校の安全確保のために必要な協力</p> <p>⑤ 市が行う「幼児・児童・生徒」向け相談業務に関する協力</p> <p>⑥ その他市・県が行う災害時「応急教育」対策への協力</p>						
	<p>イ 幼稚園・学校の役割</p> <table border="1" data-bbox="270 1480 1383 1923"> <thead> <tr> <th data-bbox="270 1480 557 1520">名称</th> <th data-bbox="557 1480 1383 1520">役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="270 1520 557 1923">教職員</td> <td data-bbox="557 1520 1383 1923"> <p>① 「幼児・児童・生徒」の安否確認及び安全確保</p> <p>② 発災直後の幼児・児童・生徒、職員及び幼稚園・学校施設被災状況に関する被害状況の報告</p> <p>③ 初期における避難所運営に関する協力</p> <p>④ 避難所及び校区における「幼児・児童・生徒」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策</p> <p>⑤ 疎開先の「幼児・児童・生徒」への教育的ケア</p> <p>⑥ 登下校路の危険箇所把握及び必要な措置</p> <p>⑦ 応急教育対策計画案の検討及び実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	役割のあらまし	教職員	<p>① 「幼児・児童・生徒」の安否確認及び安全確保</p> <p>② 発災直後の幼児・児童・生徒、職員及び幼稚園・学校施設被災状況に関する被害状況の報告</p> <p>③ 初期における避難所運営に関する協力</p> <p>④ 避難所及び校区における「幼児・児童・生徒」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策</p> <p>⑤ 疎開先の「幼児・児童・生徒」への教育的ケア</p> <p>⑥ 登下校路の危険箇所把握及び必要な措置</p> <p>⑦ 応急教育対策計画案の検討及び実施</p>		
名称	役割のあらまし						
教職員	<p>① 「幼児・児童・生徒」の安否確認及び安全確保</p> <p>② 発災直後の幼児・児童・生徒、職員及び幼稚園・学校施設被災状況に関する被害状況の報告</p> <p>③ 初期における避難所運営に関する協力</p> <p>④ 避難所及び校区における「幼児・児童・生徒」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策</p> <p>⑤ 疎開先の「幼児・児童・生徒」への教育的ケア</p> <p>⑥ 登下校路の危険箇所把握及び必要な措置</p> <p>⑦ 応急教育対策計画案の検討及び実施</p>						

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考				
	<p align="center">⑧ <u>その他災害時「応急教育」対策に必要な措置</u></p> <p align="center">ウ 市民の役割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会・自主防災組織等</td> <td> ① 地域における「<u>幼児・児童・生徒</u>」の安否確認及び避難所の運営に関する協力 ② 避難所における「<u>応急教育</u>」対策実施への協力 ③ <u>その他災害時「応急教育」対策に必要な措置への協力</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3) 私立幼稚園の応急教育</u> 私立幼稚園においても、教育の応急的な実施に努めるものとし、その実施にあたり、県は必要に応じ指導助言する。</p>	名 称	役割のあらまし	自治会・自主防災組織等	① 地域における「 <u>幼児・児童・生徒</u> 」の安否確認及び避難所の運営に関する協力 ② 避難所における「 <u>応急教育</u> 」対策実施への協力 ③ <u>その他災害時「応急教育」対策に必要な措置への協力</u>		
名 称	役割のあらまし						
自治会・自主防災組織等	① 地域における「 <u>幼児・児童・生徒</u> 」の安否確認及び避難所の運営に関する協力 ② 避難所における「 <u>応急教育</u> 」対策実施への協力 ③ <u>その他災害時「応急教育」対策に必要な措置への協力</u>						
	<p>第3 災害発生初期の緊急措置</p> <p><u>1 避難所設置に伴う学校としての協力</u></p> <p><u>(1) 避難所スペースの確保</u> 学校施設を避難所に利用する場合は、原則的に体育館等を利用するが、要配慮者のため、状況に応じて一部体育館以外の施設を利用する。</p> <p><u>(2) 避難所開設に関する協力</u> 校長若しくは、当日居合わせた教職員、その他の学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。 なお、その後直ちに市民生活部長にその旨連絡し、避難所運営担当職員の派遣を求める。</p> <p><u>(3) 避難所運営に関する協力</u> 校長若しくは、当日居合わせた教職員、その他の学校教職員は、市の避難所運営担当職員若しくは、その他の市職員が到着するまでの間、被災者に対し、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い必要な措置を行う。また、校長は、学校教職員を避難所運営等に従事、協力させる。この場合の従事協力期間は災害発生後1週間を目安とする。</p>	<p>第3 学校等施設等の応急措置</p> <p><u>市及び教育委員会並びに私立学校等設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。</u></p> <p><u>1 小中学校等</u></p> <p><u>(1) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のため応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。</u></p> <p><u>(2) 市及び教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、応急復旧を行う。</u></p> <p><u>2 社会教育施設、社会体育施設</u></p> <p><u>(1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。</u></p> <p><u>(2) 市及び教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、応急復旧を行う。</u></p>					

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>(4) その他留意すべき事項</u></p> <p><u>ア 校長若しくは当日居合わせた教職員は、被災者に対する応対に際しては、被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭におき接するよう努める。</u></p> <p><u>(事例)</u></p> <p><u>① 施設してある施設について、被災者がガラスを破る等により開場し、既に体育館等に入った場合には、勝手に侵入したことをとがめるのではなく、柔軟に対応する。</u></p> <p><u>② 避難所開設直後については、校内放送の使用を一時控える。少し精神的に落ち着いた状態になってからにするよう配慮する。</u></p> <p><u>イ 高齢者、障害者、病弱者、乳幼児その他不自由な避難所生活に適応困難な市民の所在を最優先で把握し、速やかに「スペース」の確保、専用避難所への移送、その他必要な措置を講ずることができるよう努める。</u></p> <p><u>ウ 避難所運営は原則的に市職員が行い、市職員だけでは困難であると判断されたときは、自主防災組織、PTA 其他被災した市民の協力を引き出すようにし、「被災者はお世話されるだけの人」、「市職員、及びボランティアはお世話する人」といった関係を作らないよう努める。</u></p> <p><u>エ 市は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所有する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。</u></p> <p><u>2 幼稚園・学校施設の被災状況の把握等</u></p> <p><u>(1) 幼稚園・学校教職員による園内・校内被災箇所・危険箇所の点検等</u></p> <p><u>園長・校長若しくは、当日居合わせた当直教職員、その他の幼稚園・学校教職員は、地震によりその必要があると認めた場合は、直ちに幼稚園・学校施設の被災状況を調査し、園内・校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入り禁止措置、その他必要な措置を講じる。園長・校長は、設備の被害状況と併せて、教育部長に報告し、修理・代替設備の供給その他必要な措置を講じるよう要請する。</u></p> <p><u>(2) 教育委員会による安全点検の実施</u></p> <p><u>教育部長は、地震発生時によりその必要があると認めた場合は、関係各部、県・国等関係機関、その他協力団体等と連携・協力して、市内幼稚園・学校施設の安全点検を実施する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>※ 教育施設等の現況（資料編 資料36）</u></p> <p><u>3 幼児・児童・生徒・教職員の安全確保若しくは安否の確認等</u></p> <p><u>(1) 在園・在校時の措置</u></p> <p><u>園長・校長は、幼児・児童・生徒・教職員の在校時間中に地震が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の幼児・児童・生徒・教職員の安否を確認、把握する。また、状況によりあらかじめ定める避難防災計画に従いその安全確保に努めるとともに、教育部長に対しその旨を連絡する。</u></p> <p><u>登下校時の安全が確認された場合は、教育部長と連絡の上、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。また災害の状況により、幼児・児童・生徒を下校させることが危険であると認めた場合は、園内・校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、教育部長にあらためて、その旨報告する。</u></p>		

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>(2) 登下校時及び夜間・休日等の状況把握</u></p> <p><u>夜間・休日等に地震が発生した場合については、各幼稚園・学校の定めている連絡網により行うが、教職員は、大規模な地震が発生したことを知った場合には、園長・校長からの指示・連絡を待ち、その後所属の幼稚園・学校に参集し、避難所の初期における運営協力、及び幼児・児童・生徒の「教育的ケア」、<u>「応急教育対策」の実施に従事する。</u></u></p> <p><u>(3) 安否及び所在地の確認</u></p> <p><u>教育部長は、幼児・児童・生徒・教職員の安否の確認について、各園長、校長、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、概ね次のとおり行う。</u></p> <p><u>ア 主な確認ルート</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>① 幼稚園・学校（教職員）の調査に基づく報告</u></p> <p><u>② PTA・自主防災組織その他による調査に基づく報告</u></p> <p><u>③ その他防災関係機関による調査に基づく報告</u></p> </div> <p><u>イ 「安否不明リスト」作成上の留意点</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>① 幼稚園・学校単位</u></p> <p><u>② 必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別</u></p> <p><u>※ 保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害の有無等</u></p> </div> <p><u>(4) 「疎開幼児・児童・生徒」リストの作成</u></p> <p><u>園長・校長は、保護者からの届出、幼稚園・学校教職員による「地域訪問」等により把握した限りにおける「疎開幼児・児童・生徒」リストを作成する。これにより「疎開先」に対する照会や幼児・児童・生徒への連絡を行う。なお、教育部長は、必要に応じて園長・校長に対し「疎開幼児・児童・生徒」リストの作成及び提出を求める。</u></p> <p><u>4 第一期応急教育対策計画の検討及び準備</u></p> <p><u>各園長・校長は、教育部長と協議の上、災害発生後8日目開始を目安として、避難所開設期間中の「幼児・児童・生徒のこころのケア」と「教育的ケア」対策としての「第一期応急教育」を概ね次のとおり行うよう検討し準備する。</u></p> <p><u>(1) 措置のあらまし</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>ア 園庭・校庭若しくはその他避難所内の適当なスペースを確保し行う。</u></p> <p><u>イ 教材の有無にこだわることなく、また、屋内外にこだわることなく行う。</u></p> <p><u>ウ 時間枠は、午前中若しくは午後の数時間とし、生活の規律を回復する環境形成にポイントをおく。</u></p> </div> <p><u>(2) その他留意事項</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>ア 被災者に対する事前、事後のパブリック・リレーション（※参照）を十分行う。</u></p> <p><u>イ 「こころのケア」対策に関する、専門家のアドバイスを得ながら、行動するよう努める。</u></p> </div> <p><u>※ パブリック・リレーションとは、PR（広報）活動に加え「よい相互関係を保つための活動」全般を総称する。</u></p>		

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考								
	<p>第4 避難所開設期間中に必要な措置</p> <p><u>1 第一期応急教育対策の実施</u> 災害発生後8日目開始を目安として、避難所内若しくは園長・校長が適当と認める場所において、第一期応急教育対策を実施する。対象は、避難所及び校区内の「幼児・児童・生徒」とする。</p> <p><u>2 第二期応急教育対策計画の検討及び準備</u> 避難所が閉鎖される15日目開始を目安として、教育部長は、避難所開設期間中に必要な措置として、関係各部、関係機関・団体等及び各園長・校長の協力を得て、第二期応急教育対策計画の検討及び準備を概ね次のとおり行う。なお、「幼児・児童・生徒のこころのケア対策」を適切に行えるよう、登米市医師会、その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。</p> <p><u>(1) 施設の確保</u></p> <p><u>ア 基本方針</u> 幼稚園・学校施設の被害状況及び避難所の現状等に関する調査を踏まえ、園長・校長と連絡の上、概ね次のとおり応急教育実施のための場所を確保する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">災害の程度</th> <th style="width: 50%;">応急教育実施のための場所（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園・学校の園舎・校舎の一部が被害を受けた場合</td> <td> <u>ア 教室</u> <u>イ 屋内体育館</u> <u>ウ 二部授業を実施する</u> </td> </tr> <tr> <td>幼稚園・学校の園舎・校舎の全部が被害を受けた場合</td> <td> <u>ア 公民館等による公共施設</u> <u>イ 近隣学校の校舎</u> </td> </tr> <tr> <td>特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合</td> <td> <u>ア 市民の避難先の最寄りの学校、公民館等</u> <u>その他公共施設</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 各幼稚園・学校の代替予定施設は、公民館等公共施設とする。</u></p> <p><u>(2) 応急教育対策実施要員の確保</u> 園長・校長は、出勤可能な職員の人数、組織に基づき、被災した教職員の補充若しくは交代要員の科目別必要数を算定し、教育部長に必要な措置を講じるよう要請する。教育部長は、災害状況に対応して幼稚園・学校間における教職員の応援、県（教育委員会）への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援等を行うなど速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努める。</p> <p><u>(3) 教科書・学用品の支給</u> 第二期応急教育対策実施のために必要と認めた場合は、教科書・学用品を調達し、必要な幼児・児童・生徒に支給する。なお、次には災害救助法が適用された場合の取扱いについて示す。</p>	災害の程度	応急教育実施のための場所（予定）	幼稚園・学校の園舎・校舎の一部が被害を受けた場合	<u>ア 教室</u> <u>イ 屋内体育館</u> <u>ウ 二部授業を実施する</u>	幼稚園・学校の園舎・校舎の全部が被害を受けた場合	<u>ア 公民館等による公共施設</u> <u>イ 近隣学校の校舎</u>	特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	<u>ア 市民の避難先の最寄りの学校、公民館等</u> <u>その他公共施設</u>	<p>第4 教育の実施</p> <p><u>1 小中学校等</u> 校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに臨時休業の措置をとる。 また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。</p> <p><u>(1) 教育の実施場所の確保</u></p> <p><u>ア 市及び教育委員会は、校園内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。</u></p> <p><u>イ 市及び教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。</u></p> <p><u>(2) 教職員の確保</u> 市及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。</p> <p><u>(3) 教育の方法</u> 災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。</p>	
災害の程度	応急教育実施のための場所（予定）										
幼稚園・学校の園舎・校舎の一部が被害を受けた場合	<u>ア 教室</u> <u>イ 屋内体育館</u> <u>ウ 二部授業を実施する</u>										
幼稚園・学校の園舎・校舎の全部が被害を受けた場合	<u>ア 公民館等による公共施設</u> <u>イ 近隣学校の校舎</u>										
特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	<u>ア 市民の避難先の最寄りの学校、公民館等</u> <u>その他公共施設</u>										

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>ア 給与の対象</u> <u>震災により住家に被害を受け、学用品を喪失又は棄損し、就学上支障ある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校生徒に対し、被害の実情に応じて（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。</u></p> <p><u>イ 給与の期間</u> <u>災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生日から教科書は1ヵ月以内その他については15日以内と定められている。</u></p> <p><u>ウ 給与の方法</u> <u>学用品は、教育部長が教育委員会及び給与の実施が困難な場合には、県（教育委員会）へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。</u></p> <p><u>エ 費用の限度</u> <u>被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。</u> <u>また、学年毎に最低限必要な学用品のリスト（品目量）をその都度作成する。</u></p> <p><u>(4) 教科書、学用品の調達</u></p> <p><u>ア 教科書の調達</u> <u>① 教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。</u></p> <p><u>イ 教科書以外の教材、文房具及び学用品の調達</u> <u>① 教科書以外の教材、文房具及び学用品は、災害時における応急生活物資の供給協力店（事業所）にあっせんを依頼するが、それが不可能な場合は、県教育委員会にあっせんを依頼し、確保する。</u></p> <p><u>(5) その他の留意事項</u></p> <p><u>ア 登下校路の安全確保</u> <u>幼児・児童・生徒の安全な登下校を確保するため、必要に応じて、臨時通学路の指定、PTA等の協力による通学安全指導要員の配慮を行う。</u></p> <p><u>イ 保護者等への連絡</u> <u>第二期応急教育対策実施計画が確定した場合は、速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に連絡する。併せて第二期応急教育対策が適切に行われるよう必要な協力を要請する。</u></p> <p><u>ウ 疎開幼児・児童・生徒への連絡</u> <u>疎開幼児・児童・生徒及び保護者への連絡については、園長・校長が行う。</u></p>		

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考										
	<p><u>(6) 給食</u></p> <p><u>ア 園長・校長及び市教育委員会は、応急給食を必要とする場合、一般炊出し等で対処する。</u></p> <p><u>イ 園長・校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧に要する施設、設備等について市長と協議し、迅速かつ適切に復旧措置を講ずる。</u></p> <p><u>ウ 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対し、あっせんを要請するとともに、その他必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>エ 伝染病等の発生予防など、衛生管理を徹底する。</u></p> <p><u>3 避難所運営に関する協力</u></p> <p><u>校長は避難所開設期間中において、学校経営に支障のない限りにおいて、避難所の運営に協力するとともに、教育活動の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について市教育委員会等との間で適宜必要な協議を行う。</u></p> <p><u>4 災害応急対策への生徒の協力</u></p> <p><u>校長及び教育委員会は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動、応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるようにする。</u></p>												
	<p>第5 第二期応急教育対策計画の実施</p> <p><u>1 第二期応急教育の内容</u></p> <p><u>応急教育における指導内容、教育内容については、「応急教育計画」を基に、その都度状況に応じて、園長・校長が教育部長と協議し決定するが、概ね次のとおり行う。</u></p> <p><u>(1) 生活に関する指導内容</u></p> <table border="1" data-bbox="273 1268 1391 1541"> <thead> <tr> <th data-bbox="273 1268 733 1318"><u>健康・衛生に関する指導</u></th> <th data-bbox="733 1268 1391 1318"><u>その他の生活指導等</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="273 1318 733 1409"><u>ア 飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の衛生指導</u></td> <td data-bbox="733 1318 1391 1409"><u>ア 幼児・児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1409 733 1455"><u>イ 衣類、寝具の衛生指導</u></td> <td data-bbox="733 1409 1391 1455"><u>イ 幼児・児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1455 733 1501"><u>ウ 住居、便所等の衛生指導</u></td> <td data-bbox="733 1455 1391 1501"><u>育て、集団生活の積極的な指導の場とする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1501 733 1541"><u>エ 入浴その他身体の衛生指導</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 学習に関する教育内容</u></p> <p><u>ア 教材、資料を必要とするものはなるべく避ける。</u></p> <p><u>イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育、理科の衛生等を主として指導する。</u></p> <p><u>ウ 教科書の給付が可能になった時点で、平常時教育計画へ移行する。</u></p> <p><u>2 幼児・児童・生徒の「こころのケア」対策</u></p> <p><u>幼児・児童・生徒の「心」にも傷が残る。教育部長は、関係各部長その他関係機関、医師会等の協力団体、その他専門家及び各園長・校長と連携・協力して、幼稚園・学校における幼児・児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。</u></p>	<u>健康・衛生に関する指導</u>	<u>その他の生活指導等</u>	<u>ア 飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の衛生指導</u>	<u>ア 幼児・児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。</u>	<u>イ 衣類、寝具の衛生指導</u>	<u>イ 幼児・児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を</u>	<u>ウ 住居、便所等の衛生指導</u>	<u>育て、集団生活の積極的な指導の場とする。</u>	<u>エ 入浴その他身体の衛生指導</u>		<p>第5 心身の健康管理</p> <p><u>市及び教育委員会は、必要に応じて県教育委員会に対して、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などを依頼し、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。</u></p>	
<u>健康・衛生に関する指導</u>	<u>その他の生活指導等</u>												
<u>ア 飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の衛生指導</u>	<u>ア 幼児・児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。</u>												
<u>イ 衣類、寝具の衛生指導</u>	<u>イ 幼児・児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を</u>												
<u>ウ 住居、便所等の衛生指導</u>	<u>育て、集団生活の積極的な指導の場とする。</u>												
<u>エ 入浴その他身体の衛生指導</u>													

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6 文化財の応急措置</p> <p>1 <u>文化財に災害が発生した場合、その所有者・管理者は、直ちに教育委員会又は消防署へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>文化財に被害が生じた場合は、その所有者・管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財にあっては市教育委員会へ、国及び県指定の文化財にあっては、市教育委員会を経由して、県教育委員会へ報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。</u></p> <p align="right">※ <u>市文化財一覧（資料編 資料38）</u></p>	<p>第6 学用品等の調達</p> <p><u>市は、災害により学用品等をそう失又はき損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品等の供与に努める。</u></p> <p>第7 給食</p> <p>1 <u>市及び教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。</u></p> <p>2 <u>市及び教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。</u></p> <p>第8 修学支援</p> <p><u>県教育委員会は、災害により被災し経済的に修学が困難な児童生徒等に対し、奨学金の貸付などにより修学支援に努める。市は必要に応じて児童生徒等に情報を提供する。</u></p> <p>第9 通学手段の確保</p> <p><u>教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。</u></p> <p>第10 学校等教育施設が避難所になった場合の措置</p> <p><u>避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。</u></p> <p>1 <u>当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、市、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。</u></p> <p>2 <u>市は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した学校法人等とも同様の対応を講じる。</u></p> <p>第11 災害応急対策への生徒の協力</p> <p><u>校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救援活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。</u></p> <p>第12 文化財の応急措置</p> <p>1 <u>被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を市教育委員会に連絡する。市教育委員会は、国及び県指定の文化財については、県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。</u></p> <p>2 <u>県教育委員会は、県指定の文化財について、市教育委員会と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、市指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。</u></p>	
	第24節 防災資機材及び労働力の確保	第24節 防災資機材及び労働力の確保	
応-164	<p>第1 目的</p> <p>(略)</p> <p>このため市及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。</p> <p>第2 (略)</p>	<p>第1 目的</p> <p>(略)</p> <p>このため市及び防災関係機関は、災害時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。</p> <p>第2 (略)</p>	記述の適正化

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>第3 応援要請による技術者等の動員 市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、<u> </u>他機関等に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。 1 及び2 (略)</p> <p>第4 従事命令による応急措置の業務 (略) 1 知事の従事命令等 (1) から (3) まで (略) (4) 保管命令対象者 病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を<u>利用</u>し、<u>生物</u>生産、<u>集約</u>、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。</p>	<p>第3 応援要請による技術者等の動員 市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、<u>次により</u>他機関<u> </u>に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。 1 及び2 (略)</p> <p>第4 従事命令による応急措置の業務 (略) 1 知事の従事命令等 (1) から (3) まで (略) (4) 保管命令対象者 病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を<u>使用</u>し、<u>物資</u>の生産、<u> </u>集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。</p>	
	<p>第25節 公共<u> </u>施設等の応急復旧</p>	<p>第25節 公共<u>土木</u>施設等の応急対策</p>	
<p>応-157</p> <p>1</p>	<p>第1 目的 市の施設、道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共<u> </u>施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設<u> </u>については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。</p> <p>第2 市の施設及びその他公共公益施設</p> <p>1 施設利用者・入所者の安全確保 <u>(1) 避難対策については、あらかじめ勤務時間内・外の計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置について、所管部又は消防署、若しくは警察署・駐在所等を通じて本部長へ速やかに報告する。</u> <u>(2) 勤務時間内においては、館内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講じる。特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により施設利用者の不安の解消に努める。</u> <u>勤務時間外においては、施設管理者又は所管部の職員が所管部長に連絡の上、当該施設に直行し、施設利用者の安全を確保する。また、所管部長に報告するとともに、勤務時間内と同様に施設利用者に情報を提供し不安の解消に努める。</u> <u>(3) けが人等の発生時には、最優先に応急措置をとるとともに、所管部又は消防署若しくは警察署・駐在所等の関係機関に通報し、臨機の措置を講じる。</u> <u>(4) 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。</u> <u>(5) 社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業の継続若しくは中止の決定については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一に行う。</u></p> <p>2 施設建物の保全 (1) 応急措置 <u>施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査の上、次の措置をとる。</u></p>	<p>第1 目的 市の施設、道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共<u>土木</u>施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設<u>の管理者</u>については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。</p> <p>第2 交通対策</p> <p>1 道路 <u>道路管理者は、情報板などにより、地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、緊急輸送道路や避難時へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。</u></p> <p>2 乗客等の避難誘導 <u>道路管理者のほか、鉄道施設の管理者は、列車等の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画等を定める。</u> <u>なお、避難誘導方法については、冬季は経路上の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p style="text-align: center;"><u>[応急措置が可能な程度の被害の場合]</u></p> <p><u>ア 危険箇所があれば、緊急保安措置を実施する。</u></p> <p><u>イ 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。</u></p> <p><u>ウ 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、所管部又は消防署、警察署等を通じて関係機関と連絡をとり、応援を得て実施する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>[応急措置が不可能な被害の場合]</u></p> <p><u>ア 危険防止のための必要な保全措置を講じる。</u></p> <p><u>イ 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、所管部又は消防署、警察署等を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。</u></p> <p><u>(2) その他の留意事項</u></p> <p><u>ア 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査</u> <u>特に避難所となった施設は、火災予防について、十分な措置をとる。</u></p> <p><u>イ ガラス類等の危険物の処理</u></p> <p><u>ウ 危険箇所への立ち入り禁止の表示</u></p> <p><u>3 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施</u></p> <p><u>(1) 被災建築物に関する危険度判定の実施について、市は被災地危険度判定制度により被災した建築物の危険度の判定を実施する。市は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、県、関係団体等との連絡体制を整備する。</u></p> <p><u>(2) 被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に市が実施し、必要に応じて県に各種の支援を要請する。</u></p> <p><u>(3) 市は、危険度判定実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を策定する。</u> <u>なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで一般住宅等の建築物について判定を行い、危険性が高い建築物については避難を促し、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。</u></p> <p><u>(4) 被災宅地の危険度判定業務は、市災害対策本部が実施し、必要に応じて県の支援を要請する。</u></p> <p><u>(5) 県は市町村の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。</u></p>		

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考								
	<p>第3 道路・橋梁施設</p> <p>1 災害時の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="302 306 1347 987"> <thead> <tr> <th data-bbox="302 306 448 352">機関名</th> <th data-bbox="448 306 1347 352">応急措置のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 352 448 806">市</td> <td data-bbox="448 352 1347 806"> <p><u>(1) 市内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、総務部による調査活動、建設部による道路パトロール、東部土木事務所登米地域事務所及び佐沼警察署・登米警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。</u></p> <p><u>この場合、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。</u></p> <p><u>(2) 上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。緊急のためその時間がない場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 806 448 894">県</td> <td data-bbox="448 806 1347 894"> <p><u>地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 894 448 987">東北地方整備局</td> <td data-bbox="448 894 1347 987"> <p><u>災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	応急措置のあらまし	市	<p><u>(1) 市内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、総務部による調査活動、建設部による道路パトロール、東部土木事務所登米地域事務所及び佐沼警察署・登米警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。</u></p> <p><u>この場合、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。</u></p> <p><u>(2) 上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。緊急のためその時間がない場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡する。</u></p>	県	<p><u>地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。</u></p>	東北地方整備局	<p><u>災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。</u></p>	<p>第3 道路 施設</p> <p>1 一般道路</p> <p><u>(1) 一般道路における対応</u></p> <p><u>ア 緊急点検</u> 道路管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。 <u>避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>イ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保</u> 道路管理者は、道路が被害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。 また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。</p> <p><u>ウ 二次災害の防止対策</u> 道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。</p> <p><u>エ 対策情報の共有化</u> 通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び県との情報の共有化に努める。</p> <p><u>(2) 農道及び林道における対応</u></p> <p><u>ア 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。</u></p> <p><u>イ 幹線農道は避難路・延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。</u></p> <p><u>ウ 道路管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。</u></p>	
機関名	応急措置のあらまし										
市	<p><u>(1) 市内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、総務部による調査活動、建設部による道路パトロール、東部土木事務所登米地域事務所及び佐沼警察署・登米警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。</u></p> <p><u>この場合、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。</u></p> <p><u>(2) 上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。緊急のためその時間がない場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡する。</u></p>										
県	<p><u>地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。</u></p>										
東北地方整備局	<p><u>災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。</u></p>										

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考						
	<p><u>2 応急復旧対策</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 262 439 302">機関名</th> <th data-bbox="439 262 1353 302">応急復旧対策のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 302 439 1749">市</td> <td data-bbox="439 302 1353 1749"> <p><u>地震により被害を受けた道路については、原則として、緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。</u></p> <p><u>(1) 応急復旧目標</u></p> <p><u>応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</u></p> <p><u>(2) 応急復旧方法</u></p> <p><u>ア 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端等に移動し堆積する。</u></p> <p><u>イ 鉄骨製構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。</u></p> <p><u>ウ 路上駐車等の撤去については、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。</u></p> <p><u>エ 路面の亀裂、地割れについては、土砂充填、アスファルトパッチング等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</u></p> <p><u>オ 橋りょう取付け部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な「すり付け工」等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</u></p> <p><u>カ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。また、不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで移動を防止する。又は路側に崩土防止柵工を行う。</u></p> <p><u>キ 落下した橋りょう若しくはその危険があると認められた橋りょう、又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ、渡し敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。</u></p> <p><u>ク 上記作業について、市だけで処理できない場合は、速やかに県等に協力を要請する。</u></p> <p><u>(3) 二次災害防止対策</u></p> <p><u>道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い二次災害防止に努める。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1749 439 1950">県</td> <td data-bbox="439 1749 1353 1950"> <p><u>(1) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保</u></p> <p><u>道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。</u></p> <p><u>また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	応急復旧対策のあらまし	市	<p><u>地震により被害を受けた道路については、原則として、緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。</u></p> <p><u>(1) 応急復旧目標</u></p> <p><u>応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</u></p> <p><u>(2) 応急復旧方法</u></p> <p><u>ア 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端等に移動し堆積する。</u></p> <p><u>イ 鉄骨製構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。</u></p> <p><u>ウ 路上駐車等の撤去については、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。</u></p> <p><u>エ 路面の亀裂、地割れについては、土砂充填、アスファルトパッチング等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</u></p> <p><u>オ 橋りょう取付け部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な「すり付け工」等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</u></p> <p><u>カ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。また、不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで移動を防止する。又は路側に崩土防止柵工を行う。</u></p> <p><u>キ 落下した橋りょう若しくはその危険があると認められた橋りょう、又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ、渡し敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。</u></p> <p><u>ク 上記作業について、市だけで処理できない場合は、速やかに県等に協力を要請する。</u></p> <p><u>(3) 二次災害防止対策</u></p> <p><u>道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い二次災害防止に努める。</u></p>	県	<p><u>(1) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保</u></p> <p><u>道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。</u></p> <p><u>また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道</u></p>		
機関名	応急復旧対策のあらまし								
市	<p><u>地震により被害を受けた道路については、原則として、緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。</u></p> <p><u>(1) 応急復旧目標</u></p> <p><u>応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</u></p> <p><u>(2) 応急復旧方法</u></p> <p><u>ア 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端等に移動し堆積する。</u></p> <p><u>イ 鉄骨製構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。</u></p> <p><u>ウ 路上駐車等の撤去については、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。</u></p> <p><u>エ 路面の亀裂、地割れについては、土砂充填、アスファルトパッチング等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</u></p> <p><u>オ 橋りょう取付け部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な「すり付け工」等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</u></p> <p><u>カ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。また、不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで移動を防止する。又は路側に崩土防止柵工を行う。</u></p> <p><u>キ 落下した橋りょう若しくはその危険があると認められた橋りょう、又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ、渡し敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。</u></p> <p><u>ク 上記作業について、市だけで処理できない場合は、速やかに県等に協力を要請する。</u></p> <p><u>(3) 二次災害防止対策</u></p> <p><u>道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い二次災害防止に努める。</u></p>								
県	<p><u>(1) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保</u></p> <p><u>道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。</u></p> <p><u>また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道</u></p>								

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考						
	<p><u>路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。</u></p> <p><u>(2) 二次災害の防止対策</u></p> <p><u>地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。</u></p> <p>東北地方整備局 <u>被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。</u></p>								
	<p>第4 河川管理施設</p> <p><u>地震等により市内を流れる河川の堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、次のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努めるとともに、排水に万全を尽くす。</u></p> <p>1 応急復旧対策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関名</th> <th style="width: 90%;">応急復旧対策のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">市</td> <td> <p><u>(1) 水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県及び国に報告するとともに、必要な措置を実施する。</u></p> <p><u>(2) 河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県及び国に報告し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については速やかに実施する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td align="center">県</td> <td> <p><u>(1) 緊急点検</u></p> <p><u>河川管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。</u></p> <p><u>(2) 二次災害の防止対策</u></p> <p><u>河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生する恐れが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事の実施と、必要に応じて水防活動等の体制を講じるとともに、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	応急復旧対策のあらまし	市	<p><u>(1) 水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県及び国に報告するとともに、必要な措置を実施する。</u></p> <p><u>(2) 河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県及び国に報告し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については速やかに実施する。</u></p>	県	<p><u>(1) 緊急点検</u></p> <p><u>河川管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。</u></p> <p><u>(2) 二次災害の防止対策</u></p> <p><u>河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生する恐れが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事の実施と、必要に応じて水防活動等の体制を講じるとともに、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。</u></p>	<p>第4 河川管理施設</p> <p>1 緊急点検</p> <p><u>河川管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況を把握する。</u></p> <p>2 二次被害の防止対策</p> <p><u>河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。</u></p>	
機関名	応急復旧対策のあらまし								
市	<p><u>(1) 水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県及び国に報告するとともに、必要な措置を実施する。</u></p> <p><u>(2) 河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県及び国に報告し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については速やかに実施する。</u></p>								
県	<p><u>(1) 緊急点検</u></p> <p><u>河川管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。</u></p> <p><u>(2) 二次災害の防止対策</u></p> <p><u>河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生する恐れが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事の実施と、必要に応じて水防活動等の体制を講じるとともに、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。</u></p>								

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考												
	<p><u>東北地方整備局</u></p> <p>(1) <u>点検及び二次災害防止対策</u> 被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。風水害等により河川管理施設が破損した場合は、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、被害状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。</p> <p>(2) <u>応急復旧</u> 河川管理施設が破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。</p> <p>第5 砂防・急傾斜地崩壊対策・地すべり・治山関係施設</p> <p>地震等により市内の砂防施設等が被害を受けた場合には、次のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努める。</p> <hr/> <p>1 応急復旧対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>応急復旧対策のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>市内の砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、地すべり危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>地震発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 ダム施設</p> <p>地震等により市内のダム施設等が被害を受けた場合には、次のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>応急復旧対策のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>市内のダム施設を巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(1) <u>臨時点検</u> 管理者は、地震発生後直ちにダムの臨時点検を実施する。 (2) <u>二次災害の防止対策</u> 管理者は、地震発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。また、ダム施設が被災した場合においては、市や関係機関等に通知するとともに被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	応急復旧対策のあらまし	市	市内の砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、地すべり危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。	県	地震発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。	機関名	応急復旧対策のあらまし	市	市内のダム施設を巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。	県	(1) <u>臨時点検</u> 管理者は、地震発生後直ちにダムの臨時点検を実施する。 (2) <u>二次災害の防止対策</u> 管理者は、地震発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。また、ダム施設が被災した場合においては、市や関係機関等に通知するとともに被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。	<p>第5 砂防等 関係施設</p> <p>県は、地震発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次被害の防止に努める。</p> <p>また、市はパトロールを実施し、異常のある場合は管理者に報告して二次災害の防止に努める。</p> <p>(削除)</p> <p>第6 ダム施設</p> <p>1 臨時点検 管理者は、地震発生後直ちにダムの臨時点検を実施する。</p> <p>2 二次災害の防止対策 管理者は、地震発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。また、ダム施設が被災した場合においては、市や関係機関等に通知するとともに被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。</p>	
機関名	応急復旧対策のあらまし														
市	市内の砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、地すべり危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。														
県	地震発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。														
機関名	応急復旧対策のあらまし														
市	市内のダム施設を巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。														
県	(1) <u>臨時点検</u> 管理者は、地震発生後直ちにダムの臨時点検を実施する。 (2) <u>二次災害の防止対策</u> 管理者は、地震発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。また、ダム施設が被災した場合においては、市や関係機関等に通知するとともに被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。														

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p align="center">東北地方整備局</p> <p align="center">(新設)</p> <p>第7 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社</p> <p>(1) 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。</p> <p>なお、JR東日本は輸送公共機関の使命を果たすとともに、公衆の鉄道災害防止を徹底し、JR東日本の作成した各マニュアルにより応急対策を実施する。</p> <p>第8 農地、農業用施設</p> <p>災害時における農業用の施設対策は、施設損壊による周辺地域への二次災害防止を第一とし、次に農作物及び農耕地の被害を最小限にとどめるため、概ね次のとおり行う。</p> <p>1 二次災害による、被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調</p>	<p>第7 林道、治山施設</p> <p>市及び県は、地震発生後に、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。</p> <p>1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。</p> <p>2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。</p> <p>第8 鉄道施設</p> <p>鉄道事業者の措置は次のとおりである。</p> <p>1 旅客及び公衆等の避難</p> <p>(1) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。</p> <p>(2) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所へ誘導指示があった場合及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。</p> <p>2 消防及び救助に関する措置</p> <p>(1) 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。</p> <p>(2) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。</p> <p>(3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。</p> <p>3 運転規制の内容</p> <p>(1) 一定以上の地震動が感知された場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。</p> <p>(2) 列車の運転方法はそのつど決定する。</p> <p>第9 農地、農業用施設</p> <p>市及び県は、農地、農業用施設に係る二次被害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。</p> <p>1 二次災害による、被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調</p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>査を行い、<u>被害状況を把握する。</u></p> <p>2 地震により、農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、<u>応急対策上の拠点施設等、重要な施設については、速やかに応急復旧を行う。</u></p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>3 二次災害防止のための、施設等の使用規制については、関係機関と<u>綿密</u>な連絡をとり実施する。</p> <p>(新設)</p> <p>第9 都市公園施設</p> <p><u>市及び</u>都市公園施設管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路<u>となる公園</u>においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。</p> <p>第10 廃棄物処理施設</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>査を行い、<u>被害状況を把握する。</u></p> <p>2 地震により、農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、<u>災害</u>応急対策上の拠点施設等、重要な施設については、速やかに<u>な</u>応急復旧を行う。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>3 二次災害防止のための、施設等の使用規制については、関係機関と<u>密接</u>な連絡をとり実施する。</p> <p><u>4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。</u></p> <p>第10 都市公園施設</p> <p><u>都市公園施設</u>管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路、<u>広域防災拠点</u>となる公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。</p> <p>第11 廃棄物処理施設</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p><u>3 市は、県の協力を得て、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</u></p> <p><u>4 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。</u></p> <p><u>5 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。</u> また、<u>環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。</u></p> <p>第12 被災建物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施</p> <p><u>市は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、県、関係団体等との連絡体制整備に努める。</u></p> <p><u>1 被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に市が実施し、必要に応じて県に各種支援を要請する。</u></p> <p><u>2 市は、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。</u> なお、<u>判定の実施にあたっては、庁舎等や避難所に指定されている公共施設等について優先的に実施し、次いで住宅等の建築物について判定を行い、危険性が高い建築物については避難を促す。</u></p> <p><u>3 被災宅地の危険度判定業務は市が実施し、県は必要な支援を行う。</u></p> <p><u>4 県は市の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。</u></p> <p>第13 市自らが管理又は運営する施設に関する方針</p> <p><u>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</u></p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p align="center"><u>市が管理する庁舎、病院等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 市民の安全確保のための退避等の措置</u></p> <p><u>(2) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</u></p> <p><u>(3) 出火防止措置</u></p> <p><u>(4) 消防用設備の点検、整備</u></p> <p><u>(5) 非常用発電機の整備、情報を入手するための機器の整備</u></p> <p><u>(6) 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置</u></p>	
	第26節 ライフライン施設等の応急復旧	第26節 ライフライン施設等の応急復旧	
応-163	<p>第1 目的</p> <p>大規模な地震災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、市民の生命、身体、財産が危険にさらされることとなる<u>ため</u>、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。</p> <p>このため、市、県及びライフライン事業者等は、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、<u>必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら、機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努める。なお、必要に応じ広域的な応援体制をとるよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1 目的</p> <p>大規模な地震災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、市民の生命、身体、財産が危険にさらされることとなる<u>ことから</u>、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。</p> <p>このため、市、県及びライフライン事業者等は、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、<u>二次被害の防止、被災者の生活確保を最優先に</u>、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら、機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め<u>、必要に応じ広域的な応援体制をとるよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	記述の適正化
応-163	<p>第2 水道施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急復旧</p> <p><u>市は、応急給水及び施設の復旧活動が迅速かつ適切に実施できるよう人員及び備蓄資機材の活用を図るとともに、近隣水道事業者、日本水道協会宮城支部、登米市管工事業協同組合との協力体制に基づき応急復旧活動を実施する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>(1) 復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。</u></p> <p><u>(2) 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は仮配管等による仮復旧とする。</u></p> <p><u>(3) 施工にあたっては、作業の難易度、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。</u></p> <p><u>(4) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。</u></p> <p><u>(5) 復旧完了後、直ちに通水し、洗浄及び消毒を行って速やかに給水する。</u></p> </div> <p>3 応急復旧資機材等の確保</p> <p><u>応急復旧資機材等は、上下水道部の貯蔵品のほか必要があると認めるときは、県又は、日本水道協会宮城県支部に対し、資機材及び技術者のあつせん等を要請する。</u></p>	<p>第2 水道施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水道事業者等は、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。</p> <p>3 県は、市から応急復旧活動に必要な資機材、技術者等について応援要請があつた場合は、(公社)日本水道協会宮城県支部、登米市管工事業協同組合と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要があると認めるときは、国土交通</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p style="text-align: center;"><u>※ 災害時における水道工事指定店（資料編 資料28）</u></p> <p><u>4 応援要請</u> 市及び水道事業者等は「日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき、応急復旧活動の応援要請を行う。</p> <p><u>5 広報活動</u> 水道施設の被害及び復旧の状況等について、防災行政無線、緊急告知ラジオ、広報車等によって地域住民への適切な広報に努める。 (新設)</p>	<p>省等に対して支援を要請する。</p> <p><u>4 水道事業者等は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。</u> また仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。</p> <p><u>5 水道事業者等は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。</u></p> <p><u>6 市及び水道事業者等は、(公社)日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づき応急復旧活動の応援要請を行う。</u></p>	
<p>応-164</p>	<p>第3 (略)</p> <p>第4 電力施設 (略)</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 復旧資材の調達 (1)及び(2) (略) (3)復旧資材置場の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該<u>地方自治体</u>の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。</p> <p>5及び6 (略)</p>	<p>第3 (略)</p> <p>第4 電力施設 (略)</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 復旧資材の確保 (1)及び(2) (略) (3)復旧資材置場の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該<u>地方公共団体</u>の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。</p> <p>5及び6 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>応-166</p>	<p>第5 ガス施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時の応急措置 (略) (1) 応急措置と応援要請 (略) 供給先の多くが被災した場合は、<u>速やかに(一社)宮城県LPガス協会の登米LPガス協議会(会長)及び宮城県LPガス保安センター協同組合第二支所</u>に<u>応援要請の措置</u>をとる。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略) (新設)</p>	<p>第5 ガス施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時の応急措置 (略) (1) 応急措置と応援要請 (略) 供給先の多くが被災した場合は、<u>及び水害時の容器流出の場合、速やかに(一社)宮城県LPガス協会の登米LPガス協議会(会長)及び宮城県LPガス保安センター協同組合第二支所</u>に<u>応援要請の措置</u>をとる。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 (一社)宮城県LPガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努めるほか、次の対策を講じる。</u></p> <p><u>(1) 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施</u></p> <p><u>(2) 応急供給の実施</u></p> <p><u>(3) 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告</u></p> <p><u>(4) 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入調整</u></p> <p><u>(5) 二次災害防止のための広報活動</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>(新設)</p> <p>第6 電信・電話施設</p> <p><u>1 東日本電信電話株式会社</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p>	<p><u>5 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。</u></p> <p>第6 電信・電話施設</p> <p>(略)</p> <p><u>1</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p>	<p>条項の適正化</p>
	<p>第27節 危険物施設等の安全確保</p>	<p>第27節 危険物施設等の安全確保</p>	
<p>応-168</p>	<p>第1 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 住民への広報</p> <p><u>市、県及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。</u></p> <p><u>また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考										
	<p>第2 危険物施設の応急措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 262 379 525">市関係各部</td> <td data-bbox="379 262 1356 525"> <p><u>必要に応じて次の措置を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 周辺住民に対する避難の勧告又は指示</u> <u>2 周辺住民の避難誘導</u> <u>3 避難所の開設</u> <u>4 避難住民の保護</u> <u>5 情報提供</u> <u>6 関係機関との連携による防災活動</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 525 379 787">施設責任者</td> <td data-bbox="379 525 1356 787"> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 危険物の流出又は、爆発等の恐れがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検出火等の防止措置をとる。</u> <u>2 衝撃又は混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損による流出等広域化の防止措置と応急対策を講じるとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。</u> <u>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 787 379 1050">消防署</td> <td data-bbox="379 787 1356 1050"> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 危険物の流出又は爆発等の恐れのある作業及び移送を停止させるとともに施設の応急点検と出火等の防止措置を行う。</u> <u>2 衝撃又は混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動及びタンク破壊等による流出・拡散及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を行う。</u> <u>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動を行う。</u> </td> </tr> </table> <p>第3 高圧ガス等施設の応急措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 1144 379 1407">市関係各部</td> <td data-bbox="379 1144 1356 1407"> <p><u>必要に応じて次の措置を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 警戒区域の設定</u> <u>2 周辺住民に対する避難の勧告又は指示</u> <u>3 周辺住民の避難誘導</u> <u>4 避難所の開設</u> <u>5 避難住民の保護</u> <u>6 情報提供</u> <u>7 関係機関との連携による防災活動</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1407 379 1890">施設責任者</td> <td data-bbox="379 1407 1356 1890"> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 高圧ガス製造者・販売者・貯蔵者等の事業者は、地震発生後、緊急点検を行い、被害が生じている場合は応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。</u> <u>2 作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移送し、又は安全放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させるなどの安全措置を講じるとともに、警察・消防機関等へ直ちに通報する。</u> <u>3 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器等は安全な場所に移動する。</u> <u>4 上記措置を講じることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避・避難するよう警告する。</u> <u>5 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の高圧ガス等の保有量と保有位置等について報告する。</u> </td> </tr> </table>	市関係各部	<p><u>必要に応じて次の措置を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 周辺住民に対する避難の勧告又は指示</u> <u>2 周辺住民の避難誘導</u> <u>3 避難所の開設</u> <u>4 避難住民の保護</u> <u>5 情報提供</u> <u>6 関係機関との連携による防災活動</u> 	施設責任者	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 危険物の流出又は、爆発等の恐れがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検出火等の防止措置をとる。</u> <u>2 衝撃又は混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損による流出等広域化の防止措置と応急対策を講じるとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。</u> <u>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動を行う。</u> 	消防署	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 危険物の流出又は爆発等の恐れのある作業及び移送を停止させるとともに施設の応急点検と出火等の防止措置を行う。</u> <u>2 衝撃又は混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動及びタンク破壊等による流出・拡散及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を行う。</u> <u>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動を行う。</u> 	市関係各部	<p><u>必要に応じて次の措置を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 警戒区域の設定</u> <u>2 周辺住民に対する避難の勧告又は指示</u> <u>3 周辺住民の避難誘導</u> <u>4 避難所の開設</u> <u>5 避難住民の保護</u> <u>6 情報提供</u> <u>7 関係機関との連携による防災活動</u> 	施設責任者	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 高圧ガス製造者・販売者・貯蔵者等の事業者は、地震発生後、緊急点検を行い、被害が生じている場合は応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。</u> <u>2 作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移送し、又は安全放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させるなどの安全措置を講じるとともに、警察・消防機関等へ直ちに通報する。</u> <u>3 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器等は安全な場所に移動する。</u> <u>4 上記措置を講じることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避・避難するよう警告する。</u> <u>5 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の高圧ガス等の保有量と保有位置等について報告する。</u> 	<p>第3 危険物施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 陸上における消防機関の応急対策</u> <u>石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。</u> <u>(1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置</u> <u>(2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策</u> <u>(3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動</u> <u>2 災害発生事業所等における応急対策</u> <u>(1) 大規模な危険物等災害時、速やかに消防署、市及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者に対し注意喚起を行う。</u> <u>(2) 自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。</u> <p>第4 高圧ガス 施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。</u> <u>2 県は、地震の規模・様態、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が取られるよう調整、指導、助言する。</u> <u>3 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。</u> 	
市関係各部	<p><u>必要に応じて次の措置を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 周辺住民に対する避難の勧告又は指示</u> <u>2 周辺住民の避難誘導</u> <u>3 避難所の開設</u> <u>4 避難住民の保護</u> <u>5 情報提供</u> <u>6 関係機関との連携による防災活動</u> 												
施設責任者	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 危険物の流出又は、爆発等の恐れがある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検出火等の防止措置をとる。</u> <u>2 衝撃又は混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損による流出等広域化の防止措置と応急対策を講じるとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。</u> <u>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動を行う。</u> 												
消防署	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 危険物の流出又は爆発等の恐れのある作業及び移送を停止させるとともに施設の応急点検と出火等の防止措置を行う。</u> <u>2 衝撃又は混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動及びタンク破壊等による流出・拡散及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を行う。</u> <u>3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動を行う。</u> 												
市関係各部	<p><u>必要に応じて次の措置を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 警戒区域の設定</u> <u>2 周辺住民に対する避難の勧告又は指示</u> <u>3 周辺住民の避難誘導</u> <u>4 避難所の開設</u> <u>5 避難住民の保護</u> <u>6 情報提供</u> <u>7 関係機関との連携による防災活動</u> 												
施設責任者	<ol style="list-style-type: none"> <u>1 高圧ガス製造者・販売者・貯蔵者等の事業者は、地震発生後、緊急点検を行い、被害が生じている場合は応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。</u> <u>2 作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移送し、又は安全放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させるなどの安全措置を講じるとともに、警察・消防機関等へ直ちに通報する。</u> <u>3 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器等は安全な場所に移動する。</u> <u>4 上記措置を講じることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避・避難するよう警告する。</u> <u>5 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の高圧ガス等の保有量と保有位置等について報告する。</u> 												

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 218 371 478">県担当部等</td> <td data-bbox="371 218 1359 478"> <p>1 県は地震規模・様態、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、(一社)宮城県LPガス保安協会等関係団体及び宮城県地域防災協議会防災指定事業所と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。</p> <p>2 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 478 371 638">消防署</td> <td data-bbox="371 478 1359 638"> <p>1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告、又は指示を行う。</p> <p>2 災害時の広報活動及び警戒区域に対する立入規制を行う。</p> <p>3 関係機関と必要な情報連絡を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 638 371 827">警察署</td> <td data-bbox="371 638 1359 827"> <p>1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。</p> <p>2 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難措置を行う。</p> <p>3 避難区域への車両の交通規制を行う。</p> <p>4 避難路の確保及び避難誘導を行う。</p> </td> </tr> </table> <p>第4 火薬類製造施設等の応急措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 919 371 1222">市関係各部</td> <td data-bbox="371 919 1359 1222"> <p>必要に応じて次の措置を行う。</p> <p>1 警戒区域の設定</p> <p>2 周辺住民に対する避難の勧告又は指示</p> <p>3 周辺住民の避難誘導</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>5 避難住民の保護</p> <p>6 情報提供</p> <p>7 関係機関との連携による防災活動</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1222 371 1390">施設責任者</td> <td data-bbox="371 1222 1359 1390"> <p>1 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。</p> <p>2 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。</p> <p>3 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1390 371 1579">県担当部等</td> <td data-bbox="371 1390 1359 1579"> <p>1 県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。</p> <p>2 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1579 371 1717">消防署</td> <td data-bbox="371 1579 1359 1717"> <p>二次災害防止のため、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導助言を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1717 371 1831">警察署</td> <td data-bbox="371 1717 1359 1831"> <p>警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、取扱う者に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。</p> </td> </tr> </table>	県担当部等	<p>1 県は地震規模・様態、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、(一社)宮城県LPガス保安協会等関係団体及び宮城県地域防災協議会防災指定事業所と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。</p> <p>2 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。</p>	消防署	<p>1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告、又は指示を行う。</p> <p>2 災害時の広報活動及び警戒区域に対する立入規制を行う。</p> <p>3 関係機関と必要な情報連絡を行う。</p>	警察署	<p>1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。</p> <p>2 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難措置を行う。</p> <p>3 避難区域への車両の交通規制を行う。</p> <p>4 避難路の確保及び避難誘導を行う。</p>	市関係各部	<p>必要に応じて次の措置を行う。</p> <p>1 警戒区域の設定</p> <p>2 周辺住民に対する避難の勧告又は指示</p> <p>3 周辺住民の避難誘導</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>5 避難住民の保護</p> <p>6 情報提供</p> <p>7 関係機関との連携による防災活動</p>	施設責任者	<p>1 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。</p> <p>2 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。</p> <p>3 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。</p>	県担当部等	<p>1 県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。</p> <p>2 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。</p>	消防署	<p>二次災害防止のため、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導助言を行う。</p>	警察署	<p>警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、取扱う者に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。</p>	<p>第5 火薬類製造施設等</p> <p>1 火薬類製造等の事業者は、大規模地震発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。</p> <p>(1) 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。</p> <p>(2) 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。</p> <p>2 消防本部は、火薬類を取り扱う事業者に対し、二次災害防止のため、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導助言を行う。</p> <p>3 消防本部は、関東東北産業保安監督部東北支部と連携し、災害発生の防止又は公共安全維持のため必要があると認められるときには、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。</p>	
県担当部等	<p>1 県は地震規模・様態、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、(一社)宮城県LPガス保安協会等関係団体及び宮城県地域防災協議会防災指定事業所と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。</p> <p>2 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。</p>																		
消防署	<p>1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告、又は指示を行う。</p> <p>2 災害時の広報活動及び警戒区域に対する立入規制を行う。</p> <p>3 関係機関と必要な情報連絡を行う。</p>																		
警察署	<p>1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。</p> <p>2 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難措置を行う。</p> <p>3 避難区域への車両の交通規制を行う。</p> <p>4 避難路の確保及び避難誘導を行う。</p>																		
市関係各部	<p>必要に応じて次の措置を行う。</p> <p>1 警戒区域の設定</p> <p>2 周辺住民に対する避難の勧告又は指示</p> <p>3 周辺住民の避難誘導</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>5 避難住民の保護</p> <p>6 情報提供</p> <p>7 関係機関との連携による防災活動</p>																		
施設責任者	<p>1 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。</p> <p>2 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。</p> <p>3 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。</p>																		
県担当部等	<p>1 県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。</p> <p>2 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。</p>																		
消防署	<p>二次災害防止のため、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導助言を行う。</p>																		
警察署	<p>警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、取扱う者に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。</p>																		

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考														
	<p>第5 毒物・劇物貯蔵施設の応急措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="302 262 397 562">市関係各部</td> <td data-bbox="397 262 1371 562"> <p>必要に応じて次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 周辺住民に対する避難の勧告又は指示 周辺住民の避難誘導 避難所の開設 避難住民の保護 情報提供 関係機関との連携による防災活動 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 562 397 827">施設責任者</td> <td data-bbox="397 562 1371 827"> <ol style="list-style-type: none"> 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏洩防止及び除毒措置等の安全措置を講ずるとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。 上記の措置を講ずることができないとき、若しくは必要があると認めるときは、従業員及び付近の住民に退避・避難するよう警告する。 消防隊の到着に対しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量等と保有位置等について報告する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 827 397 1052">県担当部等</td> <td data-bbox="397 827 1371 1052"> <ol style="list-style-type: none"> 毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。 毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上、必要な資機材等を手配し、被災地に搬送する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 1052 397 1203">消防署</td> <td data-bbox="397 1052 1371 1203"> <ol style="list-style-type: none"> 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。 事故発生時の広報活動及び警戒区域に対する立入規制を行う。 関係機関との情報連絡を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 1203 397 1346">警察署</td> <td data-bbox="397 1203 1371 1346"> <p>毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 1346 397 1570">保健所</td> <td data-bbox="397 1346 1371 1570"> <ol style="list-style-type: none"> 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏洩、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。 毒物・劇物が飛散、漏洩した場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・伝達に努める。 </td> </tr> </table> <p>第6 危険物等輸送車両の応急対策</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="302 1619 397 1917">市関係各部</td> <td data-bbox="397 1619 1371 1917"> <p>必要に応じて次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 周辺住民に対する避難の勧告又は指示 周辺住民の避難誘導 避難所の開設 避難住民の保護 情報提供 関係機関との連携による防災活動 </td> </tr> </table>	市関係各部	<p>必要に応じて次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 周辺住民に対する避難の勧告又は指示 周辺住民の避難誘導 避難所の開設 避難住民の保護 情報提供 関係機関との連携による防災活動 	施設責任者	<ol style="list-style-type: none"> 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏洩防止及び除毒措置等の安全措置を講ずるとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。 上記の措置を講ずることができないとき、若しくは必要があると認めるときは、従業員及び付近の住民に退避・避難するよう警告する。 消防隊の到着に対しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量等と保有位置等について報告する。 	県担当部等	<ol style="list-style-type: none"> 毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。 毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上、必要な資機材等を手配し、被災地に搬送する。 	消防署	<ol style="list-style-type: none"> 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。 事故発生時の広報活動及び警戒区域に対する立入規制を行う。 関係機関との情報連絡を行う。 	警察署	<p>毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。</p>	保健所	<ol style="list-style-type: none"> 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏洩、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。 毒物・劇物が飛散、漏洩した場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・伝達に努める。 	市関係各部	<p>必要に応じて次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 周辺住民に対する避難の勧告又は指示 周辺住民の避難誘導 避難所の開設 避難住民の保護 情報提供 関係機関との連携による防災活動 	<p>第6 毒物 劇物貯蔵施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 市は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、又は消防本部が火災処理中に中和剤や防毒マスク等が必要となった場合は、県を通じて毒劇物協会に必要な資機材の供給を要請する。 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。 市は県の指示に基づき、災害による毒物劇物の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、二次災害について注意喚起を行う。 <p>(削除)</p>	
市関係各部	<p>必要に応じて次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 周辺住民に対する避難の勧告又は指示 周辺住民の避難誘導 避難所の開設 避難住民の保護 情報提供 関係機関との連携による防災活動 																
施設責任者	<ol style="list-style-type: none"> 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏洩防止及び除毒措置等の安全措置を講ずるとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。 上記の措置を講ずることができないとき、若しくは必要があると認めるときは、従業員及び付近の住民に退避・避難するよう警告する。 消防隊の到着に対しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量等と保有位置等について報告する。 																
県担当部等	<ol style="list-style-type: none"> 毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。 毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上、必要な資機材等を手配し、被災地に搬送する。 																
消防署	<ol style="list-style-type: none"> 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。 事故発生時の広報活動及び警戒区域に対する立入規制を行う。 関係機関との情報連絡を行う。 																
警察署	<p>毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。</p>																
保健所	<ol style="list-style-type: none"> 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏洩、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。 毒物・劇物が飛散、漏洩した場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集・伝達に努める。 																
市関係各部	<p>必要に応じて次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 周辺住民に対する避難の勧告又は指示 周辺住民の避難誘導 避難所の開設 避難住民の保護 情報提供 関係機関との連携による防災活動 																

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考						
	<table border="1" data-bbox="290 218 1359 617"> <tr> <td data-bbox="290 218 388 327">警察署</td> <td data-bbox="388 218 1359 327"> <u>1 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。</u> <u>2 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 327 388 457">消防署</td> <td data-bbox="388 327 1359 457"> <u>関係機関との情報連絡を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 457 388 617">JR東日本</td> <td data-bbox="388 457 1359 617"> <u>危険物積載タンク車等の火災、漏洩等の事故が発生した場合は、事故の拡大防止、併発事故を防止するため、東日本旅客鉄道（株）における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。</u> </td> </tr> </table> <p data-bbox="344 667 418 699">(新設)</p>	警察署	<u>1 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。</u> <u>2 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。</u>	消防署	<u>関係機関との情報連絡を行う。</u>	JR東日本	<u>危険物積載タンク車等の火災、漏洩等の事故が発生した場合は、事故の拡大防止、併発事故を防止するため、東日本旅客鉄道（株）における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。</u>	<p data-bbox="1418 674 1715 705">第7 環境モニタリング</p> <p data-bbox="1418 720 2558 884"><u>県は、有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。</u></p> <p data-bbox="1448 898 2131 974"> <u>1 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング</u> <u>2 環境大気中の有害物質等のモニタリング</u> </p>	
警察署	<u>1 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。</u> <u>2 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。</u>								
消防署	<u>関係機関との情報連絡を行う。</u>								
JR東日本	<u>危険物積載タンク車等の火災、漏洩等の事故が発生した場合は、事故の拡大防止、併発事故を防止するため、東日本旅客鉄道（株）における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。</u>								
	<p data-bbox="255 989 629 1020">第28節 農林水産業の応急対策</p>	<p data-bbox="1418 989 1792 1020">第28節 農林水産業の応急対策</p>							
<p data-bbox="121 1041 225 1073">応-172</p>	<p data-bbox="255 1041 454 1073">第1 (略)</p> <p data-bbox="255 1083 424 1159">第2 農業 (新設)</p> <p data-bbox="344 1308 424 1339">(新設)</p>	<p data-bbox="1418 1041 1617 1073">第1 (略)</p> <p data-bbox="1418 1083 1587 1115">第2 農業</p> <p data-bbox="1448 1129 2558 1430"> <u>1 市の役割</u> <u>(1) 農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。</u> <u>(2) 市は、県の指導助言を得て、病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。</u> <u>2 湛水対策</u> <u>地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。</u> </p>	<p data-bbox="2585 1041 2852 1127">「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>						
<p data-bbox="121 1493 225 1524">応-172</p>	<p data-bbox="284 1493 454 1524"><u>1</u> (略)</p> <p data-bbox="284 1535 454 1566"><u>2</u> (略)</p> <p data-bbox="284 1577 454 1608"><u>3</u> (略)</p> <p data-bbox="284 1619 454 1650"><u>4</u> (略)</p> <p data-bbox="284 1661 498 1747"><u>5</u> 応急技術対策 (略)</p> <p data-bbox="299 1757 445 1789">(1) 農作物</p> <p data-bbox="329 1799 445 1831">ア 水稻</p> <p data-bbox="359 1841 1389 1927">① 用排水路、<u>畦</u>畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、<u>用水</u>の確保を図る。</p>	<p data-bbox="1448 1493 1617 1524"><u>3</u> (略)</p> <p data-bbox="1448 1535 1617 1566"><u>4</u> (略)</p> <p data-bbox="1448 1577 1617 1608"><u>5</u> (略)</p> <p data-bbox="1448 1619 1617 1650"><u>6</u> (略)</p> <p data-bbox="1448 1661 1662 1747"><u>7</u> 応急技術対策 (略)</p> <p data-bbox="1486 1757 1632 1789">(1) 農作物</p> <p data-bbox="1516 1799 1632 1831">ア 水稻</p> <p data-bbox="1546 1841 2558 1927">① 用排水路、<u>けい</u>畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、<u>用水</u>の確保を図る。</p>	<p data-bbox="2585 1493 2745 1579">記述の適正化 条項ずれ</p>						

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>② (略)</p> <p>イ 畑作物 <u>(野菜類)</u></p> <p>① <u>耕作地</u>の復元に努める。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 施設園芸</p> <p>①から④まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 畜産</p> <p>ア 倒壊の<u>恐れ</u>のある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。</p> <p>①及び② (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水<u>施設</u>を確保する。</p> <p>エ 酪農、プロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械や<u>バルクローラー</u>、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。</p> <p>オ 指定生乳生産者団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請<u>し</u>、牛乳出荷先を確保する。</p> <p>カ及びキ (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 水産業</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、県の<u>助言・指導を受けながら</u>、水産物生産者・団体等と協力して、地域における応急対策を実施する。</p> <p>2 <u>水産施設用</u>資機材の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>② (略)</p> <p>イ 畑作物<u>_____</u></p> <p>① <u>ほ場</u>の復元に努める。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 施設園芸</p> <p>①から④まで (略)</p> <p><u>⑤ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。</u></p> <p>(2) 畜産</p> <p>ア 倒壊の<u>おそれ</u>のある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。</p> <p>①及び② (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水<u>源</u>を確保する。</p> <p>エ 酪農、プロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械や<u>バルククーラー</u>、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。</p> <p>オ 指定生乳生産者団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請<u>し</u>、牛乳出荷先を確保する。</p> <p>カ及びキ (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 水産業</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、県の<u>指導・助言を得て_____</u>、水産物生産者・団体等と協力して、地域における応急対策を実施する。</p> <p>2 <u>_____</u>資機材の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>記述の適正化 誤字の修正</p>
	<p>(新設)</p>	<p>第29節 二次災害・複合災害防止対策</p>	<p>節の新設</p>
	<p>(新設)</p>	<p>第1 目的</p> <p><u>市は、災害発生中にその拡大する災害など、二次的に生ずる災害の拡大を防止するため、必要な対策を講じる。</u></p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 市及び県又は事業者の対応</p> <p><u>(1) 市及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信</u></p>	<p>「県地域防災計画」の 記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p><u>設備）及び公共施設（道路、鉄道、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。</u></p> <p><u>（2）市は、県の助言を得て、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止を実施するとともに、県の指導を得て、ライフライン復旧時における火災警戒等を実施する。</u></p> <p><u>（3）消防団員、水防団員、警察官、自衛隊員や市職員など、救難・救助・パトロールや支援活動にあたる関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。</u></p> <p><u>（4）電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、併せて被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</u></p> <p><u>（5）水道事業者等は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</u></p> <p><u>（6）下水道事業者は、漏水による汚水の拡散防止、浄化センター被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</u></p> <p><u>（7）ガス事業者は、ガスの漏えいによる火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。</u></p> <p><u>（8）電気通信事業者は、重要通信の確保、通信の疎通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</u></p> <p><u>（9）道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。</u></p> <p>2 水害・土砂災害</p> <p><u>（1）二次災害防止施策の実施</u></p> <p><u>地震、降雨等による土砂災害の発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。</u></p> <p><u>（2）点検の実施</u></p> <p><u>市は、地震、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。</u></p> <p><u>その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水進入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。</u></p> <p><u>なお、市は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。</u></p> <p><u>また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市が適切に避難情報の発令の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。</u></p> <p>3 土砂災害警戒情報</p> <p><u>仙台管区气象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを</u></p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考				
		<p><u>実施する。</u></p> <p><u>4 爆発危険物等</u> <u>危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。</u> <u>また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p><u>5 有害物質等</u> <u>市及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</u></p> <p><u>6 地震・誘発地震</u> <u>市及び県又は事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。</u></p> <p><u>7 空き家等</u> <u>市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。</u> <u>また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</u></p> <p>第3 風評被害等の軽減対策</p> <p><u>1 市及び県は、地震、原子力災害等による被害地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。</u></p> <p><u>2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。</u></p>					
<p>応-175</p>	<p>第29節 応急公用負担等の実施</p> <p>第1 目的 <u>大規模な地震災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合</u>において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 応急公用負担等の措置 <u>応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="273 1617 1383 1890"> <thead> <tr> <th data-bbox="273 1617 486 1659">実施責任者</th> <th data-bbox="486 1617 1383 1659">措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="273 1659 486 1885"> <u>市長</u> <u>(警察官)</u> <u>(自衛官)</u> </td> <td data-bbox="486 1659 1383 1885"> <u>1 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。</u> <u>2 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置。</u> <u>3 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	措置の内容	<u>市長</u> <u>(警察官)</u> <u>(自衛官)</u>	<u>1 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。</u> <u>2 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置。</u> <u>3 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。</u>	<p>第30節 応急公用負担等の実施</p> <p>第1 目的 <u>大規模地震災害時</u>において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 応急公用負担等の権限</p> <p><u>1 市長</u> <u>(1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。</u></p> <p><u>ア 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。</u></p> <p><u>イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置。</u></p> <p><u>ウ 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。</u></p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>
実施責任者	措置の内容						
<u>市長</u> <u>(警察官)</u> <u>(自衛官)</u>	<u>1 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。</u> <u>2 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置。</u> <u>3 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。</u>						

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考									
<p>応-176</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">消防吏団員</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">消防吏員 消防団員</td> <td style="width: 80%;"> <p><u>1 火災が発生した場合、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。</u> <u>(※1)</u></p> <p><u>2 火災の現場付近に在る者を、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。</u></p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">消防長 消防署長</td> <td> <p><u>1 延焼の恐れがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又その利用を制限すること。(※2)</u></p> <p><u>2 消火若しくは延焼防止又は人命救助のために緊急の必要があるとき。</u></p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">水防管理者 消防団長 消防長</td> <td> <p><u>1 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること。</u></p> <p><u>2 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具、若しくは器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。</u></p> </td> </tr> </table> <p>※1及び※2に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。</p> <p>第4及び第7 (略)</p> <p>第8 損失補償及び損害補償等</p> <p>1 市長は、地域内において、<u>物的</u>応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>2 市長は、区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合については、</p>	消防吏団員	消防吏員 消防団員	<p><u>1 火災が発生した場合、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。</u> <u>(※1)</u></p> <p><u>2 火災の現場付近に在る者を、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。</u></p>		消防長 消防署長	<p><u>1 延焼の恐れがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又その利用を制限すること。(※2)</u></p> <p><u>2 消火若しくは延焼防止又は人命救助のために緊急の必要があるとき。</u></p>		水防管理者 消防団長 消防長	<p><u>1 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること。</u></p> <p><u>2 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具、若しくは器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。</u></p>	<p><u>(2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。</u></p> <p>2 警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</p> <p><u>市長若しくはその権限の委任を受けた市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 消防吏員、消防団員等</p> <p>(1) 消防吏員、消防団員</p> <p><u>ア 火災が発生した場合、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限する。</u></p> <p><u>イ 火災の現場付近に在る者を、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。</u></p> <p>(2) 消防長、消防署長</p> <p><u>ア 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。</u></p> <p><u>イ 消火若しくは延焼防止又は人命救助のために緊急の必要があるとき。</u></p> <p>4 知事</p> <p><u>(1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。</u></p> <p><u>ア 被災者の救援、救助その他保護に関する事項</u></p> <p><u>イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項</u></p> <p><u>ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項</u></p> <p><u>エ 清掃、防疫その他保護衛生に関する事項</u></p> <p><u>オ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</u></p> <p><u>カ 緊急輸送の確保に関する事項</u></p> <p><u>キ その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(2) 災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなるときは、(1)に定める市長の応急公用負担等を代わって実施することができる。</u></p> <p>5 指定地方行政機関の長</p> <p><u>応急措置を実施するため特に必要があると認められるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。</u></p> <p>第4及び第7 (略)</p> <p>第8 損失補償及び損害補償等</p> <p>1 市長は、地域内において、<u> </u>応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>2 市長は、区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合については、</p>	
消防吏団員	消防吏員 消防団員	<p><u>1 火災が発生した場合、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。</u> <u>(※1)</u></p> <p><u>2 火災の現場付近に在る者を、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。</u></p>										
	消防長 消防署長	<p><u>1 延焼の恐れがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又その利用を制限すること。(※2)</u></p> <p><u>2 消火若しくは延焼防止又は人命救助のために緊急の必要があるとき。</u></p>										
	水防管理者 消防団長 消防長	<p><u>1 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること。</u></p> <p><u>2 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具、若しくは器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。</u></p>										

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>実費弁償は行わない。ただし、応急措置の業務に従事した者がそのために<u>死傷等をしたときは、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例の定めるところにより、損害を補償する。</u></p>	<p>実費弁償は行わない。ただし、応急措置の業務に従事した者がそのため<u>死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。</u></p>	
	<p>第30節 海外からの支援の受入れ</p>	<p>第31節 海外からの支援の受入れ</p>	
<p>応-179</p>	<p>第1 目的 市は、大規模な地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。</p> <p>第2 海外からの救援活動の受入れ 市は、海外からの救援活動の受入れに際し、以下の事項について情報収集を行い、県に報告する<u>する</u>など、連携を図る。</p> <p>第3及び第4 (略)</p>	<p>第1 目的 市は、大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。</p> <p>第2 海外からの救援活動の受入れ 市は、海外からの救援活動の受入れに際し、以下の事項について情報収集を行い、県に報告する<u> </u>など、連携を図る。</p> <p>第3及び第4 (略)</p>	<p>記述の適正化 記載誤り</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>第4章 災害復旧・復興対策</p>	<p>第4章 災害復旧・復興対策</p>	
	<p>第1節 災害復旧・復興計画</p>	<p>第1節 災害復旧・復興計画</p>	
<p>復-1</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定 1から4まで (略)</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業計画の策定 市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね 次の計画とする。 (略)</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業計画 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 _____) アからクまで (略)</p> <p>(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 _____)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画 (水道法 _____、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 _____)</p> <p>(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (生活保護法 _____、児童福祉法 _____、 身体障害者福祉法 _____、知的障害者福祉法 _____、 老人福祉法 _____、売春防止法 _____)</p> <p>(6) 公立学校施設災害復旧事業計画 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法 _____)</p> <p>(7) 公営住宅災害復旧事業計画 (公営住宅法 _____)</p> <p>(8) 公立医療施設災害復旧事業計画 (医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 _____)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 事業の実施</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 市 _____ は、県道又は市道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</p> <p>③ 市 _____ は、あらかじめ定めた物資、資機材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧、災害廃棄物及</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定 1から4まで (略)</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業計画の策定 市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は おおむね 次の計画とする。 (略)</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業計画 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 <u>(昭和26年法律第97号)</u>) アからクまで (略)</p> <p>(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 <u>(昭和25年法律第169号)</u>)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画 (水道法 <u>(昭和32年法律第177号)</u>、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <u>(昭和45年法律第137号)</u>)</p> <p>(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (生活保護法 <u>(昭和25年法律第144号)</u>、児童福祉法 <u>(昭和22年法律第164号)</u>、 身体障害者福祉法 <u>(昭和24年法律第283号)</u>、知的障害者福祉法 <u>(昭和35年法律第37号)</u>、 老人福祉法 <u>(昭和38年法律第133号)</u>、売春防止法 <u>(昭和31年法律118号)</u>)</p> <p>(6) 公立学校施設災害復旧事業計画 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法 <u>(昭和28年法律第247号)</u>)</p> <p>(7) 公営住宅災害復旧事業計画 (公営住宅法 <u>(昭和26年法律第193号)</u>)</p> <p>(8) 公立医療施設災害復旧事業計画 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 <u>(平成10年法律第114号)</u>)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 事業の実施</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 市 及び県 は、市道又は県道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</p> <p>③ 市 及び防災関係機関 は、あらかじめ定めた物資、資機材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧、災害廃棄物及</p>	<p>記述の適正化 記載誤り</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
復-3	<p>び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。</p> <p>④及び⑤ (略)</p> <p>(2) 県等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の<u>公示</u>の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが_____できる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p>③ 県は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国及び独立行政法人水資源機構の権限代行制度による支援が必要な場合には、国及び独立行政法人水資源機構へ<u>要請</u>を行う。</p> <p>④から⑥まで (略)</p>	<p>び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。</p> <p>④及び⑤ (略)</p> <p>(2) 県等の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の<u>工事</u>の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが<u>適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことが</u>できる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p>③ 県は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国及び独立行政法人水資源機構の権限代行制度による支援が必要な場合には、国及び独立行政法人水資源機構に<u>要請</u>を行う。</p> <p>④から⑥まで (略)</p>	
復-3	<p>4 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p><u>災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律</u>に基づき、<u>国</u>が一部負担又は補助するものは<u>次のとおりである</u>。</p> <p>(1) から (7) (略)</p> <p>(8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に<u>基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する</u>。</p> <p>(9) 及び (10) (略)</p> <p>第4 災害復興計画</p> <p>災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を<u>活か</u>し_____、地震に強いまちづくり等の将来的なビジョンを明確にし、<u>市街地を一新して、道路、公園やライフラインの充実改善を図るなどの改造を実施するなど、新たな社会資本の整備を行う</u>。</p> <p>_____災害復興事業を_____効率的かつ効果的に実施するため、市_____は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、_____計画的な復興事業を推進する。</p> <p>1 復興計画の基本方針</p> <p>市は、<u>震災</u>_____復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。</p> <p>_____</p> <p>2 復興計画の策定</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>4 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>_____法律に基づき、<u>一部負担又は補助するもの_____</u>。</p> <p>(1) から (7) (略)</p> <p>(8) _____都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針_____</p> <p>(9) 及び (10) (略)</p> <p>第4 災害復興計画</p> <p>災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を<u>生かしながら</u>、地震に強いまちづくり等の将来的なビジョンを明確にし、<u>復興を図る</u>。</p> <p>_____</p> <p><u>大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、市及び県は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する</u>。</p> <p>1 復興計画の基本方針</p> <p>市は、<u>地震災害からの</u>復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。</p> <p><u>県は、複数の市町村において地震災害からの復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針を策定する</u>。</p> <p>2 復興計画の策定</p> <p><u>(1) 市の復興計画の策定</u></p> <p>(略)</p>	<p>「県地域防災計画」の記載内容との整合</p>

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
復-5	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 策定フロー</u> (略) (図略)</p> <p><u>(2)</u> (略) (略) アからウまで (略)</p> <p>3 復興事業の実施</p> <p><u>(1) 復興事業の実施</u> 復興事業を早期に実施するため、市_____は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。</p> <p>第5 (略)</p>	<p><u>(2) 県の復興計画の策定</u> 県は、複数の市町村で地震災害からの復興の必要性が認められ、復興方針を策定したときは、県として具体的な復興計画の策定を行う。</p> <p><u>(3) 被災前の地域課題等の考慮</u> 市は、復興計画の策定にあたっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。</p> <p><u>(4) 地域全体での合意形成</u> 市及び県は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。</p> <p><u>(5) 復興計画作成・遂行のための体制整備</u> 県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。</p> <p><u>(6) 策定フロー</u> (略) (図略)</p> <p><u>(7)</u> (略) (略) アからウまで (略)</p> <p>3 復興事業の実施</p> <hr/> <p>復興事業を早期に実施するため、市及び防災関係機関は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。</p> <p>第5 (略)</p>	
復-6	<p>第6 復興組織体制の整備 市は、災害の規模等必要に応じて、復興組織<u>訂正</u>の整備を図り、国、<u>健</u>等からの支援を得ながら、復興事業の推進を図る。</p>	<p>第6 復興組織体制の整備 市は、災害の規模等必要に応じて、復興組織<u>体制</u>の整備を図り、国、<u>県</u>等からの支援を得ながら、復興事業の推進を図る。</p>	記載誤り
	<p>第2節 生活再建支援</p>	<p>第2節 生活再建支援</p>	
復-7	<p>第1 目的 市_____は、被災者の自立的生活再建を支援するため、<u>市税の軽減、免除若しくは、職業のあつせん、資金の貸付等の積極的な措置</u>を講じる。 その際、市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>見守り・相談の機会や被災者台帳等</u>を活用した、きめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第2 被災者生活再建支援制度 <u>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき</u>、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建</p>	<p>第1 目的 市<u>及び県</u>は、被災者の自立的生活再建を支援するため、<u>相互に連携し</u> <u>積極的な措置</u>を講じる。 その際、市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した、きめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第2 被災者生活再建支援制度 <u>自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建</u></p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合記述の適正化

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考								
復-7	<p>を支援し、もって住民の生活の安定を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>1から8まで (略)</p> <p>第3及び第4 (略)</p> <p>第5 資金の貸付け</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 生活福祉資金</p> <p>県社会福祉協議会は、市社会福祉協議会を窓口として被災者に対する生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で貸付ける。</p> <p>貸付対象世帯は、災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により<u>住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で、次の条件のいずれにも適合する世帯であること</u></p> <p>(1) <u>低所得者世帯 … 資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯。（世帯の収入基準有。おおむね市町村民税非課税程度）</u></p> <p>(2) <u>障害者世帯 … 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯。</u></p> <p>(3) <u>高齢者世帯 … 日常生活上療養介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯。（世帯の収入基準有）</u></p> <p style="text-align: center;">※ <u>生活福祉資金貸付限度額一覧</u>（資料編 資料42）</p> <p>(新設)</p> <p>第6から第8まで (略)</p> <p>第9 罹災証明書の交付</p> <p>1 交付の手続き</p> <p>(略)</p> <p>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する<u>ものとする</u>とともに、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(図略)</p>	<p>を支援し、もって住民の生活の安定を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>1から8まで (略)</p> <p>第3及び第4 (略)</p> <p>第5 資金の貸付け</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 生活福祉資金</p> <p>県社会福祉協議会は、市社会福祉協議会を窓口として被災者に対する生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で貸付ける。</p> <p>貸付対象世帯は、災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、<u>住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、作業所、倉庫等</u>に被害を受けた世帯で、次の<u>いずれにも該当する世帯であること</u></p> <p>(1) <u>貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。</u></p> <p>_____</p> <p>(2) <u>資金の貸し付けに併せて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。</u></p> <p>(3) <u>必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。</u></p> <p>_____</p> <p><u>※生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付限度</u></p> <table border="1" data-bbox="1460 1234 2519 1367"> <thead> <tr> <th>資金の目的</th> <th>貸付上限額</th> <th>据置期間</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</td> <td>150万円以内</td> <td>6月以内</td> <td>7年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6から第8まで (略)</p> <p>第9 罹災証明書の交付</p> <p>1 交付の手続き</p> <p>(略)</p> <p>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する<u>_____</u>とともに、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(図略)</p>	資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	6月以内	7年以内	
資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限								
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	6月以内	7年以内								

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																				
復-14	<p>2 (略)</p> <p>第10 被災者台帳</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>(略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第10 被災者台帳</p> <p>(略)</p> <p><u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>(略)</p>																					
復-14	<p>第11 税負担等の軽減</p> <p>市_____は、必要に応じ、<u>市税の納税期限の延長</u>、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、_____必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税<u>(料)</u>の減免等を行う。</p> <p>1 市税等の納税緩和措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収猶予</p> <p>市は必要に応じ、市税<u>等</u>の徴収猶予を行い、被災者の負担軽減を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>減免の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人の市民税</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険税<u>(料)</u> 介護保険料 後期高齢者医療保険料</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて、国民健康保険税<u>(料)</u>、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「国民健康保険税<u>(料)</u>等」という。）の<u>納期未到来分の一部又は全部を免除する。</u></td> </tr> <tr> <td>特別土地保有税</td> <td>市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地について減免する。</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>※国民健康保険税<u>(料)</u>等については、以下に説明する。</p> <p><u>ア 国民健康保険税(料)の減免</u></p> <p><u>市は、国民健康保険の被保険者について、被災害の程度により、保険者である市の判断で国民健康保険税(料)等の納期未到来分の一部又は全部を免除することができる。なお、必要に応じて県から指導・助言を受ける。</u></p> <p><u>イ 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療保険（以下「国民健康保険等」という。）の一部負担金等の減免</u></p> <p>市は、国民健康保険税<u>(料)</u>等の減免と同様に国民健康保険<u>等</u>の被保険者について、被災の程度により、医療費や介護サービス利用料の一部負担金等の減免基準を定め減免することができる。なお、必要に応じて、県から助言<u>・指導</u>を受ける。</p> <p>第12 (略)</p>	税目	減免の内容	個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。	固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。	国民健康保険税 <u>(料)</u> 介護保険料 後期高齢者医療保険料	被災した納税義務者の状況に応じて、国民健康保険税 <u>(料)</u> 、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「国民健康保険税 <u>(料)</u> 等」という。）の <u>納期未到来分の一部又は全部を免除する。</u>	特別土地保有税	市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地について減免する。	<p>第11 税負担等の軽減</p> <p>市<u>及び県</u>は、必要に応じ、<u>地方税等の期限延長</u>、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、<u>市は</u>必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税_____の減免等を行う。</p> <p>1 市税等の納税緩和措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収猶予</p> <p>市は必要に応じ、市税<u>等</u>の徴収猶予を行い、被災者の負担軽減を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>減免の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人の市民税</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険税_____ 介護保険料 後期高齢者医療保険料</td> <td>被災した納税義務者の状況に応じて、国民健康保険税_____、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「国民健康保険税_____等」という。）の<u>減免を行う</u></td> </tr> <tr> <td>特別土地保有税</td> <td>市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地について減免する。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※必要に応じて、県から助言を受ける。</u></p> <p>※国民健康保険_____等については、以下に説明する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>ア 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療保険（以下「国民健康保険等」という。）の一部負担金等の減免</u></p> <p>市は、国民健康保険税_____等の減免と同様に国民健康保険<u>等</u>の被保険者について、被災の程度により、医療費や介護サービス利用料の一部負担金等の減免基準を定め減免することができる。なお、必要に応じて、県から助言_____を受ける。</p> <p>第12 (略)</p>	税目	減免の内容	個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。	固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。	国民健康保険税_____ 介護保険料 後期高齢者医療保険料	被災した納税義務者の状況に応じて、国民健康保険税_____、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「国民健康保険税_____等」という。）の <u>減免を行う</u>	特別土地保有税	市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地について減免する。	記述の適正化
税目	減免の内容																						
個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。																						
固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。																						
国民健康保険税 <u>(料)</u> 介護保険料 後期高齢者医療保険料	被災した納税義務者の状況に応じて、国民健康保険税 <u>(料)</u> 、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「国民健康保険税 <u>(料)</u> 等」という。）の <u>納期未到来分の一部又は全部を免除する。</u>																						
特別土地保有税	市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地について減免する。																						
税目	減免の内容																						
個人の市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。																						
固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。																						
国民健康保険税_____ 介護保険料 後期高齢者医療保険料	被災した納税義務者の状況に応じて、国民健康保険税_____、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「国民健康保険税_____等」という。）の <u>減免を行う</u>																						
特別土地保有税	市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地について減免する。																						
復-16	<p>第13 雇用対策</p> <p>1 公共職業安定所の措置</p> <p>公共職業安定所長は被災者の雇用の維持を図るとともに、<u>災害により離職を余儀なくされ</u></p>	<p>第13 雇用対策</p> <p>1 公共職業安定所の措置</p> <p>公共職業安定所長は被災者の雇用の維持を図るとともに、<u>被災求職者の雇用を促進するた</u></p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合																				

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
		<p><u>ある住居の防災のための集団的移転を促進する。</u></p> <p><u>1 事業主体</u> 市（例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）</p> <p><u>2 移転促進区域</u> <u>(1) 被災地域</u> 集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの <u>(2) 災害危険区域</u> 建築基準法第39条第1項の規定により条例で指定された区域</p> <p><u>3 補助制度等</u> <u>(1) 国の補助</u> 以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：ア～カは3/4、キは1/2） ア 住宅団地の用地取得造成 イ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額） ウ 住宅団地の公共施設の整備 エ 移転促進区域内の宅地等の買い取り オ 住宅団地内の共同作業所等 カ 移転者の住居の移転に対する補助 キ 事業計画等の策定 <u>(2) 地方債の特別措置</u> 地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。</p>	
	第4節 産業復興の支援	第4節 産業復興の支援	
復-18	第1から第3まで (略) (新設)	第1から第3まで (略) 第4 相談窓口の設置 県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	第5節 都市基盤の復興対策	第5節 都市基盤の復興対策	
復-19	第1 目的 (略) 復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、 <u>物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。</u> 第2 (略) 第3 想定される計画内容 1から3まで (略) 4 防災基盤の整備 河川、ため池、砂防施設等 <u>の</u> 早期復旧と耐震性の強化及び避難場所、避難施設の整	第1 目的 (略) 復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、 <u>被災地の</u> 物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。 第2 (略) 第3 想定される計画内容 1から3まで (略) 4 防災基盤の整備 河川、ため池、砂防施設等 <u>保全施設</u> の早期復旧と耐震性の強化及び避難場所、避難施設の整	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>備と都市公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等</p> <p>第4 都市計画の決定等の代行要請</p> <p>市は、特定大規模災害等を受け_____、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等の事務の遂行が困難な場合には、<u>県に対して都市計画の決定等の代行を要請する。</u></p>	<p>備と都市公園、河川公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等</p> <p>第4 都市計画の決定等の代行_____</p> <p>県は、特定大規模災害等を受け<u>た市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事業の遂行に支障のない範囲で、市に代わって、</u>円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等<u>を行う。</u></p>	
	<p>第6節 義援金の受入れ、配分</p>	<p>第6節 義援金の受入れ、配分</p>	
復-21	<p>第1 目的</p> <p>大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金送られてくること予想されるため、_____これらの受入体制を確立し、_____迅速かつ適切に被災者へ配分する。</p> <p>第2 受入れ</p> <p>1 窓口の決定</p> <p>市_____は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。なお、市の受入窓口は、福祉事務所生活福祉課が担当する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(図略)</p> <p>第3 配分</p> <p>1 配分委員会</p> <p><u>義援金の配分については、県が</u>日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、<u>協議</u>_____、決定する。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1 目的</p> <p>大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金送られてくること予想されるため、<u>市及び県は、</u>これらの受入体制を確立し、<u>関係機関と連携して</u>迅速かつ適切に被災者へ配分する。</p> <p>第2 受入れ</p> <p>1 窓口の決定</p> <p>市、<u>県及び日本赤十字社宮城県支部等</u>は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。なお、市の受入窓口は、福祉事務所生活福祉課が担当する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(図略)</p> <p>第3 配分</p> <p>1 配分委員会</p> <p>_____ <u>県は、</u>日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置し、<u>義援金の配分について十分協議の上、</u>決定する。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	<p>第7節 激甚災害の指定</p>	<p>第7節 激甚災害の指定</p>	
復-23	<p>第1 目的</p> <p>市内において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査<u>するとともに、</u>_____公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。</p> <p>第2 激甚災害の調査</p> <p>市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮し<u>ながら</u>災害状況等を調査し、<u>県に</u>報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 激甚災害指定の手続き</p> <p><u>災害による</u>被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、_____速やかに指定の手続きを取る。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 目的</p> <p>市内において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査<u>し、県と連携を図りながら早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、</u>公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。</p> <p>第2 激甚災害の調査</p> <p>市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮し、_____災害状況等を調査して<u>県に</u>報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 激甚災害指定の手続き</p> <p><u>地震による</u>被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、<u>県は国の機関と連絡を取り、</u>速やかに指定の手続きをとる。</p> <p>(略)</p>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
復-25			

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p>1 から3まで (略) (図略)</p> <p>第4 特別財政援助の交付（申請）手続き 激甚災害 <u>又は局地激甚災害</u> の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。</p> <p>(略)</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>第5 激甚災害指定基準 <u>激甚災害については、「激甚災害指定基準」(昭和37年12月7日・中央防災会議決定)と「局地激甚災害指定基準」(昭和43年11月22日・中央防災会議決定)の2つの指定基準がある。</u></p> <p>(新設)</p> <p>1 <u>激甚災害指定基準</u> (本激甚災害) <u>激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。</u></p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) <u>中小企業に関する特別の助成</u> ア <u>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条)</u> イ <u>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例 (法第13条)</u></p> <p>(4) その他の特別の財政援助及び助成 ア及びイ (略) ウ <u>り災者</u> 公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (法第22条)</p> <p>2 <u>激甚災害指定基準</u> (局地激甚災害) <u>激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。</u></p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) <u>中小企業に関する特別の助成</u> (法第12条、<u>第13条</u>)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>1 から3まで (略) (図略)</p> <p>第4 特別財政援助の交付（申請）手続き 激甚災害 _____ の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。県は、これを受け事業の種類毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。</p> <p>(略)</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>第5 激甚災害指定基準 (削除)</p> <p><u>激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。</u></p> <p>1 <u>本激甚災害</u> (削除)</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) <u>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条)</u> (削除)</p> <p>(4) その他の特別の財政援助及び助成 ア及びイ (略) ウ <u>罹災者</u> 公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (法第22条)</p> <p>2 <u>局地激甚災害</u> (削除)</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) <u>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条 _____)</u></p> <p>(6) (略)</p>	
	<p>第8節 災害対応の検証</p>	<p>第8節 災害対応の検証</p>	
復-28	<p>第1 (略)</p> <p>第2 検証の実施 (略)</p> <p>なお、検証に当たっては、<u>関係防災機関</u> への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。</p> <p>主な検証項目例</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 検証の実施 (略)</p> <p>なお、検証に当たっては、<u>防災関係機関</u> への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。</p> <p>主な検証項目例</p> <p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>	条項の修正

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	<p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 検証の対象 (略)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>④</u> (略)</p> <p><u>⑤</u> (略)</p> <p><u>⑥</u> (略)</p> <p><u>⑦</u> (略)</p> <p><u>⑧</u> (略)</p> <p><u>⑨</u> (略)</p> <p><u>⑩</u> (略)</p> <p>第5から第7まで (略)</p>	<p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 検証の対象 (略)</p> <p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p>第5から第7まで (略)</p>	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
	第1節 総則	第1節 総則	
推-1	第1 推進計画の目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に 基づき 、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、登米市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 第2 (略)	第1 推進計画の目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に より 、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、登米市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 第2 (略)	記述の適正化
	第2節及び第3節 (略)	第2節及び第3節 (略)	
	第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
推-5	第1 整備計画の目的 (略) 1 建築物、構造物等の耐震化 (略) (新設) (表略) 2から5まで (略)	第1 整備計画の目的 (略) 1 建築物、構造物等の耐震化 (略) <u>市が助成する事業は以下のとおり。</u> (表略) 2から5まで (略)	記述の適正化
	第5節及び第6節 (略)	第5節及び第6節 (略)	